

ISSN : 2187-9990

第68回日本図書館情報学会
研究大会発表論文集

2020年10月3日(土)～4日(日)

オンライン開催

日本図書館情報学会

第68回日本図書館情報学会研究大会プログラム

2020年9月8日現在

※ブックマークから各発表論文に移動することができます。

第1日 10月3日(土)

	Zoom 会議室
9:45~ 9:55	開会式
10:00~10:30	◎鈴木一生(筑波大学大学院), 小泉公乃(筑波大学) 米国における特別目的政府による公共図書館経営の理論的基盤
10:30~11:00	◎松井健人(東京大学大学院) ヴァイマル期ドイツにおける閉架式図書館と図書館利用者研究の創始:W・ホーフマンの活動を中心に
11:00~11:30	◎矢田竣太郎(奈良先端科学技術大学院大学), 浅石卓真(南山大学), 宮田玲(名古屋大学) 学校図書館による教材提供を支援する図書選定システムの提案とユーザインタフェースの予備的評価
11:30~12:00	◎東山由依(昭和女子大学) 日本の学校図書館における学習活動の分析:私立女子中学校を事例として
12:00~13:00	休憩
13:00~13:30	◎山田翔平(東洋大学) 大学の属性と大学図書館の蔵書の関係の分析:経済学分野を対象として
13:30~14:00	◎下野幹弥(筑波大学大学院) 電子書籍の価格と需要の関係に関する国際比較
14:00~14:30	◎吉井潤(都留文科大学) 新型コロナウイルス感染症対策から捉えた公立図書館のトイレ環境に関する現状調査
14:30~15:00	休憩
15:00~15:30	伊藤民雄(実践女子大学) わが国における戦後25年間の図書館サービスの推移について:『図書館学文献目録』(私立大学協会, 1971)を利用して
15:30~16:00	森山光良(東京大学大学院) 日本の広域行政の制度的枠組みへの公共図書館ネットワークの対応について:日仏米の比較制度分析を通して

第2日 10月4日(日)

	Zoom 会議室 1	Zoom 会議室 2
10:00~10:30	木村麻衣子(日本女子大学) 漢籍利用者へのインタビュー調査に基づく 利用者タスクおよびエレメントの抽出	栗山正光(東京都立大学) レファレンス事例の陳腐化と追跡調査の有効 性:「セレンディピティ」に関する調査を例にし て
10:30~11:00	谷口祥一(慶應義塾大学) NCR2018 と RDA の記述規則の RDF データ化	福永智子(椙山女学園大学) レファレンス協同データベースに蓄積された 読書相談質問の実際
11:00~11:30	雪嶋宏一(早稲田大学) 16世紀ケルンにおけるページ付け印刷の発 展について	望月道浩(琉球大学), 金沢みどり(東洋英和女 学院大学) 日本の公共図書館の子ども読書Web ページの現 状と課題
ポスター発表 (Zoom 各会議室)		
11:30~13:00 (昼食を含 む)	P-1: ●高橋今日子(鶴見大学大学院), 角田裕之(鶴見大学), 河西由美子(鶴見大学)/横浜市学 校司書を対象とした探索的インタビュー調査分析 P-2: ▲杉江典子(東洋大学)/レファレンス情報源の出版傾向に関する基礎データの分析:1990 年から2019年までの変遷 P-3: ◆鬼頭孝佳(名古屋大学大学院), 西田喜一(名古屋大学大学院)/「これからの図書館像」 の成立過程から見る図書館政策の展開 P-4: ●小山憲司(中央大学)/大学生による遠隔授業の評価と課題:図書館情報学教育科目にお けるアンケート調査結果の分析 P-5: ▲カレイラ松崎順子(東京経済大学)/日本における子ども英語図書館の設立の可能性を 探る:釜山広域市立中央図書館別館釜山英語図書館の英語プログラムから 以下の印の付いた時間帯には必ず自分のZoom会議室に待機し, 訪問者への説明の実施, 質問等への対 応を行ってください。それ以外の時間帯は, 他の発表者の発表を聴くなどしても構いません。 ●: 11:30~12:00, ▲: 12:00~12:30, ◆: 12:30~13:00	
昼 食		
	Zoom 会議室 1	Zoom 会議室 2
13:10~13:40	河村俊太郎(東京大学) 図書館との比較からみた場としてのアーカ イブズの位置づけ	池内淳(筑波大学) 公共図書館需要の移転に関する実証的分析
13:40~14:10	高橋今日子(鶴見大学大学院), 角田裕之(鶴 見大学), 河西由美子(鶴見大学) 横浜市学校司書の業務に関する質問紙調査 分析	松本直樹(慶應義塾大学) 公立図書館の指定管理者制度導入に対する地 方議員の認識
14:10~14:40	根本彰 国際パカロレアにおける図書館の位置づけ についての考察	山本順一(放送大学) インターネットアーカイブ訴訟の表層と深層: アメリカ著作権制度における権利者と大規模 デジタル化組織との利害相克
14:40~15:00	休 憩	
15:00~16:00	会員集会・学会賞等授与式 (Zoom 会議室 1)	
16:00~16:10	閉会式 (Zoom 会議室 1)	

※氏名の前の◎は優秀発表奨励賞授与候補者(自己申告による若手研究者)です。同賞選考委員会が審査し, 受賞者を選出します。所属は教職員(常勤/非常勤)・学部生は「機関名」(「大学名」), 院生は「大学院名」(「〇〇大学大学院」)としました。

米国における特別目的政府による公共図書館経営の理論的基盤

鈴木一生[†] 小泉公乃[‡]

[†]筑波大学大学院
s1830503@s.tsukuba.ac.jp

[‡]筑波大学
koizumi@slis.tsukuba.ac.jp

抄録

本研究の目的は、包括的な文献レビューを通して、図書館区の持つ要素を体系的に整理・分析し、図書館区経営の理論的基盤の全体像を解明することである。さらに、その分析結果を基礎に図書館区研究における課題を示す。分析の結果、図書館区経営の理論は、1)財務政策、2)管理/経営、3)政治的透明性の確保、4)地理的境界、5)図書館サービスの5つに分類でき、これら理論の中核的理念は、「持続性」と「自律性」であった。その上で、図書館区研究上の課題として課税権を中心に論じられてきた「持続性」に加えて、「自律性」についても実証的に解明することの重要性を指摘した。

1. 研究の背景と目的

米国の郡や市町村といった一般目的政府(General-Purpose Governments)における財政悪化に起因し、公共図書館の財源が減少する中で、図書館区(Library Districts)は安定した資金を確保できる経営モデルとして注目されている。図書館区とは、図書館経営という単一目的のために設立される課税権や起債権を持つ特別目的政府(Special-Purpose Governments)の一形態である¹⁾。近年の研究から課税権を持つ図書館区は、一般目的政府や非営利組織(Non-Profit Organizations)に経営される公共図書館と比較して、より安定した財源を確保していることが実証されている。しかしながら、ニューヨーク州立図書館が、図書館区について資金調達の優位性に加えて、説明責任や自律性が向上することなども主張している²⁾ように、財源の安定性は、その1つの特徴に過ぎない。

本研究の目的は、包括的な文献レビューを通して、図書館区の持つ要素を体系的に整理・分析し、図書館区経営の理論的基盤の全体像を解明することである。さらに、その分析結果を基礎に今後の図書館区研究における課題を示す。

図書館区経営の理論的基盤を明確化することで、「図書館区という経営モデルの特徴」とこれまで見落とされてきた「一般目的政府や非営利組織に経営される公共図書館の特徴」を示すことができる。このことから、図書館区の経営理論の明確化は、図書館経営の理論研究の発展のためにも重要である。

2. 研究方法

分析対象は、合計21件の文献である。この文献には、研究論文や学術書に加えて、図書館区について理論的に論じている *American Libraries* や *Library Journal* に掲載された論考、州立図書館や州の図書館協会のレポートなども含まれる。文献の選択に当たっては、図書館区の制度を基礎にしつつも、それがもたらす経営への影響までを理論的に言及している文献を対象とし、時事的な事例報告や法令の紹介など図書館区制度を概説的に述べるにとどまっている文献については分析対象には含めなかった。

対象の期間は、Schepke(1991)が米国における公共図書館経営の新たな傾向として「図書館区への再編成及び統合」を述べたこと³⁾を起点とし、1991年から2019年とした。

分析対象文献の入手手順は次の通りである。第1に、学術文献データベース(ProQuest, EBSCO)を利用し、図書館区について記述された論文、選択基準に合致したインタビュー記事やレター記事を入手した。第2に、収集した資料の引用及び参考文献を確認し、図書館区に関連性の高い文献、州立図書館や州の図書館協会から発行されている研究レポートを芋づる式に入手した。第3に、図書館情報学における専門図書館である筑波大学図書館情報学図書館でブラウジングし、図書館区について論じている文献を入手した。

分析の手順は、はじめに文献を精読し、図書館区経営の理論を構成すると考えられる要素を

抽出した。その後、概念の大きさに基づき、第二著者との議論を通して要素を分類・整理した。

3. 研究結果

図書館区経営の理論は、16の要素によって構成されており、それらは 1)財務政策、2)管理/経営、3)政治的透明性の確保、4)地理的境界、5)図書館サービスの5つに分類された(表1)。

これら理論は、後述のように、「持続性」と「自律性」という2つの中核的理念に集約することができた。「持続性」とは、財源の安定性に加えて、住民が図書館区を支えるという意識に関連した広範な活動を指す。「自律性」とは、独立した組織として、自らの意思で最適に資源を配分することに関連した行為を指す。また、文献の中で図書館区は、主に一般目的政府によって経営される公共図書館と対比され論じられていた。

3.1 財務政策

3.1.1 収入

図書館区が課税権や起債権といった財務政策上の独立性を有することは、一貫して肯定的に論じられていた。特に図書館区は、住民から直接的に財源を得る権限を持つことが評価されていた⁴⁾。近年、図書館区は、図書館区ではない公共図書館と比較し、より長期的に安定した財源を確保していることが実証されていた⁵⁾⁶⁾⁷⁾。財源が安定することの利点として長期的な計画の策定が可能になることが指摘されていた⁶⁾。

3.1.2 次年度への財源の繰り越し

一般目的政府によって経営される公共図書館とは異なり、図書館区は、自らの予算を年度内に全て支出する必要は無く、次年度へと財源を繰り越せることが利点とされていた⁸⁾⁹⁾。

3.1.3 課税対象地域の拡大

図書館区は、一般目的政府の境界に捉われずに、住民投票を通して図書館区域を拡大させることが可能なことからサービスが行き届いていない地域を包含することに加えて、より大きな課税基盤を獲得できると評価されていた¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾。

3.1.4 規模の経済

図書館区が規模の経済を發揮できるとした見解については評価が分かれていた。肯定的な見解は、小さな市町村の図書館と比べ、図書館区の方が奉仕人口等の観点から単位が大きいことを指摘し、規模の経済を活かした経営が実施できると評価していた¹³⁾。否定的な見解は、図書館区が一般目的政府から独立することで小規模組織となり、経営上、規模の大きい政府組織では実現できている規模の経済という利点が失われる懸念があることを指摘していた⁸⁾。

3.1.5 支出

課税権を持つ図書館区について、安定した財源を獲得できることが評価されると同時に、一般目的政府の公共図書館に比べて、支出額が大きくなることが指摘されていた⁵⁾¹¹⁾¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾¹⁵⁾¹⁸⁾。具体的な要因は、一般目的政府の公共図書館であれば自ら用意する必要の無いサービスの多くを独立した地方政府である図書館区は自ら用意する必要があるためと述べられていた¹¹⁾。

3.2 管理/経営

3.2.1 迅速な意思決定

図書館区は、一般目的政府の判断を待つことなく、迅速に意思決定ができることが評価されていた¹¹⁾。一般目的政府の公共図書館は、職員配置転換を実施する時もその政府の人事部や委員会の承認を待たなければならず、時間と費用がかかることとした上で、図書館区であればそう

表1 文献から抽出した図書館区経営の理論を構成する要素

注番号	要素(大分類)	財務政策					管理/経営					政治的透明性の確保		地理的境界		図書館サービス	
		収入	次年度への財源の繰り越し	課税対象地域の拡大	規模の経済	支出	迅速な意思決定	裁量ある経営	一般目的政府からの独立	労力の増加	図書館委員会の役割と責任	直接的な説明責任	住民投票の権利	非サービス提供地域へのサービス提供	地理的境界の柔軟な設定	サービスの特性	住民による図書館利用頻度
	中核的理念	持続性	持続性	持続性	持続性	自律性	自律性	自律性	自律性	自律性	自律性	自律性	持続性自律性	自律性	自律性	自律性	持続性自律性
10	Eisner(1991)	✓		✓													
8	Crismond(1993)	✓	✓		✓				✓	✓	✓						✓
11	Madden(1993)	✓		✓		✓			✓	✓							
16	Brauner(1993)	✓							✓	✓							
12	Ruhnke(1994)	✓		✓		✓			✓		✓				✓		
19	Rackers(1998)	✓									✓						
20	Fox(2000)	✓							✓		✓						
4	Berry(2002)	✓															
13	Hennen(2002)	✓			✓	✓											
9	Brauner(2002)	✓	✓														✓
23	Andersen(2003)	✓									✓						
5	Lietzau(2003)	✓				✓		✓									✓
21	Waters(2003)	✓															✓
17	O'Connor(2004)	✓							✓	✓		✓					
22	Thomson(2005)	✓									✓	✓					
24	Franch(2005)	✓									✓						
14	Berry(2009)	✓				✓											✓
18	Harris et al.(2010)	✓				✓			✓	✓							
6	Elliott(2013)	✓															
15	Ebdon et al.(2018)	✓				✓											
7	Goldman(2018)	✓															
	一般的な説明または肯定的な見解			✓													
	懸念または否定的な見解																

した遅れは発生しないと指摘されていた¹¹⁾。

3.2.2 裁量ある経営

上記3.2.1とも関連するが、図書館区は、一般目的政府に比べて、より広範な権限を有していることが評価されていた⁵⁾⁸⁾¹¹⁾¹²⁾。例えば、一般目的政府に経営される公共図書館は、職員の募集や採用について、一般目的政府に適用されている法律に定められたプロセスに従う必要がある¹¹⁾。しかしながら、図書館区は、自らの裁量で職員を採用するプロセスを合理化することができ、予算の大部分を占める人件費に対する無駄な支出を省くことができるとされていた。

3.2.3 一般目的政府からの独立

図書館区が一般目的政府から独立していることは、肯定と否定の両面から見解が示されていた。肯定的な見解の多くは、財務政策上の独立性を有していることを指摘していた⁸⁾¹¹⁾¹⁶⁾¹⁷⁾¹⁸⁾。否定的な見解では、独立性が高まる図書館区が他の政府機関及びコミュニティから孤立した存在になる可能性があることが指摘されていた⁸⁾。

3.2.4 労力の増加

図書館区の経営には、一般目的政府の公共図書館に比べ、多くの時間と労働力を費やなければならないことが懸念されていた⁸⁾⁹⁾¹¹⁾¹²⁾¹⁸⁾²⁰⁾。例えば、退職制度や福利厚生制度を自ら確立しなければならないことである¹¹⁾。図書館区のような小規模組織にとって、これらを確立することは時間がかかり、またそれを管理するためには多くの労働力が必要であると述べられていた。

3.2.5 図書館委員会の役割と責任

図書館区の図書館委員会は、公共図書館に加えて地方政府の代表者として幅広い役割と責任を有することが指摘されていた¹²⁾¹⁷⁾¹⁹⁾²⁰⁾²¹⁾²²⁾。それがもたらす利点は、図書館委員会が一般目的政府の委員会と同等の権限を持ち、建物のメンテナンス、人事、サービス、財務などを管理できることであると評価されていた²²⁾。

3.3 政治的透明性の確保

3.3.1 直接的な説明責任

多くの州では、図書館区は、その予算や図書館委員会メンバーが住民投票を通して承認されることから住民に対して、より直接的に説明責任を果たしていると指摘されていた¹¹⁾¹⁷⁾²³⁾。

3.3.2 住民投票の権利

図書館区は、自らの権限で増税や起債が必要

な際に、住民投票を実施できることが評価されていた⁸⁾¹⁸⁾。また、この住民投票を通じた経営の意思決定という制度がもたらす利点は、図書館区と住民との信頼関係が継続することが促されることと、図書館区が提供するサービスを住民が検証できることであると主張されていた⁸⁾。

3.4 地理的境界

3.4.1 非サービス提供地域へのサービス提供

図書館区が一般目的政府の境界に捉われずにサービス提供地域を拡大することが可能なことから非サービス提供地域に住む人々に対してサービスを提供できると評価されていた¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾¹⁸⁾。

3.4.2 地理的境界の柔軟な設定

図書館区は、一般目的政府の公共図書館と異なり、柔軟に課税及びサービス対象地域を設定できることから、地域の人口分布や地理的特徴に合わせて最適な範囲にサービスを提供することが可能であると指摘されていた¹⁴⁾¹⁷⁾²²⁾。

3.5 図書館サービス

3.5.1 サービスの特徴

財源が安定し、自らの裁量で資源を配分できる図書館区は、利用者にとってより便益の高いサービスを提供できる経営モデルとして評価されていた⁵⁾⁸⁾⁹⁾²¹⁾²⁴⁾。しかしながら、近年行政学者が実施した公共図書館統計(Public Library Survey)を用いた実証研究によると、図書館区は、図書館区ではない公共図書館に比べ、収入額は大きいものの効率的にはサービスが提供できていないとの見解も示されていた¹⁴⁾。

3.5.2 住民による図書館利用頻度

図書館区に経営される公共図書館は、図書館区ではない公共図書館と比較するとより多くの住民が利用していると主張されていた²⁴⁾。

4. 結論

本研究の分析結果から「持続性」と「自律性」という図書館区経営の中核的理念が解明された。

第1の理念「持続性」は、図書館区が課税権に基づき安定した財源を長期的に得ることができるとする理論を基礎としたものである。「持続性」を構成する具体的な理論は、「収入」を中心とした「財務政策」に加えて、図書館経営のために税負担を受け入れる住民との信頼関係構築に関わる「住民投票の権利」などであった。

近年の実証研究における図書館区の「持続性」については専ら財源の安定性を中心に論じられている。しかしながら、本研究を通して、図書館区の要素を包括的に整理・分析した結果、財源が安定することは、図書館区の「持続性」の中心的概念であるものの、安定性が確保されることで長期計画の策定が可能になることや経営の意思決定における透明性が高まり、住民との継続的な信頼関係が構築されることなど「持続性」に関わる幅広い要素が浮かび上がった。

第2の理念「自律性」は、図書館区が独立した地方政府として広範な権限を持ち、図書館経営において住民ニーズに合わせ最適に資源配分を実施するという理論を基礎としたものである。「自律性」を構成する具体的な理論は、「迅速な意思決定」、「直接的な説明責任」、「地理的境界の柔軟な設定」、「サービスの特徴」などである。

これまで「自律性」については、「持続性」と一体に論じられてきたものの、近年の図書館区研究では、収入を中心とした「持続性」に焦点が当てられていることから、「自律性」に関する実証的な研究成果は僅かであることがわかった。

5. 今後の課題

本研究では、包括的な文献レビューから図書館区経営の理論的基盤を示してきた。図書館区経営の理論の中核的理念である「持続的な経営」は、税負担という形で現れる住民の図書館区への信頼に基づくものであり、それは図書館区が住民ニーズに合わせ最適に資源を配分しようとする「自律的な経営」を実施することではじめて実現される。ここから図書館区の「持続性」と「自律性」は相互作用の関係にあるといえる。「持続性」と「自律性」を相互作用として捉え、今後、事例分析などを通して、図書館区の「自律的な経営」を実証的に解明していくことは、図書館区研究に残された重要な研究課題である。

謝辞

本研究は、日本図書館情報学会の2019年度研究助成を受けたものである。

注・引用文献

1) Bourdeaux (2005) は、米国では、歴史的に州政府や一般目的政府が抱える政策的課題を解決するために、特別目的政府がそ

れらに代わって、公共サービスを提供してきたことを指摘している。Bourdeaux, Carolyn. "A Question of Genesis: An Analysis of the Determinants of Public Authorities," *Journal of Public Administration Research and Theory*. Vol.15, No.3, 2005, p.441-462.

2) New York State Library. "Why Consider Public Library Districts?,"

<http://www.nysl.nysed.gov/libdev/libsp/pldtools/guide/2why.htm> (accessed 2020-08-21).

3) Scheppke, Jim. "The Governance of Public Libraries: Findings of the PLA Governance of Public Libraries Committee," *Public Libraries*. Vol.30, No.5, 1991, p.288-294.

4) Berry, John N, III. "More Successful than Begging," *Library Journal*. Vol.127, No.11, 2002, p.8.

5) Lietzau, Zeth. "Colorado Library Districts Thrive While Other Library Types Face Big Cuts," *Fast Facts*. Colorado State Library. ED3/110.10/No. 193, 2003.

6) Elliott, Mara. "Impact of the Public Library District Model on Local Funding of Public Libraries in New York State," *Public Library Quarterly*. Vol.32, No.2, 2013, p.124-137.

7) Goldman, Matthew. "Strategies for Sustainable Funding: A Metadata Review of the Independent Library District Model," *Public Library Quarterly*. Vol.37, No.2, 2018, p.139-149.

8) Crismond, Linda F. "Financial Structure and Funding Sources," *Against All Odds: Case Studies on Library Financial Management*. Fort Atkinson, Highsmith, 1993, p.4-5.

9) Brawner, Lee B. "For Library Districts," *Library Journal*. Vol. 127, No.15, 2002, p.10.

10) Eisner, Joseph. "Why Public Library Districts?," *The Bookmark*. Winter, 1991, p.132-134.

11) Madden, Michael. "Independent Library District," In Robbins, Jane B.; and Zweizig, Douglas L. *Balancing the Books: Financing American Public Library Service*. Fort Atkinson, Highsmith, 1993, p.128-131.

12) Ruhnke, Charm. "What is a Public Library District?," *Illinois Libraries*. Fall, 1994, p.222-227.

13) Hennen, Thomas J., Jr. "Are Wider Library Units Wiser?," *American Libraries*. Vol.33, No.6, 2002, p.65-70.

14) Berry, Christopher R. "Specialization and Quality," *Imperfect Union: Representation and Taxation in Multilevel Governments*. New York, Cambridge University Press, 2009, p.129-147.

15) Ebdon, Carol; Park, Ji H; Franklin, Aimee L.; and Moore, Jonathan. "Institutional Arrangements for Public Library Funding and Spending," *The American Review of Public Administration*. 2018, p.1-13.

16) Brawner, Lee B. "The People's Choice: Public Library Districts," *Library Journal*. Vol.118, No.1, 1993, p.59-62.

17) O'Connor, Diana. "Public Library Districts and Texas: A Case Study," *Public Libraries*. Vol.43, No.5, 2004, p.275-279.

18) Harris, Bob; Ruhnke, Charm; and Medal, Carole. "Library Districts: The Good, The Bad, The Beautiful, and The Ugly," *ILA Reporter*. 2010, p.14-19.

19) Rackers, Christopher P. "Responsibilities of Public Library District Trustees," *Missouri Library World*. Vol.3, No.4, 1998, p.25-26.

20) Fox, Beth W. "Public Library Districts: And Now We Are 9!," *Texas Library Journal*. Vol.76, No.2, 2000, p.66-68.

21) Waters, Richard L. "An Interview with Lee B. Brawner," *Public Library Quarterly*. Vol.22, No.1, 2003, p.11-24.

22) Thompson, Greta. "Public Library Districts: An Alternative for Wisconsin?," *Newsletter for Public Library Trustees*. Winter, 2005, p.1-4.

23) Andersen, Deborah L. "Selling a Public Good: The Case of Rechartering Public Libraries by Referendum in New York State," *Public Library Quarterly*. Vol.22, No.4, 2003, p.5-23.

24) French, Jennifer. "Colorado Library Districts Show Greater Increases in Use & Financial Support than Other Public Library Types," *Fast Facts*. Colorado State Library. ED3/110.10/No. 260, 2008.

ヴァイマル期ドイツにおける閉架式図書館と図書館利用者研究の創始

W・ホーフマンの活動を中心に

松井健人[†]

[†] 東京大学大学院

qennto@hotmail.com

抄録

本研究は、ヴァルター・ホーフマン (Walter Hofmann, 1879-1952) の閉架式図書館論と図書館利用者研究との関わりを検討する。本研究は文献史資料調査による歴史的研究手法をとる。ホーフマンの図書館利用者研究である『女性の読書』(1931)を分析するとともに、これが以前の彼の図書館論とどのように結びつくものであるかを検討した。結果、ホーフマンの利用者研究は、それ以前の図書館論の主張から内的に要請された課題であったが、研究の結果は、ホーフマンの図書館論とは矛盾するものであったことが判明した。

1. はじめに 問題の所在と研究方法

本研究は、ヴァルター・ホーフマン (Walter Hofmann, 1879-1952) の閉架式図書館論と図書館利用者研究との関わりを検討する。この際、彼の図書館利用者研究の成果である『女性の読書』に着目する。

W・ホーフマンはドイツ民衆図書館界¹において閉架式図書館を推進し、1910～20年代ドイツ図書館界で議論を巻き起こした人物として位置付けられてきた。同時に、1931年に彼が刊行した博士論文『女性の読書 読み物と読者の指導のために』は、図書館利用者研究の萌芽的・先駆的存在とされてきた²。しかし、閉架式図書館の推進と図書館利用者研究との両者が関連付けて考察されることは殆どなかった。また、『女性の読書』の内容の詳細な検討もなされてこなかった³。従来の図書館史研究では忘却されてきた、ホーフマンの閉架式図書館推進と創成期図書館利用者研究にあたる彼の『女性の読書』を検討することで、ホーフマンがどのような意図をもって図書館利用者研究を開始したのかを明らかにしたい。この結果は、図書館史・図書館学史研究に貢献するものと思われる。

本研究は文献資料に基づいた歴史的研究の手法をとる。1931年のホーフマンの博士論文である『女性の読書』を中心的に扱う。分析に際しては、1910年代以来の彼の図書館論も参照し、ホーフマンが利用者研究を行った理由・目的を解明する。具体的には、ホーフマンの図書館論の中で図書館利用者研究がいかに位置づけられるのか、どのように図書館利用者を分析したのかを明らかにする。

ここで、補足的にはあるが、ホーフマンの

経歴を確認する。ヴァルター・ホーフマンは1879年にドレスデンの彫刻師の家庭に生まれ、工芸学校に通った。工芸学校卒業後は、彫刻師としてベルリンをはじめとした各都市で働き、新聞紙面への芸術評論執筆も手掛けた。評論活動を通して知遇を得たイダ・ビーネルトから、ドレスデン・プラウエン地域の民衆図書館設の運営への参加を、1904年にホーフマンは依頼された。これがホーフマンにとって、民衆図書館員としてのキャリアを始める転機となった。

1906年に開設したドレスデン・プラウエン無料公共図書館 (Die freie öffentliche Bibliothek Dresden-Plauen) で、ホーフマンは民衆図書館実践に携わると同時に、教育誌や図書館誌に数多くの民衆図書館論を執筆していった。1913年にはライプツィヒ市立図書館館長に採用され、民衆図書館界における影響力を増していった。ホーフマンは、ナチ時代においても活動を継続するが、彼の活動に好意的であったライプツィヒ市長カール・ゲルデラーが失脚した1937年に解職され、活動の第一線から退くことを余儀なくされた。戦後の1946年にはライプツィヒ大学で読者研究に関するゼミナールを開講するなど、ホーフマンは活動を再開し、1952年にその生涯を終えた。

2. ホーフマンの閉架式図書館論

ホーフマンは1910年代より図書館員として活動を行い、とりわけ閉架制図書館の推進者として知られていた。とりわけ、1912年から20年代のヴァイマル期にかけて「路線論争 (Richtungsstreit)」を引き起こし、ドイツ図書館界において閉架制と開架制の立場を巡る議

論を巻き起こした⁴。

ホーフマンは、図書館の目的を、「アウトノミーに離合集散している大衆から、精神的なつながりの中で生きる一つのフォルク(Volk)をつくること⁵」として示す。とりわけ、図書館職員の読書への興味と教育への熱心さと共に、良い図書を用意すること。そして、図書館利用者の幅広い圏域を生み出すことの二点を、民衆図書館の課題として挙げる⁶。

上のような図書館の目的を掲げるホーフマンは、民衆図書館の本質を、「図書館蔵書の精神的統一性」に置く⁷。つまり、ホーフマンは、民衆図書館の蔵書の構成に大きな意義を置いたのである。民衆図書館においては「真正(echt)」で「本質的(wesentlich)」な図書を収集し、利用者に提供しなくてはならない。これと同時に、非本質的(unwesentlich)な図書を利用者からとおざけることも民衆図書館の重要な任務となる⁸。ゆえに、「計画的な図書への配慮が必要不可欠である。図書の配慮の本質とは、自分で方向付けすることができない素人(Laienschaft)に対して、行き届いた助力を与えることなのである」⁹とホーフマンは述べる。

このようなホーフマンの図書館論においては、利用者の過去の利用状況を熟知し、一人ひとりの利用者に見合った図書を貸し出していくことが民衆図書館員にもとめられた¹⁰。「個々人への貸出業務こそが民衆図書館での民衆教育の最も重要な部分である。これを通してのみ、図書館員が利用者個人を人格的に知ることができる」¹¹とホーフマンは述べる。彼によれば、図書館員が利用者の過去の読書を把握することによって、その利用者が新たに民衆図書館を利用するときに適切な図書を推薦することが可能となるのであった¹²。

ホーフマンは、具体的な民衆図書館実践として、民衆図書館の核となる蔵書を構成し、その蔵書を利用者に貸出していくことが主張する。そしてホーフマンは民衆図書館の選書の三つの基準として、「形式的価値」・「内容的価値」・「体験近接性(Erlebensnähe)」を挙げる¹³。

この「形式的価値」・「内容的価値」・「体験近接性」のうち、「体験近接性」は「年齢層・性別・階層」を表す「生活圏」と「歴史的・地理的性質」である「文化圏」との二点を要素とする。

ホーフマンにおいて、「形式的価値」と「内容

的価値」はア・プリアリな基準であるが、「体験近接性」に関してはそうではない。個々の民衆図書館の設置区域の歴史的、地理的条件(文化圏)、および利用者の性別・年齢・階層(生活圏)の違いを、民衆図書館員が詳細に把握し、民衆図書館蔵書を決定しなくてはならない。民衆図書館蔵書を価値的な側面と生活文化的な側面のそれぞれを考慮して選び、利用者個人の読書活動を把握することで利用者一人ひとりに適した蔵書を貸し出していくことが、民衆図書館員に求められたのである。ホーフマンの民衆図書館論においては、選書においても貸出においても、実践の核となるのは、利用者を把握することであった¹⁴。

この目的を達成するために、ホーフマンは読者カード(Leserkarte)に図書館活動実践における重要性を見いだした。読者カードを作成し、このカードを利用者ではなく図書館側が管理にしておくことで、一人ひとりの利用者の読書を把握し、貸出業務に活かしていくことをホーフマンは企図した。読者カードには、利用者の氏名・生年月日・職業・住所が記載され、利用日・貸出図書・返却日が順に記されるようになっていた。読者カードを導入することで、民衆図書館利用者一人ひとりの利用状況および民衆図書館蔵書の貸出状況を把握することが可能となるのであった¹⁵。

3. 図書館利用者研究の創始とその内容

ホーフマン図書館論において展開された、上述の利用者把握の必要性は、彼を民衆図書館利用者の読者研究へと導くことになった。民衆図書館の蔵書を選定したところで、利用者が図書を借りなければ民衆図書館の課題を果たせない。これまでみてきたホーフマンの民衆図書館論からすれば、利用者が最終的にどの図書を借りるのか、これは民衆図書館員が的確に把握しなければならないことであった。ホーフマンは、これまでの教養論の延長線で読者研究を始める¹⁶。1926年にホーフマンが設立した読者・図書研究センターの研究成果が『女性の読書』であった¹⁷。『女性の読書』は、ライプツィヒ市立図書館の1922年から1926年の5か年の図書館貸出の統計をとり、38585人の利用者と総計780792冊の貸出図書のデータを元に作成された¹⁸。

このデータを分析にするに当たって、ホーフマンは貸出図書を「物語文学 (Literatur)」、「詩・小説 (Gedicht, Drama)」、「教訓物 (Belehrung)」の三つのカテゴリーに分類し、さらに利用者を「男性・女性」「青少年・成人」「市民層・労働者層」のカテゴリー¹⁹を導入して考察することで、図書館利用者の読書行動を解明することを試みた²⁰。なお、統計的手法によって読者研究を行ったホーフマンであるが、彼にとって統計データはあくまでも、利用者に対して民衆図書館員が貸出を展開していくための補助に過ぎず、統計的データそのもの、つまり、利用者数や貸出数、図書館蔵書数の絶対数を重視することはない²¹。

この読者研究の結果については、次の二点が重要な研究成果として指摘される。第一に、女性と男性の性差が、図書の貸出利用に大きな差異を与えるという点である。先の貸出図書のカテゴリーのうち、労働者層および市民層の双方とも「物語文学」の読書が女性に有意に多く、反対に男性では女性よりも「教訓物」の貸出が多いことが判明した²²。第二に、女性の読書では、労働者と市民層という階層による差異は見られない点である。労働層の女性と市民層の女性の両者の読書内容は大きく重なり合うものであった²³。

ホーフマンの読者研究は、以前に彼が選書基準として提唱した「体験近接性」を構成する生活圏つまり、「年齢層・性別・階層」の要素が必ずしも妥当するものではないことを示すものであった²⁴。特に女性の読書において階層差が見られないことには、著作でも驚きを表明し、労働層の女性と市民層の女性のカテゴリーを統合し、「統一的女性 (undifferenzierte Frau)」というカテゴリーを新たに設け、ホーフマンは労働層と市民層の女性の読書行動を、一括して考察した²⁵。最終的には女性の読書行動に対して、否定的な評価として「自身の生活状況に関わらないものへの興味の欠如、抽象的概念を用いた意味世界理解の拒否」と述べるとともに、肯定的な評価として、ファンタジーの世界を通した人間的なものへの接近可能性を、女性の読書行動に見出したのであった²⁶。

4. 考察 図書館利用者研究と図書館論の矛盾

これまで確認した、ホーフマンの読者研究の結果は、かならずしもホーフマン自身のこれまでの民衆図書館論を裏付けるものとはならなかった。ホーフマンの読者研究からは、女性の読書行動に対して、彼が選書基準として提示していた階層差を見いだすことはできなかったのである。

上の結果を踏まえると、ホーフマンの民衆図書館論が抱えた困難が明らかになるだろう。教育目的（一つのまとまりとしての民衆の形成）あるいは教育的価値判断（形式価値・内容価値）を先行させながら、被教育者への接近（利用者の把握）を試みたのが、本稿で検討したホーフマンの図書館利用者研究であったといえる。

しかし、ホーフマンの民衆図書館論は、被教育者への接近において得られたデータと、先行する教育目的・教育的価値判断とのズレが生じることによって歪みが生まれる。この歪みを、ホーフマンはこれまでの民衆図書館論の変更することではなく、データの分析基準の変更によって均した。客観的な統計手法によって利用者の把握を試みるホーフマンであったが、しかし民衆図書館利用者の読書の前提条件である民衆図書館の蔵書構成は、まさに彼自身の主観によって判断されている。このような客観的指標と主観的判断が入り交ざってホーフマンの民衆図書館論は展開されたのであった。

ホーフマン民衆図書館論の困難とは、一つのまとまりとしての Volk の形成を理念としては掲げるものの、その当の民衆は、彼の主観的判断によって先に措定されているという点にある。故に、当時としては先駆的な計量的な手法を用いた読者研究を展開しても、その研究の基準・カテゴリーが既に先入見によって硬直的に定められているため、ホーフマンは自身が最初に設定した「民衆」像から抜け出す事ができなかったのであった。

今後の課題として、ドイツ図書館史における図書館利用者研究のより包括的な歴史的な文脈を明らかにする必要性を指摘することができる。つまり、ホーフマンだけに限定せず、このような統計的図書館利用者研究が行われるようになったドイツ図書館界全体の歴史的な文脈、およびその利用者研究がどのような意図を念頭に置きそしてどのように展開されたのかを明らかにする必要があるだろう。

また、ホーフマンが着目したのがとりわけ読書する「女性」であり、彼が図書館利用者研究の結論で示した女性像が、前節で明らかにしたように、今日から見れば極めて歪なものであ

たことも当然指摘しなくてはならない。このような図書館利用者としての「女性」像は、当時の文脈でどのように生成されたものであったのか。この点もまた、検討を要する課題である。

【付記】：本研究は、JSPS 科研費 19J14056 の助成を受けたものである。

註

1 民衆図書館とは、ドイツにおいて19世紀初頭以降に設立が進んだ民衆層への読書および教育機会提供を試みた図書館種を意味する。

2 Arnulf Kutsch, *Leseinteresse und Lektüre. Die Anfänge der empirischen Lese(r)forschung in Deutschland und den USA am Beginn des 20. Jahrhunderts*, Bremen, 2008, S. 82-90.

3 日本において、ホーフマンを集中的に考察した数少ない研究である河井弘志の研究においても、利用者研究については触れられるものの、その詳細な検討はなされていない。参照、河井弘志『ドイツの公共図書館思想史』京都図書館情報学研究会、2008年。

4 行論の関係上、以降のホーフマンの図書館論についての説明において、下記の拙稿の当該箇所と一部重なる部分があることをご容赦乞いたい。松井健人「ドイツ民衆図書館における路線論争」『図書館界』71(4)、2019年、234-235頁。

5 Walter Hofmann, Die gesellschaftliche Funktion der öffentlichen Bucherei (1925), in: Rudolf Reuter (Hrsg.), *Walter Hofmann, Buch und Volk. Gesammelte Aufsätze und Reden zur Buchpolitik und Volksbüchereifrage*, Köln, 1951, S. 39.

6 Walter Hofmann, Zur Reform des Volksbibliothekwesens, *Blätter für die gesamten Sozialwissenschaften*, (4), 1908, in: Wolfgang Thauer(Hrsg.), *Politik der Bücherei. Paul Ladewig und die jüngere Bücherhallenbewegung. Quellen und Texte*, Wiesbaden, 1975, S. 73.

7 Walter Hofmann, *Der Raum der Bücherei*, Leipzig, 1925, S. 8.

8 Walter Hofmann, *Der Weg zum Schriften. Gedanke, Gestalt, Verwirklichung der deutschen volkstümlichen Bücherei*, Berlin, 1922, S. 20.

9 Ebenda, S. 19.

10 Ebenda, S. 25.

11 Ebenda, S. 27.

12 Walter Hofmann, *Die Praxis der Volksbücherei. Ein Ratgeber für die Einrichtung und Verwaltung kleiner volkstümlicher Büchereien*, Leipzig, 1922, S. 25.

13 Walter Hofmann, *Der Weg zum Schriften*, S. 20-24.

14 Vgl. Walter Hofmann, *Die Praxis der Volksbücherei*, S. 25.

15 Ebenda, S. 55.

16 Walter Hofmann, *Die Lektüre der Frau. Ein Beitrag zur Leserkunde und zur Leserführung*, Leipzig, 1931, S. V.

17 設立過程については以下を参照 Engelbrecht Boese, Walter Hofmanns "Institut für Leser- und Schrifttumskunde" 1926-1937, *Bibliothek Forschung und Praxis*, 5(1), 1981, S. 3-23.

18 Arnulf Kutsch / Nadja Töpp, Die Faktoren der Lektüre. Zur empirischen Leserforschung von Walter Hofmann, in: Th. Keiderling (Hrsg.), *Buch-Markt-Theorie. Kommunikations- und medienwissenschaftliche Perspektiven*, Erlangen, 2007, S. 118.

19 このカテゴリーは、前述のホーフマンの選書論における「生活圏 (Lebenskreis)」としての「年齢層・性別・階層」に対応している。

20 Walter Hofmann, *Die Lektüre der Frau*, S. 9-14.

21 Walter Hofmann, *Der Weg zum Schriften*, S. 44. またこれまでの記述で判明するように、当然ながら、図書のカテゴリーおよび利用者階層の分類の仕方が恣意的である点をはじめとして、ホーフマンの読者研究は計量的研究として不備が多く見られるものであった。Vgl. Arnulf Kutsch, *Leseinteresse und Lektüre*, S. 85.

22 労働者層では「物語文学」・「詩・小説」・「教訓物」のそれぞれの貸出冊数の割合が、労働者の女性では順に73%、6%、21% (男性は45%、4%、50%)、市民層の女性では順に62%、8%、30% (男性は45%、7%、48%) であった (小数点以下は四捨五入)。Vgl. Walter Hofmann, *Die Lektüre der Frau*, S. 38-40.

23 Ebenda, S. 96.

24 読者研究を開始した当初は、ホーフマンは生活圏のなかでも、とくに階層に沿った図書目録作成が可能であると考えていた。Vgl. Walter Hofmann, *Gliederungsmöglichkeiten des Sachverzeichnisses*(1922), in: Rudolf Reuter (Hrsg.), *Walter Hofmann*, S. 242-245.

25 Walter Hofmann, *Die Lektüre der Frau*, S. 96.

26 Ebenda, S. 193.

学校図書館による教材提供を支援する図書選定システムの提案とユーザインタフェースの予備的評価

矢田 竣太郎[†] 浅石 卓真^{†‡} 宮田 玲^{†‡‡}

[†] 奈良先端科学技術大学院大学 ^{†‡} 南山大学 ^{†‡‡} 名古屋大学

[†]s-yada@is.naist.jp ^{†‡}tasaishi@nanzan-u.ac.jp ^{†‡‡}miyata@nuee.nagoya-u.ac.jp

新任や多忙な学校図書館職員を支援するため、先行研究に基づき (1) 教材選定に有用なメタデータを活用した図書探索支援、(2) 図書からも参照可能な提供事例のユーザ間共有、(3) 過去の提供事例に基づいた発見的図書推薦を主機能とする教材提供支援システムを提案し、機能 (1) のユーザインタフェースを実装した。機縁法で募った学校図書館職員経験者 12 名にその使用感を尋ねたところ全員が有用と回答し、学習単元から関連図書一覧を直接表示できる機能が特に評価された。

1 はじめに

学校図書館の主要な機能の一つに、教員や児童・生徒への図書提供がある。特に教員に対するものは、探究学習の教材として用いられることから教材提供ともいわれる。2009 年に出された子どもの読書サポーターズ会議の「これからの学校図書館の活用の在り方等について (報告)」では“教科等指導のための研究文献や教師向け指導資料、教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにしたり、こうした図書資料のレファレンスや他の図書館から資料を取寄せる等のサービスを行ったりする教員のサポート機能”の重要性が指摘されている¹。さらに平成 29・30 年改訂の学習指導要領では探究学習が一層重視されており、高校では多くの教科で「探究」を冠する科目が設けられた²。学校図書館による教材提供は今後ますます求められると予想される。

ところが、教材となる図書の選定は、学校図書館職員としての経験に加え、授業科目への理解も必要な業務であり、学校図書館職員にとって負担が大きい。特に学校司書が複数の学校の担当している自治体では一つの学校に十分な時間をとることが難しく、司書教諭も一部の私立学校を除いて学校図書館業務に専念できる環境とはなっていない。このように限られた時間で教員と共同する必要があるにもかかわらず、図書検索で主に使われる OPAC システムは、書誌情報に基づくクエリ検索が主たる機能であり、授業との関連性を直接指定できないため、教材提供という業務に即したツールとは言い難い。

そこで本研究では、学校図書館現場の実践およ

び事例研究に基づいた教材提供支援システムを提案する。さらに、主機能 (1) を web アプリケーション形式のユーザインタフェースとして実装し、学校図書館職員経験者への質問紙調査を通じてその使用感を予備的に分析する。

2 関連研究

2.1 学校図書館による教材選定

前述の通り学校図書館による教材提供は機能として重要視されているものの、その実践についての学術的検討は少ない。宮田ら³は東京学芸大学が運営する「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」⁴ (以下、活用 DB) に掲載された学校図書館による教材提供事例の特徴を調べ、浅石ら⁵は、模擬的な教材選定タスクを通じて司書にインタビュー調査した。これらの結果によれば、一般的な書誌情報だけでなく、読み物か説明文かといったジャンルや記述の難易度、最近 10 年以内の出版物かどうかといった内容の鮮度が、教材としての図書の選定で重視されていることが明らかになった。特に後者の研究では、司書が既存のブックリスト (提供事例) を参考に行っていることも示された。

2.2 教材選定を支援するツール

学校図書館を主たる支援対象とするツールはあまり多くない。数少ない例の一つとして、図書館流通センター (TRC) は学校図書館向けに、推奨学年や学習件名などの情報を付加した図書データベース TOOLi-S⁶ を提供している。これらの付加的情報により、学校図書館員は教科や単元に関連した図書を検索し、発注することができる。しか

し、これは有料であり、また中学校と高校は対象としていない。また NTT 研究所の開発した絵本検索システム「びたりえ」は、テキストの難易度を自動的に判定し、検索クエリに組み込むことができる⁷点で小学校低学年向けの教材選定に有用だが、絵本以外の図書は対象でない。また、前述の活用 DB は学校図書館による教員への教材提供の事例を 350 件以上 (2020/08/14 時点) 収録し、授業を起点とした検索により、当該授業向けに提供された図書一覧を閲覧できる。校種や教科による絞り込みも可能だが、ある図書からそれが教材として使われた授業を検索することはできず、事例も一部の学校が中心であり典型的な授業例を網羅しているわけではない。以上のように、商用システムを含めても、幅広い校種や教科に対応した学校図書館向けのツールは提供されていないのが現状である。

3 図書選定システム

学校図書館職員による教材図書提供を支援するための図書選定システムを提案する。主な使用事例として、探究学習向けの教材図書の選定を依頼された学校図書館職員が、当該授業に関連する図書を勤務先の学校図書館の蔵書から選定することを想定する。すなわち、このシステムは教材候補となる図書のリストを学習単元や授業科目に応じて作成することを支援するものである。

関連研究で確認したことを踏まえ、中核的な主機能として以下の 3 つを提案する。

- (1) 教材選定に有用なメタデータ (ジャンル・難易度など) を活用して図書探索を支援する機能
- (2) 図書単位で参照可能な形で提供事例をユーザ間で共有できる機能
- (3) 過去の提供事例に基づき発見的に図書を推薦する機能

これらを実現するためのモジュールは、**フロントエンド** (ユーザが直接見て操作する部分) と **バックエンド** (それ以外の部分) に分類すると、以下のように整理できる。

3.1 フロントエンド

図書探索ユーザインタフェース (UI) 主機能 (1) に直接対応し、授業科目・単元を選択すれば関連する図書を一覧表示する。教材図書探索に有用な絞り込み機能 (対象学年, 出版年, 利用実績など) を実装する。ここでユーザが選択した図書が教材

図書リストとしてまとまる。

教材提供事例マネージャ ユーザが過去に作成した教材図書リストを閲覧・編集できるようにすることで主機能 (2) を実現する。ユーザ間で相互にこのリストを閲覧できるような共有機能を実装し、学校図書館間での事例共有を促進させる。

図書推薦ポップアップ 図書探索 UI で教材図書リストを作成中に、自身や他のユーザの過去の教材提供事例を基に、よく利用される図書を推薦する。他二つのフロントエンドモジュールと相補的に働くことで主機能 (3) を実現する。

3.2 バックエンド

教材提供に適した図書データベース 通常の書誌情報に加え、図書探索 UI の絞り込み機能を実現するためのメタデータ (対象学年, 出版年, 利用実績など) を管理する。

教材提供事例データベース 教材提供マネージャで管理する教材提供事例について、提供された図書, 作成したユーザの情報, 提供目的, 作成日などを格納する。

ユーザ認証機構 ユーザ単位で教材提供事例を管理するため、パスワード等の仕組みでユーザを認証する。

図書推薦機構 図書推薦ポップアップモジュールで、推薦すべき図書を判断するアルゴリズムを実行する。

4 ユーザインタフェース

本研究では、主機能 (1) を体現する図書探索 UI モジュールを web アプリケーションとして実装した。このとき、授業科目・単元に関連した図書の一覧は、宮田らの教材提供事例調査⁸に基づき、当該単元と内容的に関連する NDC⁹を持つ図書を表示することで実現した。まず中学校理科を対象としたが、学年や教科は今後拡大させる予定である。また、この UI が参照する書誌の実体である「教材提供に適した図書データベース」には、対象学年や学習件名の情報が含まれる TRC MARC (内 28,266 冊分のデータ) を充てたほか、過去の提供事例に基づく絞り込み機能を模擬的に実装するために、既存システムである活用 DB に収録された事例での利用実績を図書単位で紐付けた。図 1 に画面の例を示す。対象校種・教科書・単元を選択すると、関連する図書の書影が一覧表示される (図 1a)。上部には各種の絞り込み項目が用意さ

れ、複数同時に適用することもできる。例えば対象学年では小学生、中学生、大学・一般向けごとに、全文検索では書名だけではなく内容紹介なども含めて絞り込める。書影を選択すると図書の詳細をモーダル表示で確認でき、教材として適していれば、選択することで教材図書リストに追加できる(図 1b)。なお、活用 DB での利用実績がある図書には対応する事例一覧をモーダル中に表示することで、主機能(2)の一部を擬似的に実装している。

5 予備的評価

機縁法を用いて図書館職員経験者 12 名を募り、開発した図書探索 UI の試用を依頼した。実験協力者の属性は、司書資格保有者のべ 9 名と司書教諭資格保有者のべ 9 名で、両方の取得者は 7 名である。現在の主たる勤務先は学校図書館が 10 名、大学図書館 1 名、その他 1 名で、勤務年数の中央値は 18 年 (MAD¹⁰ 6) だった。教材提供の頻度の中央値は年 17.5 回 (MAD 14.25) と、教材提供の機会は学校や館種により大きく異なっていた。

開発した図書探索 UI の有用性を「全く有用でない」「あまり有用でない」「どちらかといえば有用」「非常に有用」の 4 段階で評価してもらったところ、7 名が「どちらかといえば有用」、5 名が「非常に有用」と回答し、12 名全員が有用と判断した。特に有用性が期待される校種は小学校・中学校が多く挙げられた(それぞれのべ 6 名・5 名)。教科は理科・社会との親和性が高いと評価されたが(5 名・6 名)、保健・体育や「どのような教科でも有用である」といった意見も見られた。自由記述からは、特に単元から関連図書一覧を直接表示できる機能の評価が特に高かった。操作が簡単でわかりやすく時間短縮になるとの意見もあり、新任職員や多忙な職員への支援効果が期待される結果となった。教員支援だけでなく生徒へのレファレンス業務にも活用可能ではないかという記述もあった。中には、学校図書館職員にシラバスが共有されない学校の場合に特に有用という理由も見られ、学校図書館活用の実態的課題の緩和に寄与することも示唆された。また要望としては、近隣図書館(同自治体の公共図書館など)の所蔵状況に基づく絞り込み(6 名)や教材提供事例の保存・共有機能(4 名)が比較的多く見られた。前者はカーリル¹¹や CiNii¹²との連携、後者は本研究で実装しなかった主機能(2)で実現できる。

6 おわりに

本研究は、学校図書館による教材提供を支援するための図書探索システムの機能・構成を提案し、主機能の一つである図書探索ユーザインタフェースを実装した。機縁法に基づく質問紙調査により、学校図書館職員経験者全員から教材提供に有用との評価を得た。今後は残りのモジュールの実装を進め、試験運用を通じて業務支援性能を評価するとともに、教材提供という図書館機能の学術的理解への寄与を目指す。

謝辞

MARC データを提供していただいた TRC に感謝する。本研究は南山大学 2019 年度パッへ研究奨励金 I-A-2 の助成を受けた。

注

- 1) 子どもの読書サポーターズ会議「これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)」文部科学省, 2009. <https://bit.ly/3gv5nT4>
- 2) 「学習指導要領『生きる力』」文部科学省, 2017. <https://bit.ly/2EHehjr>
- 3) 宮田玲・矢田峻太郎・浅石卓真(2018)「学校図書館の教員サポートにおける授業に関連した資料提供の事例分析」, 『日本図書館情報学会誌』, 第 64 巻, 第 3 号, pp.115-131.
- 4) <http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/>
- 5) 浅石卓真・宮田玲・矢田峻太郎(2020)「司書はどのように教材を選定しているか: 教材検索システムの開発に向けた予備調査」, 『アカデミア.人文・自然科学編』第 20 号, pp.99-112.
- 6) http://www.trc.co.jp/school/tooli_s.html
- 7) 藤田早苗・服部正嗣・小林哲生・奥村優子・青山一生(2017)「絵本検索システム「びたりえ」～子どもにぴったりの絵本を見つけます～」, 『自然言語処理』, 第 24 巻, 第 1 号, pp.49-73.
- 8) 宮田ら(2018), *op. cit.*
- 9) 単元と NDC は、例えば理科の 1 単元「光の世界」に対し「425 光学」などと手作業で対応づけた。
- 10) Median Absolute Deviation, すなわち中央値からの絶対値差の群における中央値。
- 11) <https://calil.jp>
- 12) <https://ci.nii.ac.jp>



(a) 教材候補一覧画面



(b) 図書詳細モーダル

図 1: 図書探索 UI モジュール

日本の学校図書館における学習活動の分析 私立女子中学校を事例として

東山 由依

昭和女子大学人間社会学部現代教養学科

y-higashiyama@swu.ac.jp

抄録

本研究では、学校図書館での学習活動において、学習者が情報を収集し、まとめていく過程に焦点をあて、その過程で学習者の活動に影響を与えた要素を明らかにすることを試みた。学校図書館において教育実践の観察とフォーカス・グループ・インタビューを実施した結果、探究の過程で、学習者は学校図書館内でさまざまな要素を絡めながら学習を進めていることが明らかになった。同時に、学校図書館以外の場でも学習者の学びが発展しているケースも見られた。

1. 研究の背景と目的

日本では、学校図書館について、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能が提唱されている¹⁾。平成29年に告示された「中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」では、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」が発展的にくり返される探究の過程が図示されており²⁾、探究的な学習を充実させることができるよう、学校図書館を整備することが求められている。さらに、必要な情報を収集し、活用する能力である「情報リテラシー（情報活用能力）」の育成に関心が寄せられ、「情報教育推進の一翼を担うメディア専門職」³⁾としての司書教諭の役割も提示されている。

学校図書館の学習活動に関する調査研究については、例えば、児童生徒の情報活用スキルの習得度を調査した研究⁴⁾、学習者による自己評価を通して探究学習の支援の方法について考察した研究⁵⁾、生徒を対象に探究の過程で活用された知識・技能を抽出した研究⁶⁾がある。以上の研究によって、探究的な学習に司書教諭が携わって指導することの有用性や、授業者としての課題、学校図書館利用指導の必要性が明らかになっている。

一方、探究の過程で、学習者はどのように情報を収集していき、探究的な学習をどのように考えているのかについて調査することを

通して、学習者の活動の実態を明らかにした研究の蓄積は不十分である。そこで本研究では、学校図書館の学習活動において、学習者が情報を収集してまとめていく過程を分析し、学習者の活動に影響を与えた要素を明らかにすることを目的とする。

2. 私立女子中学校における事例調査

2.1 調査対象の選定

本研究では、学校図書館で探究的な学習を行っている都内の私立女子中学校と、中学1年生の生徒を調査対象とした。調査校では、専任司書教諭が総合的な学習の時間を担当し、独自に作成したワークブックを用いて、複数の教科教諭と協働しながら中学校の3学年に対して指導を行っている。実践の積み重ねがあることと、カリキュラムに対する教科教諭の理解もあることから、調査校として適切だと判断した。

調査対象者は、学校図書館の利活用方法などを学ぶ基礎的な学年であることから、中学1年生の生徒（以下、学習者）を対象とした。学習者は、調査校の学校図書館で、与えられたテーマに関する情報を探索し、必要な情報を成果物にまとめ、発表するまでの活動を、4～5名で編成された班で行う。

2.2 データの収集と分析

まず、学校図書館で指導されている教育実践を観察した。調査期間は、2019年5月14日～7月2日までの毎週火曜日（前期）と、

2019年10月1日、8日の毎週火曜日（後期）である。そして、前期の授業終了時に、学習活動中に最も多様な図書館資料を収集していた班の5名を対象にフォーカス・グループ・インタビューを実施し、どのように情報を探していたのか、その過程で役割分担をしたり、誰かに助けってもらったりすることがあったかを尋ねた。

前期のインタビューによって、学校図書館以外の場でも情報を収集していた学習者の実態が明らかになった。そこで学校図書館以外の場での学習者の行動にも着目することにし、後期も調査を継続した。後期では、学習者が学習活動の内外で参照した情報を質問紙調査によって網羅的に把握したうえで、学校図書館以外でも関連しそうな情報があったと回答した生徒5名を選定してフォーカス・グループ・インタビューを行い、学校図書館内外でどのような情報をみつけたのか、それがどのような意味があったのかを尋ねた。そして、2度のインタビューデータをもとに分析を行い、学習の過程でとった行動や考えた事柄を整理した。

3. 結果

分析の結果、学習者の活動に影響を与えた要素として5のカテゴリーと21のサブカテゴリーが抽出された（表1）。次節以降、それぞれのカテゴリーについて説明する。

3.1 図書館資料の多様性

学習者の情報探索行動は、さまざまな媒体の《図書館資料の多様性》によって引き起こされる。学習者は、学校図書館内の資料を用いる際、自身の《もともとの知識》を思い出している。しかし、実際に情報を探索していくと、《新たな気づき》が生まれてくる。そのため、学習者が《複数の情報源》にアクセスできる空間であることは、学校図書館には必要な条件である。

学習者には、ページ数が多いなどの理由から、辞書や事典に対してある程度の《紙媒体の資料への信頼》があり、当初の予想と照らしあわせながら情報を探索し、予想が外れた場合は、別の図書館資料に変えて探索しな

すという《試行錯誤》をしている。

学校図書館において《図書館資料の多様性》が保障されることで、学習者は、《もともとの知識》から《新たな気づき》を得て、《複数の情報源》をもとに《試行錯誤》しながら探索していくことができるようになる。

3.2 学校図書館専門職の教育的関与

《学校図書館専門職の教育的関与》とは、学習活動の立案・実施者である専任司書教諭による指導や介入の状況を表す。

司書教諭には、用意しておいたワークブックや指導計画といった、《あらかじめ計画された意図》がある。同時に、学習者がどのように学習を進めているのかを見てまわりながら、個々の学習者に対して臨機応変に適切な助言をし、学習者の《学習状況に応じた介入》を行っている。さらに、学習者にとって必要だと思われる図書館資料を集めた《探索をうながすツール》も用意している。

司書教諭は、限られた授業時間内で探究的な学習を経験させるために《課した制約》がありつつも、学習者の活動をサポートするような《探索をうながすツール》を効果的に用いながら、《あらかじめ計画された意図》と《学習状況に応じた介入》の二つの側面から学習者に働きかけている。《学校図書館専門職の教育的関与》は、学習者の活動を促進させる因子となっている。

3.3 学習者の情報リテラシー

学習活動を通して、学習者は、《学んだことを応用する力》を活用し、具体的な数値や発信源の信憑性などを手がかりとして情報を探索する。そして、情報を探索した過程を振り返ることで《学習活動の評価》をするようになる。加えて、参照した《図書館資料の評価》や《情報メディアの解釈》も行っている。このような態度は、《学習者の情報リテラシー》として習得され、学校図書館以外でみつけた情報や、テレビ番組やニュース番組に対しても、学習者自身で評価することができるようになる。

表1 抽出した《カテゴリー》、〈サブカテゴリー〉の全体像と定義

《カテゴリー》	〈サブカテゴリー〉	定義
図書館資料の多様性	もともとの知識	学習者がすでに知っていること
	新たな気づき	調べてみて気づいたこと
	複数の情報源	情報が複数あること
	紙媒体の資料への信頼	図書に対する一定の信頼感
	試行錯誤	予想と照らし合わせながら探索すること
学校図書館専門職の教育的関与	あらかじめ計画された意図	事前に用意した教材や活動のねらい
	学習状況に応じた介入	個々の学習者に対する臨機応変な対応
	探索をうながすツール	探索に必要な図書館資料を組織化したもの
	課した制約	時間の制約
学習者の情報リテラシー	学んだことを応用する力	情報を探索する際の観点となるもの
	学習活動の評価	学習を経験してどうだったか
	図書館資料の評価	参照した図書館資料はどうだったか
	情報メディアの解釈	日常生活で触れたメディアへの理解
グループ活動の特性	発展的な問い	学習活動で取りあげられなかった問い
	班の「みんな」との協力関係	「みんな」で相談して進めていくこと
	班の中の人間関係	班の学習者に頼ること
学校図書館外の要素	記憶に残らないこと	覚えていない活動があること
	内心想うこと	目標から逸れた行動や思考
	家庭でのやりとり	家族と話題を共有すること
	派生した問題関心	学習者から浮上した話題
	自分にとっての意味	学習活動がどのような意味をもったか

このように、学習者は、学習活動で学んだ情報探索の手がかりを実際に応用したり、図書館資料や日常にある情報やメディアについて考えたりしようとしている。《学習者の情報リテラシー》とは、情報の探索、評価、解釈といった、個々の学習者が学習活動で身につけることができる力のことである。

3.4 グループ活動の特性

学習活動が班で行われることで、他の学習者との関係性や《グループ活動の特性》がみられる。学習者は、班のメンバーで話しあ

い、情報を探索していくなかで、学習活動では取りあげられなかった疑問や、班で調べて新たに生まれた〈発展的な問い〉をもつようになり、〈班の「みんな」との協力関係〉が必要になる。その一方で、班の中では、「みんな」ではなく、ある特定の学習者によって学習が進められている実態も存在し、〈班の「みんな」との協力関係〉とは異なった〈班の中の人間関係〉も存在する。

班で学習活動を進める《グループ活動の特性》があることで、学習者同士で役割分担をして調べることができ、話しあって新たにく

発展的な問い>を生み出すことができる。その一方で、最終的に情報をまとめる段階では、他の学習者に頼る場合もある。

3.5 学校図書館外の要素

学習者は、《学校図書館専門職の教育的関与》から逸れた行動や考えを示すことがある。

学習者は、学校図書館での一連の学習のすべてを確実に定着させているわけではなく、学習目標を理解しつつも<記憶に残らないこと>や、<内心想うこと>がある。さらに、学習活動に関連する話題を家族と共有し、理解を深めていくような<家庭でのやりとり>や、インタビュー中に調査者が予期していなかった議論で、時事問題について話しあったり、学習者が他の学習者の発言に触発されたりして<派生した問題関心>も生まれている。そして、一連の学習活動について、学んだことや難しいと感じたことも含めて、<自分にとっての意味>がどこにあるのかを考える場面もある。このように、学習者の活動には《学校図書館外の要素》も関係していると考えられる。

4. 考察

学校図書館において、学習者が情報をまとめていく過程には、「学習・情報センター」としての機能や、司書教諭の存在といった、これまで提唱されてきた学校図書館の役割を反映する要素が関係していることが確認された。しかし、それにとどまらず、指導者以外の他者と学習者との関係性や、学習者自身の評価軸の変容といった要素も関係していることが明らかになった。また、学校図書館以外の場でも、関連する話題を他者と共有したり、時事問題に関心をもったりしているケースも認められたことから、学習活動が教室外でも発展する可能性があることが示唆された。今後、学校図書館の学習活動を分析する際には、学校図書館が果たすべき従来の役割だけでなく、学習者をとりまく人間関係や、情報環境にも着目することが重要になるだろう。

本研究は、私立女子中学校の一枚を対象とした事例研究であるため、すべての中学校で同様の結果が得られるとはいえない。また、生徒にインタビューをすることで学習者の活動に影

響を与えた要素を明らかにすることを試みたが、調査対象の選定や手法の妥当性については精査する必要がある。そのうえで、調査対象を拡大することを検討し、学習の実態をより多面的に明らかにすることが課題である。

注・引用・参考文献

- 1) 子どもの読書サポーターズ会議「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」2009.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373_1.pdf, (参照 2020-08-28).
- 2) 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」2017, p. 9,
https://www.mext.go.jp/component/a_meme/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_012.pdf (参照 2020-08-28).
- 3) 情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進などに関する調査研究協力者会議「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて 最終報告」, 1998.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/002/toushin/9808011.htm (参照 2020-08-28).
- 4) 塩谷京子・堀田龍也「児童生徒の情報活用スキルの習得と司書教諭の指導効果に関する検討」『教育メディア研究』vol. 17, no. 2, 2011, p. 25-39.
- 5) 大作光子・嶺坂尚「ルーブリックによる自己評価の分析を通じた探究学習の支援のあり方」『日本図書館情報学会誌』vol. 61, no. 4, 2015, p. 232-251.
- 6) 庭井史絵「探究学習の過程で活用される知識・技能と学校図書館利用指導のあり方に関する検討」『日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集』2014, p. 71-74.

大学の属性と大学図書館の蔵書の関係の分析

—経済学分野を対象として—

山田翔平[†]

[†] 東洋大学社会学部

[†]yamada020@toyo.jp

大学図書館蔵書の実態を記述するため、大学選択の条件に関わる属性（偏差値、設置者、所在地）に着目し、それらの属性の違いと大学図書館蔵書の関係进行分析した。属性の違いによる蔵書の差異を捉えやすくするため、経済学部を有する大学を対象とし、これらの図書館に所蔵のある NDC 第 2 次区分 33（経済）に分類されるタイトルを分析対象とした。120 校各校の所蔵タイトル数を算出し、属性ごとに大学群に分け、群間の所蔵タイトル数を比較した。

1 背景と目的

日本には 2019 年度の時点で 786 校の大学があり、全ての大学で同じように教育・研究が行われているわけではない。現在の日本には、多様な大学が存在し、各大学はそれぞれの実状に応じた大学図書館蔵書を構築している。このように大学との関係に置かれる大学図書館蔵書の実態はどうなっているのだろうか。本研究では、大学の属性の違いを考慮に入れ、その違いと蔵書関係を明らかにし、大学図書館蔵書の実態の記述を試みる。具体的には、経済学分野に関連のある資料を分析対象とし、大学の属性のうち受験者から選択基準として重視される属性と蔵書冊数との関係を明らかにする。

多数の大学図書館を対象に、特定の視点から定めた大学の属性のもとで蔵書进行分析する研究は、これまでに行われてきていない。大学図書館蔵書进行分析した既往の研究では、単館あるいは少数の図書館を対象としている。また、大学の属性の違いを考慮に入れるということに関して、大学図書館研究においては大学との結びつきは考慮されてきていない¹。

本研究の意義は、大学図書館蔵書を適正な解像度で記述することである。そもそも記述の対象である大学図書館蔵書の実態は、十分に共有・参照可能なかたちで示されていない。このような記述は、大学図書館とその蔵書に対する我々の認識を広げるための基盤となることから極めて重要である。

大学の属性については、受験者の大学選択に影響を与える属性を取り上げる。受験者は多様な条

件のもとで大学を選択する。本研究では、そのうち重視される条件と関連のある属性として、偏差値、設置者、所在地の 3 つを取り上げる。受験者は、興味関心や将来設計をもとに志望大学を選択するが、実際に受験する大学・入学する大学を決定する際には、入試の難易度や金銭的負担といった制約的な条件を考慮している。潜在的には複数の志望大学が存在するが、個々の受験者が最終的に入学する大学はそれらの条件によって絞られた 1 つの大学である。そのような条件で絞られた大学に入学し、大学図書館を訪れたときどのような蔵書に出会うかを示すことを目的とし、大学の属性のうち受験者の大学選択に影響を与える属性を取り上げる。

本研究では、属性による差異を捉えやすくするため、経済学部のある大学を対象とし、分析対象を経済学分野と関連のある資料とする。経済学部を選ぶ理由は、最も多くの大学に設置されている学部であり、属性の異なる大学を多数対象に含めることが可能となるためである。

2 対象と方法

2.1 資料

本研究では、大学図書館に所蔵される資料のうち和文図書を対象として分析する。大学図書館の資料は、主に図書と雑誌からなるが、このうち図書を選ぶのは、大学の学士課程教育では、図書を教科書、参考書にすることが多いためである。さらに、和文に絞るのは、日本の大学の学士課程教育では、和文図書を用いることが多く、また、一部の大学を除いては、図書のうち和文図書が蔵書の半数以上を占めることに依拠する。

資料のデータは、国立情報学研究所目録所在情報サービスが提供する図書書誌データセット（2017年4月公開のもの）を使用した²。このデータセットにおける図書書誌レコードは、単行書誌単位と最上位の集合書誌単位の2つからなる³。本研究では、単行書誌単位を図書の単位として取り上げる。以下本研究では、単行書誌単位で捉えられる図書1点を「1タイトル」と呼ぶこととする。

2.2 大学の属性

本研究では、大学の属性として、大学選択において重視される条件と関連のある大学の属性に着目する。ベネッセ教育総合研究所が2016年に行った「大学生の学習・生活実態調査」の報告書によると、受験する大学・学部を決める際に重視した点（複数選択可）の上位5つは、以下の通りである⁴。なお、同率による5位が2つある。

1. 興味のある学問分野があること（54.5%）
2. 入試難易度が自分に合っていること（42.2%）
3. 入試方式が自分に合っていること（30.7%）
4. 自宅から通えること（30.0%）
5. 世間的に大学名が知られていること（21.3%）
5. 就職状況がよいこと（21.3%）

本研究では、経済学部がある大学を対象を限定することから1位に関しては取り扱わず、1位を除いた上位3つの項目に着目し、2位に対応する属性として「学部の偏差値」、3位に対応する属性として「設置者」、4位に対応する属性として「所在地」を取り上げる。所在地について、自宅から通える大学の範囲は受験者によって異なるため、結果として入る大学が都市部にあるか地方にあるかという視点から捉え、都市部と地方に分けて分析する。

大学のデータは、東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コースが作成した2016年度版大学データベースを使用した。このデータベースは『2017（平成29）年度用大学の真の実力情報公開BOOK』のデータを収録している⁵。ただし、偏差値のデータはベネッセが提供しているデータを収録している⁶。

2.3 方法

経済学分野に関連のある資料を、日本十進分類法において第2次区分33（経済）に分類されるタイトルとした。また、第2次区分33（経済）であるタイトルのうち、刊行年が1981年から2015年のものを対象とした。

『2017（平成29）年度用大学の真の実力情報公開BOOK』にデータのある大学のうち、経済学部がある大学は、126校であった⁷。このうち、第2次区分33に該当するタイトルに所蔵レコードのない大学が2校（慶應義塾大学、神戸国際大学）、第2次区分33に該当するタイトルの所蔵が極端に少ない大学が4校（名古屋経済学、日本経済大学、名城大学、流通科学大学）あった。そこで、これら6校を除く120校を対象とした。

これらの120校それぞれについて、第2次区分33に分類されるタイトルの所蔵タイトル数を算出し、先述の属性ごとに大学群に分け、群間の所蔵タイトル数を比較した。偏差値においては、偏差値60以上、50以上60未満、50未満の3群に分けた。所在地においては、大学を都市部かそれ以外の地域かの2群に分けた。都市部は、政令指定都市に東京23区を加えた21大都市とした。

比較に際しては、所蔵タイトル数の記述統計量と分布に着目した。また、第2次区分33の下の第3次区分の分類ごとの所蔵タイトル数の違いも分析した。

なお、本研究では、個々の大学1校を1つの図書館機構として捉え、同一大学に複数所蔵されるタイトルの重複所蔵は数えない。

2.4 基本データ

第2次区分33に分類されるタイトルであり、120校いずれかに所蔵があるタイトルは、異なりタイトルで見て、97,273タイトル存在した。表1は、所蔵タイトル数の記述統計量を全体、及び各属性の大学群ごとに掲載している。図1は、120校各校の所蔵タイトル数と一様分布とのQ-Qプロットである。

3 分析結果

本稿では、第2次区分レベルでの分析結果に絞って報告する。図2から4は、偏差値、設置者、所在地それぞれの群ごとの所蔵タイトル数と一様分布とのQ-Qプロットである。

3.1 偏差値

60以上の群をA群、50以上60未満の群をB群、50未満の群をC群と呼ぶこととする。120校のうち偏差値の情報があったのは112校であった。

A群とB群では、一部の大学が10,000タイトルを下回るのみで、それ以外の大学は、10,000タイトル以上所蔵している。さらに、A群は、20,000

	学校数	平均値	中央値	標準偏差	変動係数
全体	120	18,734.14	16,814.00	9,089.98	0.485
60 以上	36	24,742.33	24,063.00	9,477.27	0.383
50 以上 60 未満	42	17,608.19	17,035.00	6,586.19	0.374
50 未満	34	13,754.44	13,865.00	7,106.89	0.517
国立	23	22,660.22	21,474.00	7,651.21	0.338
公立	9	17,167.44	15,518.00	7,499.57	0.437
私立	88	17,868.24	15,156.50	9,305.49	0.521
21 大都市	59	21,550.15	21,390.00	9,685.50	0.449
その他地域	61	16,010.46	14,204.00	7,531.59	0.470

表 1: 第 2 次区分 33 に分類されるタイトルの所蔵タイトル数の記述統計量

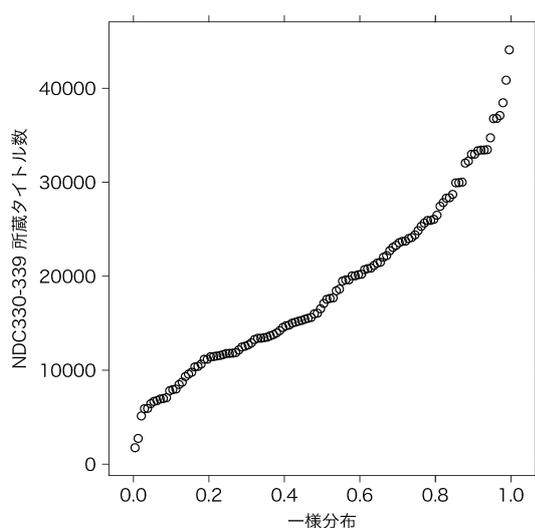


図 1: 120 校各校の第 2 次区分 33 の所蔵タイトル数と一様分布との Q-Q プロット

タイトルを下回る大学も少なく、およそ 7 割の大学が 20,000 タイトル以上所蔵している。また、他の 2 群の大学には少ない 30,000 タイトル以上を所蔵する大学も固まりをなして存在している。

B 群は、3 群で最も値の散らばりが小さい。40 パーセントイルまでの大学が 15,000 タイトル以下であり、それより上の大学もほとんどが 15,000 タイトルから 30,000 タイトルの間に収まっている。

C 群は、10,000 タイトルを下回る大学が固まって存在しており、8 割の大学は、他の 2 群の中位以下に相当する所蔵タイトル数である。ただし、上位 20%の大学は 20,000 タイトル以上所蔵しており、B 群の上位の大学と同じ程度の所蔵タイトル数を有する大学もある。

3.2 設置者

国立大学は、平均値・中央値いずれも、公立大学・私立大学よりも大きく、分布の位置も全体的

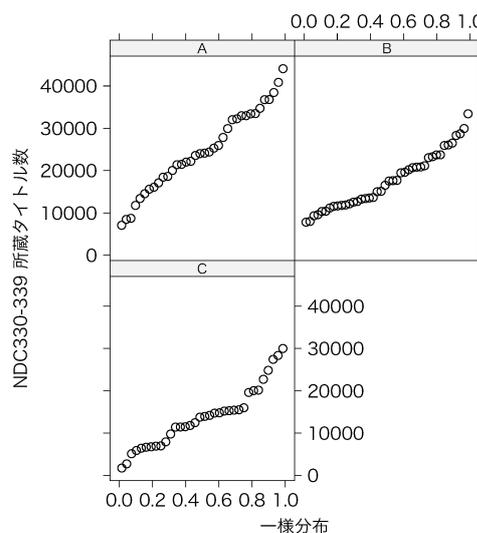


図 2: 偏差値別大学群ごと所蔵タイトル数と一様分布との Q-Q プロット

に高くなっている。国立大学は 10,000 タイトルを下回る大学がなく、所蔵タイトル数が安定して多くなっており、国立大学内で下位の大学でも、公立大学・私立大学の中位以上所蔵タイトル数を有している。

公立大学は、国立大学よりも分布が低い位置にある。ただし、最小の値の高さは国立大学とほとんど変わらず、所蔵タイトル数が最も少ない大学でも 10,000 タイトルをわずかに下回る程度である。

私立大学は、3 群で最も値の散らばりが大きい。10,000 タイトルを下回る大学が複数ある一方、所蔵タイトル数の多い大学もあり、私立大学の上位 20%の大学は国立大学の上位 20%と同じ程度の所蔵タイトル数を有している。

3.3 所在地

記述統計量では、21 大都市の群の方が平均値・中央値ともにその他の地域よりも大きい。図 4 を

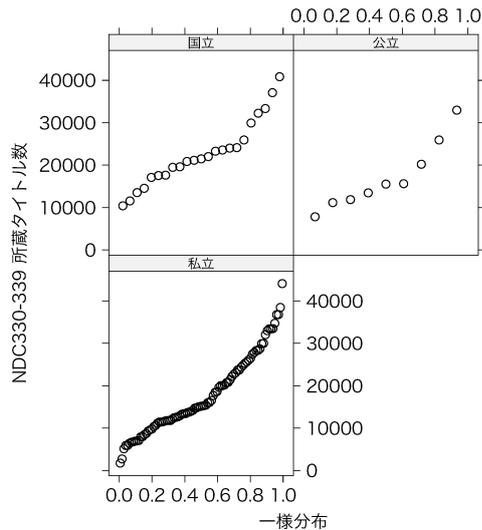


図 3: 設置者別大学群ごと所蔵タイトル数と一様分布との Q-Q プロット

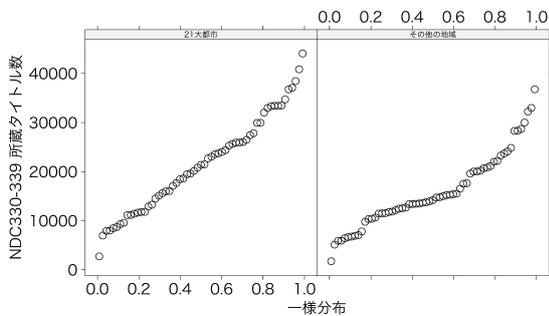


図 4: 所在地別大学群ごと所蔵タイトル数と一様分布との Q-Q プロット

見ると、両群、10,000 タイトルを下回る所蔵タイトル数の少ない大学が存在している点は同じであるが、21 大都市の群では、40,000 タイトルを超える大学まで比較的一様に分布しているのに対して、その他の地域の群では、20 パーセントから 60 パーセントの大学が 20,000 タイトルよりも下のところで固まっており、また、30,000 タイトルを超える大学はわずかである。

4 まとめと課題

本研究では、経済学部を有する大学を対象に、経済学分野の所蔵タイトル数の違いを、偏差値、設置者、所在地の 3 つの大学の属性との関連から分析した。

今後は、1. 資料の属性の側から分析をすること、2. 経済学部以外の学部を取り上げて分析し、結果を比べることが必要となる。また、大学図書館の蔵書は、和洋の図書・雑誌によって主に構成されていることから、より長期の展望として、外

国語の図書の所蔵、及び和洋雑誌の所蔵・契約も、同様の枠組みで分析することが求められる。

謝辞

香川大学教育学部小方直幸教授・東京大学大学院教育学研究科両角亜希子准教授より東京大学大学院研究科大学経営・政策コースが作成した大学データベースの提供を受けた。本研究の成果は小方直幸教授・両角亜希子准教授両名の協力によるものである。分析に当たっては、東京大学大学院教育学研究科影浦峽教授より、ご意見を賜った。

注・引用文献

- 1) 長谷川哲也・内田良「高等教育機関における図書館評価:『大学図書館の社会学』を構想する」『愛知教育大学教育創造開発機構紀要』vol. 1, 2011, p. 1-9.
- 2) 国立情報学研究所目録所在情報サービス「総合目録データベースのデータ公開」<https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/about/infocat/od/>, (参照 2017-4-14).
- 3) 学術情報センター編『目録情報の基準』第 4 版, 1999, p. 30. <https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/pdf/kijun4.pdf>, (参照 2020-01-15).
- 4) 木村治生編「1 高校からの接続」『第 3 回大学生の学習・生活実態調査』速報版, ベネッセ教育総合研究所, 2017. https://berd.benesse.jp/up-images/research/3-daigaku-gakushu-seikatsu_all.pdf, (参照 2019-10-28).
- 5) 『2017 (平成 29) 年度用大学の真の実力情報公開 BOOK』(旺文社ムック) 旺文社, 2016, p. 429.
- 6) Benesse: マナビジョン「大学偏差値一覧から調べる」<https://manabi.benesse.ne.jp/ap/daigaku/search/nanido/>, (参照 2020-1-8).
なお、このウェブページの偏差値は毎年度更新されており、現在確認できる値は、本研究で用いた 2016 年度公開の値とは異なる。
- 7) 「経済学部」という文字列に完全一致する学部のある大学を対象とし、「政治経済学部」や「経済経営学部」といった名称の学部があっても「経済学部」がなければ、対象としない。

電子書籍の価格と需要の関係に関する国際比較

下野幹弥†

† 筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科
s1921634@u.tsukuba.ac.jp

抄録

本研究では、日本、米国、英国の書籍市場の需要の価格弾力性の比較を目的とし、電子書籍の価格変動に伴う電子書籍及び紙書籍の順位の変化について分析を試みた。分析では、オンライン書店 Amazon.co.jp の公開する電子書籍の順位・価格データを用いて、各商品カテゴリの書籍群について需要の価格弾力性の推定を行った。分析の結果、各国の書籍の価格弾力性はカテゴリ間で異なり、消費者の需要傾向に違いがあることが示された。

1. 序論

1.1 背景

現在、日本の書籍市場では、紙書籍に対して「再販売価格維持制度（以下、再販制度）」を適用しており、紙書籍は全国どの書店でも定価で販売されている。一方で、電子書籍は再販制度の対象品目となっておらず、割引セールなどの自由な価格設定が可能となっている。電子書籍の市場規模の拡大や月額定額制読み放題サービスの普及など、近年の出版市場の変化の中で、紙書籍と電子書籍の異なる価格制度が、書籍市場や消費者の購買行動にどのような影響を与えているのか注目が集まっている。

海外の書籍市場では、書籍の定価販売を認めない米国や、1990年代に定価販売の廃止を選んだ英国など、書籍への再販制度の適用について各国で対応が異なっている¹⁾。また、英国では書籍にかかる付加価値税についてゼロ税率を適用するなど、それぞれの国で書籍市場の在り方に違いが見られる。しかし、諸外国の書籍市場の制度の違いに注目した分析や、日本の書籍市場に関する実証的研究は少ない。多様に変化しつつある日本の書籍市場で、紙書籍と電子書籍の価格の在り方、書籍を取り巻く諸制度と書籍市場の関係について議論の必要性が高まっている。

1.2 目的

本研究では、日本、米国、英国において価格拘束の行われていない電子書籍の価格変動に注目し、それに伴う電子書籍と紙書籍の需要量の変化

について分析を行うことで、各国の書籍市場の需要傾向と書籍の財としての性質について分析を試みた。本研究の目的は、電子書籍の価格を用いて電子書籍及び紙書籍の「需要の価格弾力性」を推定し、日・米・英の書籍の性質について国際比較を行うことである。分析によって、各国の定価販売や税制などの諸制度と書籍需要の関係、電子書籍普及率による紙書籍と電子書籍の関係など、諸外国の書籍市場の需要傾向を示す結果が期待できる。また、国際比較を通して書籍の性質を多角的に明らかにすることで、日本の再販売価格維持制度に関する政策的議論にも貢献が可能である。

2. 先行研究

再販制度に関する議論では、価格と需要量の関係を示す、「需要の価格弾力性」の推定が書籍市場の議論の上で大きな意味を持つ。需要の価格弾力性とは、価格の変化率当たりの需要量の変化率を表す指標であり、値が大きいほど価格の変化に対して需要量の変化が大きいことを意味する。

書籍に対する価格拘束の議論では、再販制度に適している財の性質として、需要の価格弾力性が低いことが挙げられている。Grether は価格拘束を行う際の適用条件について、需要の価格弾力性が低く、所得に占める支出の割合が小さい商品であることを、価格拘束が合理的となり得る条件として説明した²⁾。また、英国での再販制度賛成論を批判した Sutherland³⁾ は、書籍の需要の価格弾力性(E)の値によって、出版社の利潤がどのように変化するか考察を行い、 $E > 1$ の場合には価格拘

東ではなく価格競争によって、出版社の利潤は増加し書店数の確保が実現されると主張した。

実際に書籍の需要の価格弾力性について推定を行った以下のような研究の結果によれば、書籍の需要の価格弾力性は比較的高い弾力値が示されている。Bittlingmayer は、ドイツの書籍市場における 1984 年から 1986 年の販売部数のデータを用いて需要の価格弾力性の推定を行い、その範囲が 1.5 から 3.0 になることを示した⁴⁾。Clerides は、ハードカバーとペーパーバックの発売時期の違いから書籍の需要の価格弾力性を分析した⁵⁾。Barrot らは、ドイツの書籍市場において 2003 年から 2005 年に発売された書籍のデータから需要の価格弾力性を推定し、ハードカバーは 4.31、ペーパーバックは 3.72 となることを示した⁶⁾。浅井は、単行本の文芸書について需要関数と価格関数を連立で推定することで書籍価格の決定要因を分析し、文芸書の需要の価格弾力性の平均が 3.26 となることを示した⁷⁾。

また、近年では以下のように、価格や順位を公開するオンライン書店を対象に分析を行った研究も存在する。Chevalier らは、同一の資料群について、Amazon.com、Barns and Noble のそれぞれのオンライン書店で、需要の価格弾力性について分析を行い、Amazon.com では 0.6、Barns and Noble では 3.5 の推定値が得られた⁸⁾。Ghose らは、Amazon.com から販売される新品の書籍と中古の書籍について分析を行い、新品の書籍の自己価格弾力性は 1.17、中古書籍価格に対する新品の書籍需要の交差価格弾力性は 0.09 であることを示した⁹⁾。Reimers らは、Amazon.com の電子書籍、紙書籍の順位変動から需要の価格弾力性の推定を行い、電子書籍の場合 0.47 から 0.68、紙書籍の場合 0.90 から 1.25 となることを示した¹⁰⁾。

研究目的や手法は様々であるが、価格弾力性の高低の基準とされる 1 より高い推定値が示されており、書籍は価格に対し弾力的に反応するという結果が多く見られる。また、Barrot ら、浅井の調査ではフィクション作品や文芸書を分析対象としており、これらの需要の価格弾力性の推定結果が他の推定結果よりも高い値であるため、書籍のカテゴリ間で価格弾力性に差がある可能性が考えられる。

3. 手法

3.1 モデル

本研究では、価格の変化に対して需要量がどれだけ反応するかを表す「需要の価格弾力性」を明らかにするため、オンライン書店「Amazon」の公開する電子書籍の順位・価格データを用いて、「順位の価格弾力性」の推定を行った。書籍の需要量と価格の関係を表す需要の価格弾力性を求める場合、需要量である販売部数と価格のデータが必要となる。しかし、販売数と価格を結び付けるデータの入手が困難であるため、本研究では、販売部数を反映するものとして書籍の順位の価格弾力性の推定を試みる。

本研究では Reimers らのモデルに基づき、(1)式を用いて回帰分析を行う¹⁰⁾。

$$\ln Rank_{it} = \alpha + \beta \ln Price_{it} + \gamma Trend_{it} + \delta Title_i + \epsilon_{it} \quad \dots (1)$$

被説明変数 $\ln Rank_{it}$ は、タイトル i の調査時点 t における電子書籍順位の自然対数である。説明変数 $\ln Price_{it}$ はタイトル i の調査時点 t における電子書籍価格の自然対数、 $Trend_{it}$ はタイトル i の調査時点 t における調査開始日からの経過日数、 $Title_i$ はタイトル i の固定効果を表すダミー変数、 ϵ_{it} は誤差項である。 α 、 β 、 γ 、 δ は回帰分析によって求められるパラメータである。中でも、 β は順位の自己価格弾力性を示す値であり、電子書籍の価格が 1% 増加した時に順位が平均して $\beta\%$ 変化する傾向があることを意味する。

また、電子書籍と紙書籍の需要の関係性を分析するために(2)式を用いた回帰分析を行う。

$$\begin{aligned} \ln Pbook_Rank_{it} \\ = \alpha + \beta' \ln Ebook_Price_{it} + \gamma Trend_{it} \\ + \delta Title_i + \epsilon_{it} \quad \dots (2) \end{aligned}$$

被説明変数 $\ln Pbook_Rank_{it}$ は、タイトル i の調査時点 t における紙書籍順位の自然対数である。説明変数 $\ln Ebook_Price_{it}$ はタイトル i の調査時点 t における電子書籍価格の自然対数、 $Trend_{it}$ はタイトル i の調査時点 t における調査開始日からの経過日数、 $Title_i$ はタイトル i の固定効果を表すダミー変数、 ϵ_{it} は誤差項である。 α 、 β' 、 γ 、 δ は回帰分

析によって求められるパラメータである。中でも、 β' は順位の交差価格弾力性を示す値であり、電子書籍の価格が1%増加した時に紙書籍順位が平均して β' %変化する傾向があることを意味する。

3.2 データ収集

本研究の調査対象は、オンライン書店「Amazon」にて販売される Kindle 本及び紙書籍である。ネットを通じて書籍を販売する Amazon では、紙書籍の売れ筋ランキングと、自社が提供する電子書籍サービス「Amazon Kindle」で取り扱う Kindle 本の売れ筋ランキングを各タイトルについて公開している。それぞれの媒体での書籍の順位変動を記録し、電子書籍の価格変動が順位に与える影響を調査する。

本研究では各タイトルの Kindle 本の価格変動を記録し分析を行うが、価格変動前にセール対象となるタイトルを予測することは困難である。そのため、各国の「Amazon Kindle」ページにてセール実施中のタイトルから調査対象を週毎に選定し、セール終了前後の価格変動と順位変動を記録した。

2020年2月4日から週毎、月初めにセール対象タイトルから調査対象の選定を行い、2020年5月1日までに計16回の選定を行った。調査対象タイトルは、日本の電子書籍16,267タイトル、米国の電子書籍7,163タイトル、英国の電子書籍3,683タイトル、合計27,113タイトルを調査対象として選定し、順位・価格データを含む商品ページのHTMLの収集を行った。調査対象タイトルの調査開始日から2020年5月31日までの期間、各タイトルの Kindle 本の毎日の順位・価格のデータを収集した。また今回の調査では、調査対象とした電子書籍と同タイトルの紙媒体商品について、一部期間で順位・価格データを収集し分析を行った。

また、Amazonで扱われる商品には「本体価格の割引」と「ポイント還元」の2種類の割引が存在する。前者では商品の本体価格が割引となり、後者では次回以降の支払いで利用できるポイントが付与される。今回の分析では、電子書籍及び紙書籍の本体価格の変更のみを扱い、ポイント還元については考慮しなかった。

4. 結果

4.1 各カテゴリの順位の価格弾力性

各国の電子書籍の需要の価格弾力性についてカテゴリ間の違いを分析するため、Amazonによって付与される各商品カテゴリによって調査対象タイトルを分類し、各書籍群について(1)式に基づいた回帰分析を行った。Amazonにて付与される商品カテゴリはツリー構造になっているため、各国のAmazonでの「Kindle」カテゴリ以下のカテゴリを用いて分類を行った。

カテゴリ毎に推定した順位の価格弾力性の結果を表1に示す。各カテゴリの推定結果について、タイトル数が少ないカテゴリ、推定値が価格弾力性の符号条件を満たさないカテゴリは分析から除外した。推定された順位の価格弾力性は、日本で0.31から0.86、米国で0.13から1.03、英国で0.27から0.71の範囲となり、カテゴリ間で大きく差が現れ、商品カテゴリ間の順位の価格弾力性の高低の関係性も大きく異なった。児童書や絵本などを扱うカテゴリで価格弾力性の値が低いなど、各国に共通する傾向も確認できた。

表1 各カテゴリの順位の価格弾力性

	日本	米国	英国
最小値	0.3068	0.1323	0.2717
中央値	0.5954	0.4592	0.4699
最大値	0.8573	1.0315	0.7073
平均値	0.5881	0.5210	0.4877

4.2 紙書籍の順位の交差価格弾力性

電子書籍需要と紙書籍需要の関係性を分析するため、紙書籍の順位と電子書籍の価格の変動から交差価格弾力性を測定した。Kindle本の価格変動と紙書籍の順位変動の2財の関係を分析するため、分析対象タイトルのうち同タイトルの紙書籍件数が1件のものを対象とし、同時点の電子書籍と紙書籍の順位・価格データを用いて分析を行った。

(2)式に基づき順位の交差価格弾力性を分析した結果を表2に示す。Kindle本価格を用いた紙書籍順位の交差価格弾力性の値は、日本で0.01、米国で0.04、英国で0.45となった。日本と米国の交差価格弾力性の値がゼロに近いことから、

Kindle 本価格の変動に対する紙書籍需要の変動が極めて小さく、電子書籍は紙書籍の需要量に影響を与えない独立財の関係にあると言える。一方で、英国の交差価格弾力性はゼロより大きく、電子書籍は紙書籍の需要量にプラスの影響を与える補完財の関係にあると解釈できる。

表 2 紙書籍の順位の交差価格弾力性

	日本	米国	英国
推定結果			
$\beta : \ln$ 価格 (交差価格弾力性)	0.0137	0.0427	0.4468 ***
調整済み R2	0.98	0.95	0.90
タイトル数	6,819	312	403
データ数	22,039	5,693	8,442

※ ***1% **5% *10%

5. 考察

日本、米国、英国の書籍の価格弾力性の分析によって、各国のカテゴリ間での価格弾力性の高低の關係に差が現れ、紙書籍との交差価格弾力性の分析では日本と米国で独立財の性質がみられる一方で、英国では補完財の關係にあることが示された。これらの結果から、書籍価格に対する消費者の購買行動と書籍市場の性質に違いがあると考えられる。

また、カテゴリ毎の順位の価格弾力性の平均値は、日本、米国、英国の順で大きな値となっており、紙書籍に対する再販制度が適用されている日本で価格弾力性の値が高く、価格拘束を禁止する米国、英国でやや低い結果となった。Grether²⁾の指摘にあるように、再販制度は需要の価格弾力性の低い財に適用するのが合理的であるとされる。今回の研究で行った推定結果の国際比較によって、日本の書籍市場の性質が相対化され、書籍への再販制度の議論に貢献できたと考えられる。

注・参考文献

- 1) 梶善登「諸外国の書籍再販制度—理論と実際—」『レファレンス』vol.59,no.699,2009,p.49-72.
- 2) Grether, Ewald T. Price Control Under Fair Trade Legislation. Oxford University Press, 1939. 517p.

- 3) Sutherland, A. Are Books Different?. Solicitor Quarterly. 1963, vol. 2, no. 4, p. 323-338.
- 4) Bittlingmayer, G. "The elasticity of demand for books, resale price maintenance and the Lerner index," Journal of Institutional and Theoretical Economics, vol. 148, no. 4, 1992, p. 588-606.
- 5) Clerides, S. K. "Book value: Intertemporal pricing and quality discrimination in the US market for books," International Journal of Industrial Organization, vol. 20, no. 10, 2002, p. 1385-1408.
- 6) Barrot, C; Becker, J. U; Clement, M; and Papiés, D. "Price elasticities for hardcover and paperback fiction books," Schmalenbach Business Review, vol. 67, no. 1, 2015, p. 73-91.
- 7) Burmester, A. B; Eggers, F; Clement, M; and Prostka, T. "Accepting of fighting unlicensed usage: Can firms reduce unlicensed usage by optimizing their timing and price strategies?" International Journal of Research in Marketing, vol. 33, no. 2, 2016, p. 343-356.
- 8) 浅井澄子「単行本の文芸書の需要と価格の決定要因」『InfoCom review』no. 67, 2016, p. 2-16.
- 9) Chevalier, J; and Goolsbee, A. "Measuring prices and price competition online: Amazon.com and BarnesandNobel.com," Quantitative Marketing and Economics, vol. 1, no. 2, 2003, p. 203-222.
- 10) Ghose, A; Smith, M. D; and Telang, R. "Internet exchanges for used books: An empirical analysis of product cannibalization and welfare impact," Information Systems Research, vol. 17, no. 1, 2006, p. 3-19.
- 11) Reimers, I; and Waldfogel, J. "Throwing the books at them: Amazon's puzzling long run pricing strategy," Southern Economic Journal, vol. 83, Issue 4, 2017, p. 869-885.

新型コロナウイルス感染症対策から捉えた公立図書館の

トイレ環境に関する現状調査

吉井 潤

都留文科大学非常勤講師

jun-yoshii@tsuru.ac.jp

抄録

本研究の目的は、トイレ環境の視点から公立図書館における新型コロナウイルス感染症対策にはどのようなものがあるのか、現在のトイレ環境の現状を明らかにすることである。研究の方法は、医師とトイレ総合メンテナンス会社に半構造化インタビュー調査を行った後、公立図書館のトイレ環境の現状を把握するために公立図書館に対して質問紙調査を行った。結果、医師とトイレ総合メンテナンス会社の見解を踏まえると新型コロナウイルス感染症対策として公立図書館のトイレ環境は十分とは言えない傾向が出た。

1. 研究の背景

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は接触感染、飛沫感染だけではなく最近では空気感染も可能性があると言われている。

国内の公立図書館では緊急事態宣言解除後、状況を注視しながら段階的にサービス提供を戻しつつあるが、図書館員と来館者は感染のリスクを抱えている状況である。

図書館の事例ではないが以下の2点から感染のリスクが高いと想定したひとつとして来館者が使用するトイレがある。

5月3日に公開された国立感染症研究所の「ダイヤモンド・プリンセス号環境検査に関する報告(要旨)」において部屋のドアノブ等以外にトイレボタン、トイレ便座、トイレ床から新型コロナウイルスを検出したことが判明している¹⁾。

国内初の新型コロナウイルス感染症の院内感染が起きた和歌山県湯浅町の済生会有田病院では、感染経路としてトイレが浮かび上がった。すでに感染していた可能性がある患者がトイレを使用した際にドアノブ等にウイルスが付着したとみられ、他の患者も同じ個所を触ったことが推測される²⁾。

和式大便器と洋式大便器の形状の差については、2012年にTOTOが公立小学校で行った調査がある。トイレ内の糞便由来菌汚染度(大腸菌数 CFU/cm²)は和式大便器周りが最も多かった

ことから靴を介して廊下や教室まで持ち込まれれば、子どもたちの手や口に伝播する可能性を指摘している³⁾。

公立図書館は、誰でも利用できることからそれなりの来館者がトイレを使用していると考えられる。人口が多く1日当たりの新型コロナウイルス感染症新規確認者が多い東京都に限定すると、たとえば、平成30年度における東京都葛飾区立図書館全体(13館)の1日平均来館者数は729人⁴⁾、同様に北区立図書館全体(15館)では677人⁵⁾である。

公立図書館によっては、トイレは和式大便器しかなく旧来のままになっている状況も考えられることから新型コロナウイルス感染症対策としてトイレ環境を検討しても良いのではないかと考えた。

2. 先行研究

中国の研究グループによると、2020年2月1日から14日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染した入院患者73人のうち男性25人、女性14人の39人(53.4%)が便からも陽性を確認した。新型コロナウイルス感染症が気道で検出不可可能な状態までに減少しても17人(23.2%)の便は陽性を示した⁶⁾。

李云云らは、流体力学の観点からトイレ洗浄中の流体とエアロゾル粒子の動きを調査した。

結果、流したときに便器からエアロゾル粒子を確認し、全体の 40%~60%の粒子が便座の上昇して大面積散布を起こすことがあり、その高さは地面から 106.5cm にも達した。調査結果から 3 点提言している。1.便座を使用する前に清掃すること。2.流す前に便器に蓋をしておくことで、基本的にウイルスの感染を防ぐことができる。3.水洗ボタンやドアハンドルにウイルスが付着している可能性があるので、手をよく洗うこと。

山本らは、学校トイレの臭気発生メカニズムについてある公立小学校のトイレで一般生菌数、アンモニア付着量および臭気強度を測定した。湿式清掃トイレで目地のある和式便器回りの菌、アンモニア量、臭気強度が高かった。乾式は全般的に湿式に比べて臭気強度が低かったが、洋式の大便器では特に常在臭が少ない結果だった⁸⁾。

なお、図書館建築の視点では、時代の変化に応じて諸室の在り方等の研究が行われているが、トイレ環境についてはほとんど行われていない。

3. 研究の目的

新型コロナウイルス感染症の検体採取と実験を行うことは容易ではないが接触で人に感染することからノロウイルスや大腸菌等と同様として考えた。

本研究の目的は、トイレ環境の視点から公立図書館における新型コロナウイルス感染症対策にはどのようなものがあるのか、現在のトイレ環境の現状を明らかにすることである。

4. 研究方法

医師には 6 月 26 日、トイレ総合メンテナンス会社である(株)アメニティには 7 月 1 日に半構造化インタビュー調査を行った。(株)アメニティは、渋谷区等公衆トイレ命名権も手掛けトイレをきれいにした実績がある。半構造化インタビュー調査後に公立図書館のトイレ環境の現状を把握するために 6 月時点で全国 538 館を受託している(株)図書館流通センターサポート事業推進室の協力を得て運営を受託している公立図書館に対して質問紙調査を行った。質問紙調査の概要は以下の通りである。

対象数 538 館(指定管理,委託,PFI)
配布期間 7 月 6 日~20 日
回収期限 7 月 20 日
質問数 10 問
回答数 265 館(49.2%)

5. 調査結果

5.1 医師による見解

トイレ環境は手洗いも重要であり、水と石鹼を出す方法が手動であればそこが汚れていることが多いため自動であることが望ましい。手を洗った後はペーパータオルで水をきれいにふき取ることができ、ゴミ箱は病院にあるように足で踏んで蓋が開くものが理想である。

5.2 (株)アメニティの既存調査データ等

5.2.1 和式大便器と洋式大便器の違い

長野県北信保健福祉事務所が行ったトイレを起点とするノロウイルス汚染拡大の検証では、和式大便器での水洋下痢便による跳ね返り実験を疑似水様下痢便を用いて行った。結果、便が靴やズボン便器周辺に飛び跳ね、手や服の袖口に汚染を確認した。(株)アメニティとしては洋式大便器においても和式大便器ほどではないものの手や服の袖口に汚染が確認されると考える。

和式大便器は、洗い出し式が多く、便を流すときに勢いよく水が流れることから水やウイルス、菌の飛び跳ねがある。洋式で汚物を流した時の音が大きいのは、洗い落とし式であり蓋を閉めなければ和式と同様に水やウイルス、菌の飛び跳ねはある。洋式の主流は洗浄水が回転する方式であり、水や汚物の飛び跳ねは少ない。

5.2.2 便座表面と操作ボタン

表 1 は、(株)アメニティが東京都内のある総合病院の外来用トイレを診断したものである。女性用トイレのみ除菌クリーナーを設置している。女性トイレの便座表面に大腸菌検出「なし」とあるのは、除菌クリーナーがプラスに働いている判断できる。

しかし、操作ボタンには男性女性ともに大腸菌は検出された。菌が持つ ATP (アデノシン三リン酸)を汚れの量として捉え、数値化した ATP ふき取り検査では高い数値が検出された。トイレ業界では数値基準はないが、調理ではメーカ

一が設定した推奨環境がある。例えば、まな板は500RLU 以下が合格,500～1,000RLU は注意,1,000RLU 以上は不合格である。

表1 トイレ診断結果

区分	採取場所	寒天培地		ATPふき取り検査 (単位:RLU)
		大腸菌	大腸菌群	
男性	便座表面	検出	なし	3,225
	操作ボタン	検出	なし	2,335
女性	座面表面	なし	なし	366
	操作ボタン	検出	なし	9,188

5.3 洗面所の蛇口

同じ病院のトイレの洗面所にある蛇口は自動センサーではなくハンドル式水栓で、大腸菌が検出され、ATPふきとり検査は925RLUだった。石鹸吐出口の検査事例はないが、菌やウイルスが石鹸吐出口から入る可能性はあり、継ぎ足し時も危険という意見があると言う。

5.4 図書館のトイレ環境の現状

5.4.1 アンケート単純集計結果

表2は、265館のアンケート単純集計結果を示したものである。便器については、半数以上の166館(62.6%)が和式大便器を設置している。洋式大便器に便座クリーナーを設置している図書館は75館(28.3%)と少なく、蓋を設置している館では「蓋を開けて流してください」等の掲示をしていないのが152館(70.7%)と多いことが明らかになった。自動センサーで汚物を流せない図書館も217館(81.9%)と多かった。

手洗い環境については、自動センサーによって蛇口から水が出る図書館は161館(60.8%)と若干多いものの石鹸が自動で出ない館が247館(93.2%)と多数だった。洗った後では、ハンドドライヤー・ジェットタオルを設置している図書館は59館(22.3%)とまだ少なく、設置している館のうち現在使用禁止にしていないのは4館(6.8%)だった。ペーパータオルを設置している図書館は6館(2.3%)だった。

ゴミ箱を設置している図書館は145館(54.7%)で、設置している図書館のうち76館(52.4%)は蓋を手で開ける。

トイレの清掃を1日3回以上行っている図書館は103館(38.9%)と多くはなかった。

表2 アンケート単純集計結果(n=265)

設問	回答館数(館)			
	はい	%	いいえ	%
1. 和式大便器はありますか	166	62.6	99	37.4
2. 洋式大便器に便座クリーナーを設置していますか	75	28.3	190	71.7
3. 大便器の蓋を設置していますか	215	81.1	50	18.9
3a. 現在、「蓋を開けて流してください」等の掲示をしていますか	63	23.3	152	70.7
4. 自動センサーで汚物を流せますか	48	18.1	217	81.9
5. 洗面所の蛇口は自動センサーですか	161	60.8	104	39.2
6. 石鹸は自動センサーで出ますか	18	6.8	247	93.2
7. ハンドドライヤー・ジェットタオル設置していますか	59	22.3	206	77.7
7a. 現在使用禁止にしていますか	55	93.2	4	6.8
8. ペーパータオルを設置していますか	6	2.3	259	97.7
9. ゴミ箱を設置していますか	145	54.7	120	45.3
9a. 蓋を手で開けるものですか	76	52.4	69	47.6
10. 清掃は1日3回以上ありますか	103	38.9	162	61.1

5.4.2 クロス集計結果

『日本の図書館 統計と名簿 2019』を用いて回答館の竣工年、単独館・複合館の情報を合わせて和式大便器の有無を10年ごとに区分したのが表3である。80年代と90年代は和式大便器が有る図書館が多い。2010年代以降は和式大便器が無い傾向が見られる。

表3 年代別和式大便器の有無

年代	和式大便器有		和式大便器無	
	単独館(館)	複合館(館)	単独館(館)	複合館(館)
1950	0	1	0	0
1960	1	4	1	0
1970	6	7	2	6
1980	20	29	7	15
1990	27	38	5	8
2000	10	12	4	13
2010	2	9	3	32
2020	0	0	1	2
合計	66	100	23	76

ペーパータオルを設置している6館について1日当たりの来館者数等をまとめたものが表4である。B図書館は1日当たり1,371人の来館があり和式大便器は無く、便座クリーナーを設置し、洗面所の水は自動で出でゴミ箱の蓋を手で開けることない。

表4 ペーパータオルを設置している図書館

図書館	年間来館者数(人)	開館日数(日)	1日当たり来館者数(人)	和式大便器の有無	便座クリーナーの有無	洗面所	ゴミ箱の蓋を手で開ける
A	546,656	342	1,598	無	無	自動	いいえ
B	416,720	304	1,371	無	有	自動	いいえ
C	269,237	290	928	有	無	自動	はい
D	81,928	305	269	無	無	自動	いえ
E	61,665	286	216	有	無	手動	はい
F	34,143	299	114	有	有	手動	いいえ
平均値	235,058	304	749	-	-	-	-
中央値	175,583	302	599	-	-	-	-

6. 考察

医師や(株)アメニティの見解を踏まえると今回の図書館に対して行ったアンケート結果では、全体の傾向として新型コロナウイルス感染症対策としてのトイレ環境は十分とは言えない。古い図書館はトイレの改修まで手が回っていないことが考えられる。今後の図書館建築の研究や図書館の新築や改修にはトイレ環境についても諸室と同様に対象とするべきである。

7. 具体的な対策

7.1 便器

和式大便器から洋式大便器に変更するには1台30万円前後する。工事は採用するメーカーによっては最短で2日で行える。洋式にすることで感染拡大のリスクは軽減できるが費用と日数がかかるため、図書館は財政課と関係部署への丁寧な説明が求められる。大便器に蓋がある場合は「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため蓋を閉めて流してください」と掲示する。

7.2 洗面所

蛇口を自動センサーにする工事は1台5万円から6万円、15分程度で可能である。ペーパータオル設置については、1日の来館者が600人程度であれば設置を検討する。設置を実験的に行うことでどれだけ実際に費用がかかるのか具体的に把握することができ予算化を考える。

7.3 交付金等の活用

自治体内でトイレ改修の予算が付く可能性が低い場合は、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金の「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等に関する事業例にある社会的な環境整備「公園や社会教育施設、文化・スポーツ施設等における感染防止対策」に適応できないか役所内部で協議することが望まれる。対策が十分ではない図書館は、国の交付金等の情報を日頃から注視し活用することを検討することが求められる。

8. 今後の課題

本研究は、実際に図書館のトイレで採取は行っていないことから検体採取が行える状況になれば実施することで更なる対策を検討すること

が可能になる。さらに、国内の公立図書館は『日本の図書館2019』によると3,311館あるため、サンプル数を増やすことでトイレ環境の傾向をより明らかにすることができる。

謝辞

本研究は、医師、(株)アメニティ、(株)図書館流通センターサポート事業推進室、アンケートに回答くださった図書館の皆様のご協力と厚意により実施することができました。この場を借りて、心よりお礼申し上げます。

引用文献

- (1) 国立感染症研究所「ダイヤモンドプリンセス号環境検査に関する報告(要旨)」。https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9597-covid19-19.html,(参照2020-07-26)。
- (2) 院内感染どう封じ込めた?,朝日新聞.朝刊,2020年6月30日,24面。
- (3) TOTO「学校トイレに求められていること:衛生性を科学する」。
https://jp.toto.com/products/public/school/needs/sanitary_science.htm,(参照2020-0726)。
- (4) 葛飾区立図書館編『葛飾の図書館 平成30年度事業年報』葛飾区立中央図書館,2019,p.69。
- (5) 北区立図書館編『北区の図書館 令和元年度(平成30年度実績)』北区立中央図書館,2019,p.13。
- (6) Fei Xiao,Meiwen Tang,Xiaobin Zheng,Ye Liu,Xiaofeng Li,Hong Shan."Evidence for Gastrointestinal Infection of SARS-CoV-2."Gastroenterology,158,pp.1831-1833,2020.doi:https://doi.org/10.1053/j.gastro.2020.02.055,(accessed2020-07-26)。
- (7) Yun-yun Li(李云云),Ji-Xiang Wang(王霁翔),Xi Chen(陈希)."Can a toilet promote virus transmission? From a fluid dynamics perspective,"Physics of Fluids 32,065107(2020).doi:https://doi.org/10.1063/5.0013318,(accessed2020-07-26)。
- (8) 山本政宏,横山純子,永田諒子,竹下朱美「学校トイレの臭気発生メカニズムに関する研究:床材と清掃方法の影響調査」『空気調和・衛生工学会大会学術講演論文集』no.7,2013,p.105-108。

わが国における戦後 25 年間の図書館サービスの推移について

～『図書館学文献目録』（私立大学協会, 1971）を利用して～

伊藤 民雄 （実践女子大学図書館） ito-tamio@jissen.ac.jp

抄録

本研究は、大学図書館と専門図書館の両分野を採録対象とする『図書館学文献目録』（私立大学協会, 1971）に採録された雑誌記事データによって、戦後 1945 年から 1969 年まで、同目録の分類を利用し記事数の経年変化を分析した。大項目を利用した分析では、整理技術、情報管理、図書館行政と管理/運営、図書館一般、の順番で多くなっている。中項目を利用した分析では、当初は図書館資料が優勢だったが、情報サービス・情報管理に追いつかれており、大きな推移の傾向が明らかになった。その一方で、採録分野の偏重も疑われ、不足分野の追加が必要であることも分かった。

1. 調査の背景

大学図書館や雑誌を長年研究され、2019 年度末をもって図書館業界を引退した長谷川豊祐氏からある相談を持ちかけられた。聞けば、10 年程前に、日外アソシエーツの『図書館情報学研究文献要覧』（以下、「要覧」という）を用いて、1970 年から 2004 年までの図書館情報学の研究動向を把握する研究発表を行ったが、1969 年以前に遡れなかったため、研究を引き継いでほしい、との依頼であった。そして紹介されたのが 1971 年刊行の『図書館学文献目録』という冊子体目録だった。

同目録は、発行元の日本私立大学協会が主催する大学図書館司書研修会のための参考資料を追加・補訂して集大成したもので、凡例や採録誌名・略名一覧によれば、1945 年から 1969 年 12 月末まで、207 誌を対象に大学図書館と専門図書館を中心とする論文記事を、雑誌現物あるいは二次資料から採録し、大項目として 10、中項目として 54 の分野で分類している。しかし、項目には、公共図書館、学校・児童図書館関連は見当たらず除外されている。

日本私立大学協会にデータ化の内諾が取れたので、さっそく研究を開始することとした。

2. 先行文献調査

雑誌文献から図書館情報学の研究動向を把握しようとする試みは数多く行われている。1970 年前後の年代を調査対象とする研究は、山中³、堀川⁴、先述した長谷川、杉内[ほか]⁵の 4 点である。うち山中の研究(後述)は 1955 年を起点とし、残り 3

点の堀川、長谷川、杉内[ほか]の研究は 1970 年を開始年としていた。また、堀川と長谷川が要覧を利用しているが、山中と杉内[ほか]は、自身で文献リストを作成していた。ただし、堀川は児童図書館が研究対象、杉内[ほか]の研究は対象誌が 3 誌のみのため、参照しないこととした。

山中の研究は、1955 年を調査対象の開始年としているが、調査対象 21 誌を 5 年おきに、1960 年、1965 年、1970 年...の各年で、研究文献を集計し、研究テーマ、研究手法、著者属性で分析していた。独特の分類で、大項目として 3 つ(①情報センター、②情報流通、③図書館・情報学)、中項目として 11 あり、特に情報センター分野の「運営」が全体の 34%を占め突出している。次点は、「情報流通」分野の「情報の蓄積」(13%)である。『図書館雑誌』は対象外となっているが、『図書館学文献目録』との採録誌の重複がかなりあるので、同様の傾向となる可能性が期待される。

一方、長谷川の研究では、1970 年から 2004 年までの文献数は、「図書館資料」(18%)、「図書館総記」(16%)、「図書館活動」(15%)、「情報サービス・情報管理」(14%)の順となっている。「図書館資料」が顕著に減少し、「図書館活動」と「情報サービス・情報管理」が増加し(中略)、図書館のサービスが、テクニカルサービスからパブリックサービスに移行した」とまとめている。

3. 研究目的について

2 つあり、一つが同目録を利用し、戦後 1946 年から 1969 年までの図書館サービスや業務内容の推移について大きな傾向を明らかにすることであ

る。もう一つが、同目録の完全化のために、不完全具合を計算する、以上2点である。

4. 研究方法

冊子体目録から書誌データを起し、凡例の採録誌リストの誌名と本編の誌名の間に表示の揺れが見られたため、NACSIS-CATの誌名で統一する。また、巻号表示のみで発表年月が記述されていない等の書誌的不備については、現物確認を原則として、再調査のもと修正・訂正を行う。

続いて大項目10分野で分類されたデータを、著者、発表年、雑誌種別で、また5年単位で5期に分けた大項目10分野の文献数の推移をグラフ化し、分析を行う。また、先行研究との比較を、中項目の一部を利用して行う。

最後に同目録の完全化のため、各主要誌における採録されるべき文献数に対する同目録での掲載具合を採録率(網羅率)として算出し、その不完全具合を測定する。採録率は、主要誌毎に、総目次とリポジトリから記事・論文総数を、総索引で原著論文等や索引付与された文献を採録されるべき文献としてカウントし、同目録掲載文献数で除することにより計算した。

なお、同目録では連載記事を一まとめとしていたが、本研究では、1号1件でカウントした。

5. 結果と分析

採録誌は、誤りと掲載実績のない雑誌を除外し、NACSIS-CATで統一した結果、200誌となり文献4,239件を得た。長谷川の研究では、1970年から1981年までの採録誌548誌、文献数14,987件なので、それ以前に遡るとは言え、採録誌数・件数ともに多いとは言えない。

著者内訳は第一著者1,838人3,782件及び無著者457件である。因みに個別では、森耕一53件、森清53件、藤川正信36件の順で、教員、資料整理、大学関係者が上位を占めた。通常だと、上位になるような日本図書館協会関係者は、有山崧の17位(17件)が最高位だった。

5.1 発表年別の文献数の推移

凡例とは異なり、実際は1944年以前の文献と1970, 1971年の文献も含まれていた。右肩上がりで文献は増加を続けるが、1969年の採録件数

は異常に少ない。これは参考にした2次資料の不備(例:『図書館雑誌』の「資料室・図書館関係雑誌記事索引」の採取までのタイムラグ、及び巻号はあるが、発表年月の記載がない)と同目録の出版年(1971年5月)が関係しているように思われる。

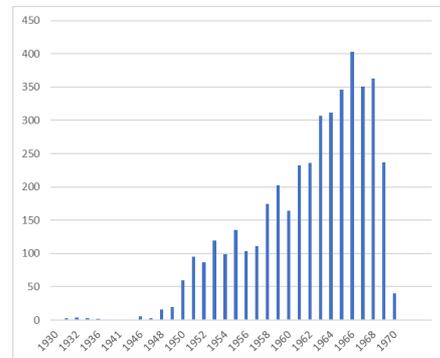


図1 発表年別の文献数の推移

5.2 雑誌種別ごとの採録件数

個別の雑誌では、『図書館雑誌』からの採録文献が879件(占有率21%)であった。(個別誌の件数は、表2を参照)。

ここで、研究を中心とする団体発行誌を「学会・研究会誌」、日本図書館協会や各地の協会発行誌を「協会誌」、国立国会図書館や日本科学技術情報センター(JICST)のような公的機関の発行誌を「機関誌」などのように分類した結果、上位は表1のようになった。通常だと採録が忘れさらそうな大学協会誌(私立大学協会、私立大学図書館協会とその地方部会、各地の大学図書館協会、等の発行誌)が上位となっているのが、この目録の大きな特徴であろう。また、図書館関係以外の雑誌68誌から採録されていた(表1の「その他」)。

表1 雑誌種別での文献数と採録誌数(件)

雑誌種別	文献数	誌数	うち山中	雑誌種別	文献数	誌数	うち山中
1 協会誌	1,489	29	3	7 大学紀要	87	26	1
2 機関誌	959	14	4	8 大学図書館紀要	62	3	1
3 学会・研究会誌	720	14	7	9 公共図書館報	61	4	
4 大学協会誌	463	16	1	10 大学図書館報	25	8	
5 その他	254	68		11 私立図書館報	8	3	
6 企業誌	89	6		12 古書	7	1	

NACSIS-CATによれば、1945年から1969年までの創刊誌で、タイトルに「図書館」とある紀要・館報類等は「266」である。『図書館学研究文献目録』の採録は14誌のため、これらが採録されると、順位は大きく変わる可能性がある。

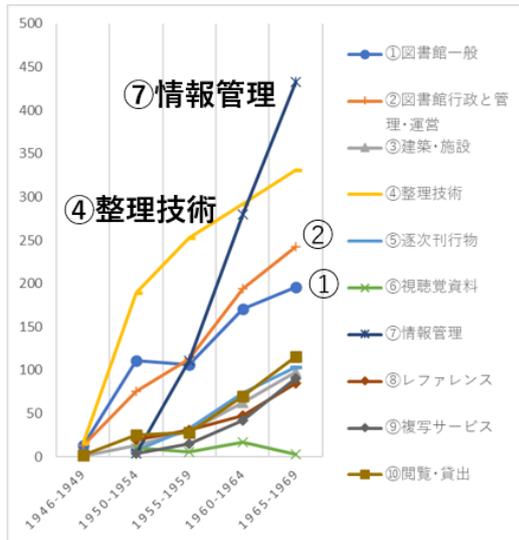


図2 大項目の年代別文献数推移(1946～1969)

5.3 分野別の調査対象年別の推移

文献数では、整理技術(26%)、情報管理(20%)、図書館行政と管理・運営(15%)、図書館一般(14%)の順である。図示すると、大項目10分野中9分野は増加傾向にあった。1945～1955年は、整理技術分野が突出し、図書館一般、図書館行政と管理・運営の以上3分野が優勢だったが、情報管理分野が1955年以降に急増し、1965年以降は最上位になっていた(図2)。

5.4 先行研究との比較

長谷川は、図書館サービスや業務の分析のために、次の3つの分野、①図書館資料(収集、資料組織、保存)、②図書館活動(利用指導、利用者、レファレンス)、③情報サービス・情報管理(マルチメディア、情報流通、情報検索)、で分析していた。

長谷川の研究に合わせ、『図書館学文献目録』の中項目、山中の研究から該当する研究テーマの文献数を集計した。山中とは比較、長谷川とは1970年代で接続できるかを検討した。

1) 山中の研究との比較(図3)

山中の研究とは、1955、1960、1965の3年間が重複している。採録誌は21誌中14誌(NACSIS-CATの雑誌名で集計すると24誌中17誌)が重複している(表1、2参照)。本研究と山中の研究は、当初は「図書館資料」が上位を占め、「情報サービス・情報管理」が1960年代後半に追

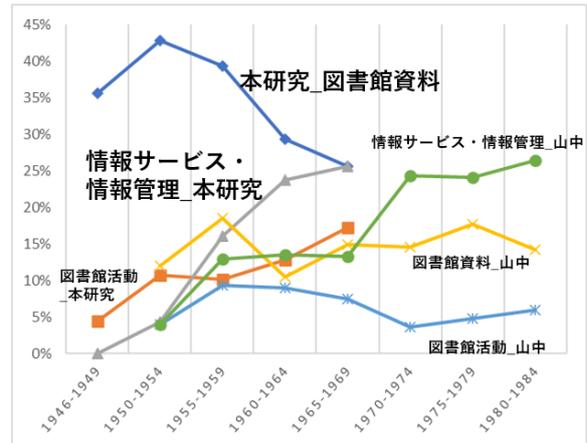


図3 山中の研究との3分野の推移比較

いつく・追い越すのは同様であるが、山中の研究が研究文献を中心に採録しているとは言え、全体に占める割合がかなり異なる。『図書館学文献目録』の採録が、大学/専門図書館関係の文献の中から特に「図書館資料」と「情報サービス・情報管理」に偏重していた可能性がある。

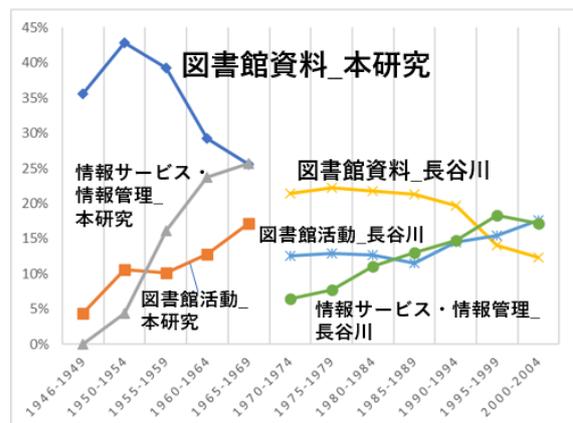


図4 本研究と長谷川の研究との3分野の推移

2) 長谷川の研究との接続(図4)

長谷川の研究とは、年代的な重なりはないので、本研究の終点と長谷川の研究の始点である1970年で接続できるか否かを検討した。「図書館資料」と「図書館活動」の割合は近く接続できるが、「情報サービス・情報管理」は難しいように思われる。長谷川の研究の1970～1974年の「情報サービス・情報管理」の割合は6.5%であり、明らかに少ないように思われる。これは、要覧の元となった『図書館学年次文献目録』の採録基準が、「近年増加している“ドキュメンテーション”の分野(中略)は省略した」⁶⁾ことが原因である。本研究では除外

された大学図書館・専門図書館以外の分野、および長谷川の研究(要覧)では不足分野が追加されないと接続が難しいように考えられる。

6. 戦後期の研究動向の正確な把握のために

戦後期 1946 年から 1969 年までの研究動向を

表 2 1946～1969 年 個別誌の採録状況

* 目次論題数がカウントできた雑誌のみ

順位	雑誌名	目次 論題数	付与 索引	実際 採録	掲載率	計算元
1	図書館雑誌	5,385	1,197	879	73%	総索引
2	図書館界	1,270	526	343	65%	総索引
3	月刊JICST (月報)	481	324	263	81%	総索引
4	医学図書館	436	401	259	65%	有著者
5	情報管理	620	234	194	83%	JDream3
6	月刊JICST・情報管理	411	243	173	71%	総索引
7	私立大学図書館協会会報	897	457	163	36%	有著者
8	ドキュメンテーション研究	1,424	317	150	47%	総索引
9	薬学図書館	369	306	128	42%	有著者
10	びぶろす	1,796	1,010	118	12%	有著者
12	科学技術文献サービス	496	350	64	18%	有著者
13	現代の図書館	165	155	61	39%	総索引
15	Library science	93	73	53	73%	原著他
15	ひびや	1,004		53		
17	図書館学会年報	288	190	50	26%	総索引
18	丸善ライブラリーニュース	620	528	42	8%	有著者
19	早稲田大学図書館紀要	150	141	40	28%	有著者
20	中部図書館学会誌	140	91	39	43%	原著他
23	IFEL 図書館學	123	114	36	32%	有著者
27	讀書春秋	1,591		34		
29	図書館学	47	40	27	68%	有著者
30	季刊図書館学	89	41	26	63%	原著他
32	図書館研究シリーズ	115	110	26	24%	有著者
35	図書館員のメモ	124	80	22	28%	原著他
37	ビブリア	708	577	21	4%	有著者
37	磨研録	36	33	21	64%	有著者
39	同志社大学図書館学会紀要	33	20	19	95%	原著他
42	図書館研究_復刊	39	20	14	70%	有著者
49	図書館評論	272	39	10	26%	有著者
52	J.L.A. information service	122	75	8	11%	有著者
54	Library and Information Science	25	23	7	30%	原著他
59	図書館短期大学紀要	12	12	5	42%	有著者
59	静脩	353	62	5	8%	有著者
67	JLA information service. N.S.	43	30	4	13%	有著者
74	学校図書館	5,882		3		
84	Liber	147	70	2	3%	有著者
84	Technical services	8	5	2	40%	原著他
84	UDC information	836	311	2	1%	総索引
112	Liber. 資料編	1	1	1	100%	有著者
112	あさいんめんと	40	9	1	11%	原著他
112	図研論集	5	5	1	20%	有著者

より正確に把握するために、『図書館学文献目録』の不完全具合を計算した。採録されている主要誌について、①総目次、リポジトリ(「国立国会図書館デジタルコレクション」「J-STAGE」)から総目次論題数を、②総索引が存在する雑誌については件名が付与された文献を、総索引がない雑誌については原著論文・研究ノート、解説記事(有著者)をカウントした、③目録の採録件数を調べ、③を②で除して、掲載具合を採録率(網羅率)として算出した。但し、②と③の一致を1点ずつ調べたわけではなく、あくまで机上の計算である。

表 2 は、実際採録の件数順で並べているが、上位 6 位までの掲載率から、やはり「図書館資料」や「情報サービス・情報検索」分野の採録偏重が疑われる。『図書館雑誌』の掲載率は 73% で、除外された 27% は、公共図書館と児童・学校図書館と YA サービスの関係文献である可能性が高く、採録が望まれる。一方で、84 位の「UDC Information」のように、全目次論題 836 件うち索引付与 311 件に対し採取 2 件と、主要誌であってもほとんど採録されていないものもあり、低掲載率や採録外の雑誌論文が追加されると、より正確な傾向分析が可能となる、と考える。

7. まとめ

本研究では、長谷川の研究より早く 1960 年代に、図書館サービスや業務が、テクニカルサービスからパブリックサービスへの移行が読み取れた。一方では、採録誌・採録件数の少なさや採録分野の偏重が影響しているようにも見えた。手作業で行われた先人達の偉業を、不足文献を追加することによって完全化して、再度研究に挑戦したい。

引用文献

- 1) 日本私立大学協会図書館学文献目録編纂委員会編『図書館学文献目録』日本私立大学協会、新樹社(発売)、1971、257p.
- 2) 長谷川豊祐「わが国における図書館サービスの推移:1970 年-2006 年」『日本図書館情報学会研究大会発表要綱』第 57 回、2009、p.13-16.
- 3) 山中忠「日本における図書館・情報学研究の特徴・論文の研究手法、研究内容分析をもとにして」『Library and information science』No. 24、1986、p.31-44.
- 4) 堀川照代「学校図書館関連文献の動向」『島根女子短期大学紀要』no. 28、1990、p. 151-160.
- 5) 杉内真理恵[ほか]「論文から見た図書館情報学研究の動向」『Library and Information Science』No. 61、2011、p. 127-151.
- 6) 深井人詩、目黒聡子「図書館学年次文献目録(1971 年 1-12 月)」『図書館学会年報』Vol. 18、No. 3、p. 1.
- 7) 例えば、『図書館雑誌総索引: 1907.10-1995.12』CD-ROM、『情報管理総索引: 第 1 巻-第 10 巻』、『薬学図書館総索引』、『ドキュメンテーション研究総目次』、『図書館学会総目次・総索引』、『現代の図書館総索引』
- 8) 例えば、1970 年代 7,700 文献を採録する 日本ドキュメンテーション協会編『ドキュメンテーション関係国内文献リスト』2 冊、1981-1982.

日本の広域行政の制度的枠組みへの公共図書館ネットワークの対応について — 一日仏米の比較制度分析を通して —

森山光良[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科

[†] mitsuyoshi_moriyama@nifty.com

抄録

日本の地方の公共図書館ネットワークは、都道府県域の既存の主要なもの、広域行政の制度的枠組みへの対応によって構築されるものが並立しており、契約的手法を協力の枠組みで活用しつつ、それぞれ改善する必要がある。前者については、都道府県域の図書館のコンピュータシステムの統合とそれに基づく都道府県域総合目録ネットワークの実現が考えられる。後者については、広域化する行政課題の協議を関係館で行い、当該ネットワークに反映することが考えられる。

1. はじめに

1.1 研究の背景

近年、地方の市町村立図書館には、所属自治体で全庁的に進む広域行政に対応して、広域レベルの新しい公共図書館ネットワークに取り組む動きがある。都道府県域の既存の主要な公共図書館ネットワークへの参加と並行する。

広域行政という用語について、地方自治を所管する総務省は、市町村合併と対比し、複数の市町村が合併せず連携調整する取り組みであると述べる。総務省は、その必要性を3点挙げており、公共図書館ネットワークに関する事項を中心にまとめると以下のようになる。①広域レベルでの公共施設の一体的な整備や相互利用の必要性。②広域化する行政課題に対応する必要性。③複数の基礎的自治体（地方自治法では市区町村が該当）間の協力による事務（行政サービス）の効率化と質的向上の必要性¹⁾。

上記①～③への対応実績について、取り組みの全貌把握はできないが、総務省が簡略にまとめた『全国の定住自立圏構想の取組状況（令和2年4月1日）』²⁾の公共図書館関係の言及のある37圏域のうち5合併市のケースを除く32圏域を参照したところ、以下を確認した。①図書館の相互利用（広域利用）が17圏域で挙げられた。②広域化する行政課題に、図書館の立場から広域レベルで一体的に取り組む事例は確認できなかった。③図書館ネットワークシステムの構築が2圏域で挙げられたが、さらに森山（2019）³⁾との照合によって、コンピュータシステムの統合とそれに基づく広域レベルの総合目録ネットワークの実現であることを確認した。

以上の広域行政の必要性と対応実績の整理から、一定の成果は得られるが、一面的理解にとどまるのではないかという問題意識が研究の背景にあった。むしろ、広域レベルのネットワークの関係要素と、関係要素同士が影響し合う全体構造に対して、複数の視点から考察する方が先決であると考えた。ここで、関係要素については、利用者、所属自治体、ネットワーク参加館、広域行政の制度、都道府県域のネットワーク等が考えられる。全体構造については、基盤に制度があり、ネットワーク参加館と所属自治体が一体となって、利用者利益に沿った意思決定を行うとともに、都道府県域のネットワークと役割分担を調整するというイメージである。複数の視点については、利用者視点を基本に据えつつ、第1に、広域行政の制度の視点、第2に、都道府県域のネットワークとの関係性の視点である。さらに今回、関係要素から外れるが、第3に、同様の制度基盤を持った海外の仕組みの導入可能性の視点を加える。その理由は、上記の対応実績に見られるように、日本では制度や技術の活用が限定的であり、海外からの導入可能性を考察するためである。

1.2 リサーチクエストと先行研究

リサーチクエストとして、「日本の地方の公共図書館ネットワークは、都道府県域の既存の主要なもの、広域行政の制度的枠組みへの対応によって構築されるものが並立する中で、どのような改善が必要か」と設定する。この問いには、都道府県域のネットワーク基盤が既にある中で、地理的に包摂される広域レベルの存在意義への問いも含まれる。以下の手続きで研究を進める。

第1に、広域行政の制度を類型化する。第2に、各類型の代表国の公共図書館ネットワークを概観する。第3に、リサーチクエスチョンを解く。

先行研究の収集では、広域行政を基盤とする公共図書館ネットワークについての包括研究の探索を試みたが確認できなかった。なお、上記第1、第2の広域行政全般を論じたものに、木村(2019)⁶⁾、木村(2017)⁷⁾がある。いずれも行政法学の視点で、広域行政の文献レビューをしたものであるが、後者は海外での社会調査も含む。ただし、公共図書館ネットワークに関する言及はない。また、森山(2019)⁸⁾は、広域行政の制度的枠組みに沿った総合目録ネットワークを検証したものである。

2. 広域行政についての比較制度分析

2.1 日本における広域行政の制度の類型

広域行政の制度の類型は、①一部事務組合、広域連合のように、一般の自治体とは別の法人(特別地方公共団体)の設立を要する仕組み(法人型)と、②連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行のように、法人の設立を要しない契約的手法(契約型)に二分される¹⁵⁾。根拠法令の地方自治法で、広域行政は事務の共同処理と呼ばれ、法人型は第3編第3章の地方公共団体の組合(284条~293条の2)に、契約型は第2編第11章第3節の普通地方公共団体相互間の協力(252条の2~252条の17)に定められる¹⁶⁾。

制度の変遷において、法人型は、平成の大合併を経て2009年に廃止された広域行政圏施策で主に用いられた仕組みであるが現在も適用される。契約型は、2009年新設の定住自立圏構想および2014年新設の連携中枢都市圏構想(地方圏の指定都市又は中核市(人口20万人以上)を対象とするもの)で主に用いられる。両者は異質の別物というより、規制緩和の要請の中で、前者のうち簡素化可能な要素が後者へ移行したと解釈できる。たとえば、財産の管理や施設の稼働を基軸とする行政サービスは従来、法人型が活用される割合が高かったが、近年では消防やごみ処理も契約型の活用が進み、件数も顕著に増加する傾向にある¹⁷⁾。

2.2 海外における広域行政の制度の類型

木村(2017)¹⁸⁾では、海外の広域行政の制度に上記類型を当てはめ、法人型の代表国にフランス、契約型の代表国にアメリカを挙げる。

法人型の代表国にフランスを挙げるのは、Hulst and Montfort(2007)¹⁹⁾のヨーロッパ8カ

国の調査で、小規模な基礎的自治体が多数のフランス、イタリア、スペインに広域行政のための法人が多数設置され、中でも小規模なフランスで顕著な点に着目したことによる。

契約型の代表国にアメリカを挙げるのは、地方自治体の階層構造の不規則性や、地方行政基準の統一性の欠如の中で、さまざまな広域行政の仕組みが模索され、その中には特定目的区の設置という独自の法人型もあるが、階層の異なる自治体間も含めた協定、契約等による契約型の発展に特に着目したことによる。

2.3 フランスの広域行政と公共図書館ネットワークとの関係

フランスの基礎的自治体はコミューン(commune)である。2017年時点で66,618,176人の人口に対し、コミューンの数の多さ(35,358)、規模の小ささ(平均値は1,884人であり、人口200人未満のコミューンが全体の4分の1を占め、人口2,000人未満のコミューンが3万以上に及ぶ)が特徴である²⁰⁾。この結果、単独での行政運営に支障を来すコミューンを数多く生み出している。コミューンの合併は反対意見が多く進まない。そこで、広域行政の目的で、法人としてのコミューン間協力公施設法入(EPCI)が設置されている²¹⁾。

公共図書館の基本的な運営主体はコミューンあるいはEPCIである。また、県立貸出図書館が全県設置され、コミューンあるいはEPCIの小規模館支援や、学校支援を行う。一方、地域の図書館の支援機能を果たす地域拠点図書館(BMVR)が、運営主体をコミューンあるいはEPCIとして別途設置されている。ただし、当初から均衡した配置を目指すのではなく、国の公募で採用された12館に過ぎない²²⁾。EPCIとBMVRは、別法人であるが、ともに広域行政機能を有する。

コミューンの合併や、BMVRの計画配置が期待できない以上、EPCIを基盤とする広域レベルの図書館設置、さらにネットワーク展開し、県立貸出図書館とも結びつくのが現実的である。合併を望まないが、単独での行政運営の難度の高い基礎的自治体が近接して多数存在する場合、法人型で疑似合併し、それを基盤に図書館設置する道があることが示唆される。

2.4 アメリカの広域行政と公共図書館ネットワークとの関係

アメリカの基礎的自治体は、ミュニシパリティ

(municipality) と呼ばれる地方自治体と、準地方自治体に二分されるが、いずれにも当てはまらない区域も存在する。なお、準地方自治体には、特定の行政目的のためだけに設立される学校区、特定目的区が含まれる²⁵⁾。

木村 (2017) ²⁶⁾ では、アメリカにおける広域行政の仕組みとして、①契約または協定、②広域協議会の設置、③特定目的区の設置、④州やカウンティ等への行政機能の移行が挙げられる。①②④が契約型に、③が法人型に区分される。それぞれの公共図書館ネットワークへの対応を確認した。

①については、財政危機に直面した中心市の公共図書館、他種施設等の維持のため、中心市と周辺町村との費用分担の協定締結の事例がある²⁷⁾。

②④については、Horton and Pronevitz (2020) ²⁸⁾ におけるアメリカで高度に発展した図書館コンソーシアムに関する以下の記述を通して確認できる。1970年代以降、多くの州で、広域図書館システム法 (regional library systems laws) が州法として制定され、公共図書館サービスはサービスの不十分な農村に拡大した。図書館コンソーシアムはそれ以前も活発であったが、これによって広域レベルで顕著となり関与を深めた。この過程で②広域協議会 (regional council) が設置された。④については、多くの図書館コンソーシアムが州の管理構造の中で存続するとともに、州立図書館とつながり、実績の一つとしてコンピュータシステムの統合と共有を実現した。

③については図書館区が対応する。図書館区は、設置が住民の直接投票によって決定され、課税権や起債権を持つ準自治体である。複数の既存自治体の領域をまたぐ場合がある³⁰⁾。

3. 日本の公共図書館ネットワークの方向性

3.1 海外の仕組みの導入可能性

前述の比較制度分析を基に、日本へのフランス、アメリカの仕組みの導入可能性を考察する。

第1に、フランスの法人型としてのEPCI等を基盤とした仕組みについては、EPCIと同種の制度が未活用のまま廃止されたか、活用の途絶えた日本での導入可能性はないと考える。EPCIに対応する制度は、日本では町村を対象とした全部事務組合が当てはまると考えられる。内容的には関係町村の全事務が組合で処理され、町村が名目上残るに過ぎない。ただし、1度も設立されず2011年に廃止された³¹⁾。合併に受容的な日本と否定的なフ

ランスの違いが表れる。また、前述したように、日本では広域行政において財産管理や施設稼働を伴うと法人型が選好されやすく、確かに一部事務組合を設置基盤とした組合立図書館がかつて数館存在したことを『日本の図書館 統計と名簿』で確認できるが、現在は皆無である³²⁾。つまり、複数自治体による法人を設置基盤とした図書館設置は、日本で根付かなかったことを確認できる。

第2に、アメリカの類型のうち、法人型としての図書館区の設置については、日本に同種制度がないため、導入可能性はないが、契約型については、いずれも制度の受け皿があることから、導入可能性はあると考える。

3.2 公共図書館ネットワークの改善可能性

以下では、アメリカの契約型を参照し、日本の公共図書館ネットワークの改善可能性を考える。

3.3①については、日本では図書館未設置自治体あるいは、図書館維持を断念し閉館した自治体が、ネットワークを組む図書館設置自治体と連携協約を締結し、実際の事務の移管に当って、委託という法的手段を用いる可能性が考えられる³³⁾。1.1①対応実績においては、相互利用のみであったが、利用者へのサービスの選択肢となる。

3.3②については、日本では協議会設置に対応し、ネットワーク参加館が広域化する行政課題を継続協議し、当該ネットワークに反映することが考えられる。現状では、1.1②対応実績なしである。

以上の2点は、1.2で挙げた、都道府県域のネットワーク基盤が既にある中で、地理的に包摂される広域レベルの存在意義はあるかという問いに対し、有効性があることを示す回答となる。

3.3④については、日本では1.1③対応実績で挙げた、域内図書館のコンピュータシステムの統合、および広域レベルの総合目録ネットワークの実現の発展形として、都道府県域で都道府県立図書館が市町村支援の一環として取り組むことが考えられる。広域レベルよりもむしろ都道府県域で行う方が望ましい理由として、①前掲各構想で不可避な中核自治体図書館の調整事務の煩雑さの解消、②地域 (郷土) 関係分野の図書、逐次刊行物を含む都道府県域レベルでの書誌ユーティリティ的な機能の実現と、データベースでの書誌割れの回避、③システム統合による相互貸借機能の円滑化、④各館のシステム構築費用の分担と削減、⑤システム担当者の個別館配置の回避が挙げら

れる。なお、利用者情報を共有し利用者カードを共通化するか否かは、協議を要する。

前掲『全国の定住自立圏構想の取組状況（令和2年4月1日）』で、都道府県立図書館が関係する事例は皆無であったが、アメリカの事例のように、階層の異なる自治体間も含む協定、契約等による契約型の仕組みの導入は有効である。なぜなら、日本の他分野での都道府県による市町村事務の

注・引用文献

¹⁾ 総務省『広域行政・市町村合併』

<https://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html> , (参照 2020-09-03).

²⁾ 総務省『全国の定住自立圏構想の取組状況（令和2年4月1日）』総務省, 2020, 134p.

https://www.soumu.go.jp/main_content/000691156.pdf, (参照 2020-09-03).

³⁾ 森山光良「日本の公共図書館の広域総合目録事業に関する考察」『日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集』2019年度, 2019, pp. 33-36.

⁶⁾ 木村俊介『広域連携の仕組み：一部事務組合・広域連合・連携協約の機動的な運用[改訂版]』第一法規, 2019, 24, 500p.

⁷⁾ 木村俊介『グローバル化時代の広域連携 仏米の広域制度からの示唆』第一法規, 2017, 9, 489p.

⁸⁾ 森山 (2019), 前掲論文.

¹⁵⁾ 木村 (2019), 前掲書, 参照は pp. 13-15.

¹⁶⁾ 総務省『共同処理制度の概要』

https://www.soumu.go.jp/main_content/000196080.pdf, (参照 2020-09-03).

¹⁷⁾ 総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調の概要（平成30年7月1日現在）』

https://www.soumu.go.jp/main_content/000454692.pdf, (参照 2020-09-03).

¹⁸⁾ 木村 (2017), 前掲書, 参照は pp. 156-161.

¹⁹⁾ 8カ国はベルギー, フィンランド, フランス, ドイツ, イタリア, オランダ, スペイン, イギリス. Hulst, Rudie; and Montfort, André van. *Inter-Municipal Cooperation in Europe*. Springer, 2007, pp. 212-213.

²⁰⁾ 基礎的自治体の平均人口を, EU27カ国にイギリスを含む28カ国で比較すると, 最大規模はイギリス (165, 101人), 最小規模は4カ国 (フランス (1, 884人), スロバキア (1, 860人), ギリシャ (1, 760人), チェコ (1, 695人)) が並ぶ。

EUROSTAT. *Correspondence table LAU - NUTS 2016, EU-28 and EFTA / available Candidate Countries*. <https://ec.europa.eu/eurostat/documents/345175/501971/EU-28-LAU-2018-NUTS-2016.xlsx> , (accessed 2020-09-03)

代行は一般的であり³⁶⁾, 実際の事務の移管で, 委託等の法的手段は多用されるからである³⁷⁾。

最近では, ヨーロッパの広域行政も全般的に, 法人型による基礎的自治体間のみでの水平的な協力から, 契約型による階層の異なる自治体間の垂直的な協力へと移行する傾向にある³⁸⁾。

²¹⁾ 飯島淳子「フランスにおける地方分権・地方自治」『分権改革下の地方自治法制の国際比較』大津浩編, 有信堂高文社, 2019, pp. 89-107. 参照は p. 91.

²²⁾ 葉師院はるみ「フランスの地域拠点図書館と地方制度改革」『図書館界』Vol. 66, No. 4, 2014. 11, pp. 254-267. 参照は p. 263.

²⁵⁾ 木村 (2019), 前掲書, 参照は p. 418-419.

²⁶⁾ 木村 (2019), 前掲書, 参照は p. 277.

²⁷⁾ Fiacco, James M. *et al.* “A New Model for Fiscal Regionalism,” *Government Finance Review*, Vol. 20, No. 1, 2004. 2.

²⁸⁾ Horton, Valerie ; and Pronevitz, Greg. (eds.) *Library Consortia: Models for Collaboration and Sustainability*. American Library Association, 2020.

³⁰⁾ 鈴木一生「アメリカにおける多様化する公共図書館の運営の現状：オレゴン州フットリバーカウンティ図書館区を事例として」『現代の図書館』Vol. 58, No. 2, 2017, pp. 75-82.

³¹⁾ 総務省自治行政局市町村体制整備課『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調の概要（平成22年7月1日現在）』

https://www.soumu.go.jp/main_content/000095812.pdf, (参照 2020-09-03).

³²⁾ 平成の大合併の前まで, 蒜山教育事務組合立図書館, 岩船広域図書館等が存在したことを確認できる。日本図書館協会編『日本の図書館 統計と名簿 電子媒体版』日本図書館協会, 1996-, (年刊) .

³³⁾ 木村 (2017), 前掲書, 参照は p. 280.

³⁶⁾ 総務省『広域連携について』

https://www.soumu.go.jp/main_content/000659994.pdf, (参照 2020-09-03).

³⁷⁾ 総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調の概要（平成30年7月1日現在）』, 前掲.

³⁸⁾ Hulst, Rudie *et al.* “Institutional Shifts In Inter-Municipal Service Deliverys,” *Public organization review*, vol. 9, no. 3, 2009, pp. 263-285.

利用者の情報行動(利用者タスク)と目録の記録事項(エレメント)を関連づける方法は未だ確立されていない。そこで、漢籍を研究に用いている研究者へのインタビュー調査結果から、漢籍利用者の利用者タスクおよびその利用者タスクに関連づけられるエレメントを抽出する方法を考案し分析を試行した。8名の漢籍利用者に対するインタビュー結果を分析した結果、26種の利用者タスクと103種のエレメントを抽出した。

1. 背景

FRBRやIFLA LRMには「利用者タスク」という概念が導入されており、利用者の情報ニーズをふまえた上で目録データを作成することの重要性を示している。しかし、資料群や利用者群ごとに異なることが予想される利用者タスクをどのように抽出するのか、また抽出した利用者タスクを目録データ中の各エレメントとどのように関連づけるのかについて、ベストプラクティスは未だ存在しない。

発表者は、2018年度より、漢籍という資料群を対象に、その利用者の情報行動から利用者タスクを確定し、各利用者タスクに対応する漢籍のエレメントを明らかにすることを目的とした研究を実施している。利用者タスク抽出前の準備として、漢籍利用者の研究行動を把握することを目的として、漢籍利用者5名に対するインタビュー調査を実施しその結果を報告した¹⁾。本発表では、これまでの調査を踏まえ、インタビュー調査結果から利用者タスクとエレメントを抽出する方法を考案し、試行した結果を報告する。

2. 方法

2.1. インタビュー調査

8名の研究者に対する1時間から2時間程度の半構造化インタビュー調査の結果を使用した。新たに加えた3名に対しては、以前の5名の分析結果を踏まえて質問項目を減らし、①研究分野、②最近漢籍を探したり使用したりした経験について、a)その漢籍の書名、b)なぜその漢籍を必要としたか、c)その漢籍をどのように探したか、d)どのように使用したか、を主に伺った。

2.2. 調査結果の分析

インタビュー終了後、二次コード付与までを、前回の報告と同様の手順で行った。ただし、利用者タスクおよびエレメントの抽出に使用したのは一次コードまでである。

一次コードを用いて、利用者タスクとエレメントの抽出を試みた。最終的に採用したのは以下の手順である。

まず、①付与した一次コードのうち具体的な情報行動に触れているコードに対して、それぞれ「何を」「どうする」「そのために何が必要か」を検討し記録する。②上記①に記録した語句を

用いて、暫定利用者タスクを付与する。利用者タスクはIFLA LRMに定義されるものにとらわれず自由に付与した。このとき、2以上のタスクが付与される場合は、③以降の作業をタスクごとに行う。③各利用者タスクに対して、「目的(探しているエレメント)」、「手段(使用したエレメント)」、「結果(見つけたエレメント)」のいずれかを記録する。「目的」「手段」「結果」に記録するエレメントは、IFLA LRMが定義するいずれかの実体に属することが明らかな場合は、「エレメント名/実体名」の形で記録した。ただし実体として新たに「版」を加えた(後述)。また、叢書や、複数の著作を収録したデータベースなどを表すための実体は「集合著作」とした。所蔵機関において特定の個別資料がまとめて所蔵される場合の、まとまりを表すための実体「コレクション」も新たに加えた。最後に、④暫定利用者タスクとエレメント名が妥当かどうか、全体的な見直しを行い、いくつかの暫定利用者タスクを統合・改名して、利用者タスクとする。

分析例を図1に示す。分析手順の①においてセグメントに分割した元データでなく一次コードを使用したのは、一次コードは元の発言の意味するところを説明するためのコードであり、元データよりも意味内容が明確なためである。また、「何を」「どうする」「そのために何が必要か」を記録するのは作業者が利用者タスクを付与しやすくし、かつ、後からなぜその一次コードにその利用者タスクを与えたかの確認をやすくするためである。

手順の③で記録するエレメントを「目的」、「手段」、「結果」ごとに検討したのは、利用者が必要とするエレメントと、情報探索などの際に利用可能なエレメント、および最終的に入手できるエレメントは、それぞれ異なる場合があると考えたためである。例えば、図1の1:202では、被調査者は叢書に含まれている刊本については検索の対象から除外したい旨を発言しているので、目的の欄に「(除外要素)版-叢書間の関連」と記入した。この被調査者はいくつかの刊本を現物調査し、その中に叢書に含まれている刊本があった(1:209)。つまり、利用者タスク「実見」の結果として、ある個別資料の叢書名というエレメントが見つかったこととなるため、結果の欄に「叢書名/個別資料」と

	元データ	一次コード	何を	どうする	そのために何が 必要か	利用者タスク	目的	手段	結果
1:201a-1	見に行くべきもの。大体、何だか分からないものは取りあえず見に行くみたい。例えば明刊というふうにしき書いていない場合は、取りあえず見てみるみたい。感じで、	漢籍DBの書誌を見て、内容がよくわからないものは現地調査へ行く。	書名	検索する	全国漢籍データベース	発見		名称/著作	刊行王朝/個別資料
1:201a-2						識別		刊行王朝/個別資料	
1:201b			なんだかわからないもの	見に行く	所蔵機関	実見	(個別資料)		(個別資料)
1:201c	大抵、叢書は1本なんです。	叢書に入っているテキストは1種類							
1:202	『【書名】』だけで検索すると。ものすごくたくさん出てくる。だから叢書に入ってるのは外したい。	漢籍DBを書名のみで検索するとヒット数が多すぎる	叢書に入っている作品	除外したい	NA機能(無い機能)	検索	除外要素: 版-叢書間の関連		
1:204	それができないので、詳細検索で例えば明刊とか。	漢籍DBの検索では、叢書を外すことはできないので、王朝名を入れて詳細検索する。	刊行王朝名	検索する	全国漢籍データベース	検索	所蔵機関/版	刊行王朝/版 名称/著作	
1:205	明だけだといろいろ出てきちゃう。でも明だけにし	王朝名を入れても検索結果が多すぎることもある。	刊行王朝名	検索する	全国漢籍データベース	発見	名称/版	刊行王朝/版 名称/著作	名称/個別資料 刊行王朝/個別資料 所蔵機関/個別資料
1:207	宋だけだとなかなか出てこない。するとすごく少なくなるので、これで。	宋で検索するとヒット数がとても少なくなる。	刊行王朝名	検索する	全国漢籍データベース	発見			名称/個別資料 刊行王朝/個別資料 所蔵機関/個別資料
1:208b	今この【出版社名】っていうのが宋版の次に古い、今のところのやつで、これもなかなかなくて。	【出版社名】本が今のところ宋版の次に古いがか所蔵がない	【出版社名】本(版)の所蔵	探す	全国漢籍データベースの書誌情報	発見	(版)	出版者/版 刊行王朝/版 名称/著作	所蔵機関/個別資料
1:208c			異版かどうか	検討する	全国漢籍データベースの書誌情報	識別	版の間の関連	出版者/個別資料 刊行王朝名/個別資料 名称/個別資料	
1:208d					全国漢籍データベースの書誌情報	実見価値の判断	(版)	出版者/個別資料 刊行王朝名/個別資料 名称/個別資料 所蔵機関/個別資料	
1:209	【所蔵機関名】は叢書の零本だった。	ある機関の蔵書を見に行ったら叢書の零本だった	現物	見に行く	所蔵機関	実見			叢書名/個別資料
1:210	そういうのを見に行っ	現物確認して初めて叢書の零本だとわかることがある							

図 1. 分析例

記入した。

3. 結果

3.1. 刊本特有の実体「版」

漢籍刊本を使用して研究を行っている被調査者の多くが「版」という概念を用いて探索を行ったり、言及したりしていた。そこで今回は便宜的に、IFLA LRM が定義する WEMI (著作-表現形-体現形-個別資料) の階層構造の表現形と体現形の間、「版」という実体を新たに加えて用いた。その理由を以下に述べる。

刊本において、特定の板木のセットを用いて印行された刊行物の集合は特定の「版」と認定される。原版となった板木のセットが同じ個別資料同士は「同版」、異なれば「異版」となる。

仮に版 A と版 B が、テキストはほぼ同じだが異なる板木のセットに基づくため、同一表現形に属するとする。版 B は、版 A に属する特定の個別資料を利用して、後人によって板木が新たに彫り起こされて印行された重刊本 (異版) である。他方、マイクロフィルムと影印本が、それぞれ版 A に属する特定の個別資料を利用して作製・発行されたとする、これらの体現形も版 A と B が属する表現形と同じ表現形に属している。仮に、版 A と版 B をも体現形として扱うならば、版 B と影印本が異なる板木に基づくことや、版 A から版 B に至る時空間の転移を目録データ上で表現することが難しくなる。さらに版 A に属する体現形や個別資料のみをまとめて検索することも難しくなる。

3.2. 利用者タスク

最終的に得られた 26 種の利用者タスクには、目的、手段、結果のいずれかに何らかの要素が対応づけられる利用者タスクのみが含まれる。「何らかの要素」には、不明、該当しない場合は含めない。また、目的、手段、結果のすべてに「本文」という要素のみが関連づけられている場合も含めなかった。これは、情報資源の本文のみを目的等として実行される情報行動は、目録との関連が浅いと考えたためである。利用者タスクとその定義を表 1 に示す。

3.3. 利用者タスクに対応する要素

26 種の利用者タスクに対応する要素として、属性 90 種、実体間の関連 13 種を見出した。

例として、タスク「識別」に関連づけられた要素を表 2 に示す。タスク「識別」では、「目的」欄の要素を明らかにすることが必要とされていた。しかし、実際に利用されたのは「手段」の欄の要素であった。このことから、「目的」欄の要素や、「手段」の欄の要素のうち、目録データにない要素を記録することの有用性を見出すことができる。例えば、ある被調

査者は、ある個別資料が属する版を識別するため、その資料の奥付末尾の出版者を必要としたが、目録データには記録されていなかったため、資料現物の奥付を見て版を識別した。このことから、最後の出版者名や、奥付そのものの画像データ等がタスク「識別」のために有用であることがうかがえる。なお、「結果」の要素が存在しないのは、目録データから識別できた要素がインタビュー調査の範囲では明らかとならなかったことを示している。

表 2. タスク「識別」に関連づけられた要素

目的	手段
印年/個別資料	手校者名/個別資料
出版者(末尾)/個別資料	書名/個別資料
個別資料-版間の関連	書誌事項/個別資料
版-集合著作間の関連	出版者/個別資料
版の間の関連	刊行王朝/個別資料
個別資料間の関連	蔵書印/個別資料
	奥付/個別資料
	個別資料間の関連

最も関連づけられた要素の多かった利用者タスクは「発見」であった。利用者タスク「発見」に関連づけられた要素を表 3 に示す。

4. 結語

提案手法によって、インタビュー調査結果から利用者タスクおよび利用者タスクに関連づけられる要素を抽出することができた。本手法により、目録データに記録されるべき要素を、根拠を持って示すことができる。また本発表では、IFLA LRM が定義する実体のみでは、漢籍の利用者タスクと要素を分析する上で不足があるということも指摘した。

分析者には分析対象とする資料群および IFLA LRM が定義する諸概念に対する一定程度以上の理解が必要である。これらの条件を満たせば、同様の手法で、他の資料群に関する利用者タスクおよび要素も抽出可能であることを期待するが、今後の検証が待たれる。

引用文献

1. 木村麻衣子. 漢籍利用者はどのように漢籍を使うのか. 2019 年度日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集. 2019, p. 21-24.

謝辞

調査にご協力くださった研究者の皆様にご心より御礼申し上げます。本研究は JSPS 科研費 18K18329 の助成を受けたものです。

表 1. 抽出した利用者タスクとその定義

利用者タスク	定義
発見	何らかの適合基準を用いた検索によって、1つまたは複数の情報資源に関する情報を収集すること。検索の対象は目録データに限らない※
: 検索	検索したが発見に至っていない場合このタスクを与える
: 人物検索	何らかの適合基準を用いた検索によって、実体個人に関する情報を収集すること
: 地名検索	何らかの適合基準を用いた検索によって、実体場所に関する情報を収集すること
: 確認のための検索	何らかの発見済みの情報を、確認のため再度別の方法で検索すること
テキスト検索	テキストデータの中から、何らかの適合基準に合致する語彙等を収集すること
識別	目録データから発見した情報資源の性質を理解すること、および類似の情報資源を判別すること※
: 実見価値の判断	発見した情報資源のうち実見する必要性のあるものを判断すること
選択	発見した情報資源の適切性を判断すること、および特定の情報資源を受容または却下できること
入手	情報資源の内容にアクセスすること。購入することを含む※
: 実見	漢籍の原本を所蔵機関などで実際に閲覧すること(=現物調査を行うこと)
: 版面入手	漢籍の版面の写真、画像、複写物等にアクセスまたはそれらを獲得すること。影印本の複写も含む
: テキスト入手	漢籍のテキストデータを獲得すること
読解	漢籍のテキスト(本文に限らず、注釈や書入れを含む)を読むこと
記録	タスク「実見」の結果を書き留めること
閲覧予約/申込	タスク「実見」を遂行するために、所蔵機関に対し閲覧の予約または申込を行うこと
比較	複数の情報資源を照らし合わせて比べること
: テキスト比較	複数のテキストを比較し表記や内容の異同を考察すること
テキスト検証	単一のテキストのうちの特定部分の表記や内容の正確さを別の情報資源により検証すること
問合せ	不明の点を個人または機関に問い合わせること
校注	テキストを校訂し、さらに注釈をつけること
概要確認	ある著作のあらすじやその著作に関する先行研究の蓄積などを大まかに知ること
情報獲得	情報資源に関する情報を、検索によらずに獲得すること
既存知識の活用	自らの経験等により既知っている情報や知識を活用すること
推定	現物調査等を踏まえて検討した結果、一見して明らかではないエレメントの値を推定すること
版の確定	複数の個別資料が属する版の異同や印行の前後関係を推定すること

※: IFLA LRMの定義に一部追記あり

注1: 太字はIFLA LRMに存在する利用者タスクである。

注2: 頭に「:」印のあるタスクは、その直前のメインタスクのサブタスクである。

表 3. 利用者タスク「発見」に関連づけられたエレメント

目的	手段	結果	
(著作)	(個別資料)	(体現形)	<p>注1: ()内は実体の特定のインスタンスそのものを表し、エレメントではないが、本表では参考までに掲載した。</p> <p>注2: エレメント「書誌事項」は記録されるべき書誌事項の全てを指す。他のエレメントと全体部分関連にあるが、1つのエレメントとして扱った。</p> <p>注3: エレメント「所蔵情報」には「所蔵機関」と「請求記号」も含まれるが、1つのエレメントとして扱った。</p> <p>注4: 「所蔵機関/個別資料」と、「個別資料-所蔵機関間の関連」の違いは、前者がある特定の個別資料の具体的な所蔵機関を指すのに対し、後者はある所蔵機関にはどのような個別資料が所蔵されているのかといった情報あるいは知識を指すところにある。</p>
(版)	名称/著作	(個別資料)	
名称/著作	本文/表現形	本文/表現形	
名称/版	名称/版	特定年代における存在の有無/版	
本文/版	刊行王朝/版	存在の有無/版	
刊行年代/版	出版者/版	存在数/版	
存在の有無/版	名称/体現形	名称/体現形	
特定年代における存在の有無/版	主題(個人名)/体現形	叢書名/体現形	
所蔵機関/版	所蔵機関/体現形	版面/体現形	
版面/体現形	書誌事項/体現形	書誌事項/体現形	
存在の有無/体現形	出版者/体現形	存在の有無/体現形	
本文/体現形	名称/個別資料	名称/個別資料	
所蔵情報/体現形	書名/個別資料	著者/個別資料	
所蔵機関/体現形	分類/個別資料	出版地/個別資料	
書誌事項/個別資料	旧蔵者/個別資料	出版者/個別資料	
版面/個別資料	所蔵機関/個別資料	刊年/個別資料	
所蔵情報/個別資料	所蔵機関/コレクション	刊行王朝/個別資料	
所蔵機関/個別資料	名称/個人	存在の有無/個別資料	
請求記号/個別資料	異名/個人	手校者/個別資料	
存在の有無/個別資料	体現形-所蔵機関間の関連	蔵書印/個別資料	
著作-集合著作の関連	体現形-集合著作間の関連	書入れ有無/個別資料	
個別資料-コレクション間の関連	個別資料-所蔵機関間の関連	手跋/個別資料	
	書名	書誌事項/個別資料	
	出版者名	版面/個別資料	
	分類	所蔵情報/個別資料	
	所蔵機関	所蔵機関/個別資料	
		請求記号/個別資料	
		著作間の関連	
		著作-集合著作の関連	
		版-集合著作間の関連	
		四角號碼	
		所蔵機関	

NCR2018 と RDA の記述規則の RDF データ化

谷 口 祥 一 (慶應義塾大学文学部)
taniguchi@z2.keio.jp

NCR2018 と RDA ベータ版 (Toolkit ベータ版) の記述規則を対象にして、RDF による適切なデータ表現とするための検討項目とその選択肢の提示、そして妥当性の検証を試みる。NCR と RDA では規則構造に相違が見られるため、それぞれに適した方式を検討するが、両者に共通する主たる検討項目には、①記述規定を RDF クラスとプロパティのいずれとするかの選択、②クラス/プロパティの設定粒度、③規定間の参照関係の表現法、④別法の表現法、⑤例示の記録法などがある。

1. はじめに

NCR2018 と RDA ベータ版はそれぞれ独自の記述規則の体系を構成し、現在、文書 (NCR2018 の冊子体、PDF ファイル) または検索・表示システム (RDA Toolkit) によって公開され提供されている。これら記述規則の機械可読データ化を図るには、XML 等によるマークアップ方式データに変換することが適切と考えられ、RDA Toolkit 内部では既にそれに近い形式で蓄積されているものと推測される。

それに対して、本研究では、NCR2018 と RDA ベータ版を対象にして、それら記述規則の構成を基盤にしつつも、RDF による適切なデータ表現とするための検討項目とその選択肢の提示、そして可能な範囲での妥当性の検証を目的とする。JLA 目録委員会が公開予定の NCR2018 語彙の RDF 定義 (エレメントや関連指示子を示す RDF プロパティ、実体と値リストの用語を表す RDF クラス) ①および RDA 運営委員会による RDA 語彙の公開済み RDF 定義 ②にそのまま接続できるよう、記述規則の RDF 表現を検討する。これにより、情報資源等のメタデータとそれに適用された記述規則とがシームレスに接続でき、また規則内外の参照関係を辿ったり、具体的な適用事例を参照したりすることなどを実現できるよう意図している。すなわち、RDF 化によって、規則の理解・適用・管理等の支援に寄与できる可能性を探っている。なお、記述規則の RDF データ化を試みた先行研究は見当たらない。

NCR2018 と RDA ベータ版の両者の記述規則構造は、条項番号の有無、個別規定における条件部と行為指示部の分離の有無など、それぞれ異なる部分を含むため、RDF データ化の基本的な方針は同一としても、それぞれに即して検討する必要がある。両者に共通した主たる検討項目には、①記述規定を RDF クラスとプロパティのいずれとするかの選択、②クラスとプ

ロパティの設定粒度、③規定間の参照関係の表現法、④別法の表現法、⑤例示の記録法などがある。なお、RDF に適した表現とするため、現行の記述規定の形式上の一部変更も許容するという前提で検討する。

以降の説明では、URI の構成と付与については触れず、便宜的な仮の記載とし、また RDF データはすべて Turtle に沿った形式で示す。

2. NCR2018 記述規則の RDF データ化

NCR2018 は、全体がトップダウンの体系的な構成を取っている。「第 2 部 属性」と「第 3 部 関連」は章ごとに、たとえば「第 2 章 体現形」は、「#2.0 通則」、「#2.1 タイトル」、「#2.2 責任表示」などのエレメントから構成され、さらに「#2.1 タイトル」は「#2.1.0 通則」、「#2.1.1 本タイトル」、「#2.1.2 並列タイトル」など、エレメント・サブタイプまたはサブエレメントから構成される。そして、さらに以下のような条項間の階層関係が設定されている。

```
#2.1.1 本タイトル
#2.1.1.1 記録の範囲・情報源
#2.1.1.1.1 記録の範囲； #2.1.1.1.2 情報源
#2.1.1.2 記録の方法
#2.1.1.2.1 別タイトル； #2.1.1.2.1 別法 別タイトル 別法 [以降は省略]
```

個々の条項番号の下、記述規定は原則として、条項見出し、記述規定文、参照、例示から構成されている。

検討事項 1 : 記述規定を RDF クラスとプロパティのいずれとするかの選択

RDF プロパティであるエレメント等の定義情報 (ラベル、定義、定義域など) と同列に個々の記述規定をクラスとして設定し、エレメント等から直接参照させることができる。

```
@prefix ncrvocab: <http://jla.or.jp/vocab/ncr2018#> .
<http://jla.or.jp/data/ncr2018/E200002>
  rdf:type rdfs:Property ;
  ncrvocab:typeLabel "エレメント・サブタイプ" ;
  rdfs:label "本タイトル" ;
```

```

rdfs:domain
  <http://jla.or.jp/data/ncr2018/C100003>;
skos:definition "体现形を識別するための固有の
  名称。";
:記述規定 :個別規定 URI1, :個別規定 URI2,
  :個別規定 URI3, :個別規定 URI4,...

```

ここでのプロパティ「:記述規定」の設定粒度とクラス「:個別規定」のインスタンス設定粒度は、別途の検討事項とする。なお、クラスを多段階に設定する選択肢もある。

一方、記述規定を RDF プロパティとして設定するとしたときには、その主語リソースはエレメントではなく、個々の体现形などの実体インスタンスとすることが適切となる。この場合、目的語は記述規定を適用した結果としての値（リテラルまたは URI）となり、記述規定のプロパティは記述行為自体を表すことになる。

```

:実体インスタンス URI
  :個別規定 URI1 "値リテラル"|値 URI;
  :個別規定 URI2 "値リテラル"|値 URI.

```

ただし、同一の主語リソースに対しても、複数の異なる記述規定が適用されうること、そして異なる目的語が導出されうることなどを適切に表現する方式が求められる。これらゆえ、以降では、記述規定をクラスとして扱う。

検討事項 2：記述規定クラスの設定単位

クラスとする記述規定の設定粒度は、a)エレメント単位、b)「記録の範囲」・「情報源」・「記録の方法」の単位、c)最下位の個別条項番号の単位、d)個別条項内ブロック単位など、複数想定することができる。加えて、多段階のクラス設定や空白ノードを用いた構造化表現とする方式もある。同時に、エレメントから記述規定クラスにつなげるプロパティ「:記述規定」の設定粒度も、a)エレメント共通の単一の「記述規定」、b)「記録の範囲」・「情報源」・「記録の方法」など、c)エレメントごとの「本タイトルー記録の方法」など、複数の候補が考えられる。なお、プロパティの粒度よりも、クラスは小さな粒度とする必要がある。

これらの選択肢を検討した上で、本研究では、1)エレメントから記述規定へと導くプロパティは「記録の範囲」・「情報源」・「記録の方法」のいずれかとし、また 2)記述規定のクラスは最下位条項番号単位とし、3)単一条項が内容的に複数の規定に分割できるときにはその分割後の単位（条項内ブロック単位）で設定する方式を採用する。なお、条項番号内で、元々 a, b, c など、ブロックに分割されているときには、その分割単位を個別条項 (#2.1.1.2.2a など)と見なした上で、場合によってはそれをさらに意

味的なブロックに分割する。こうした最小ブロック単位への分割に当たっては、個別クラスとする記述規定が自立して意味を表すよう、必要な場合には規定文に最低限の追記を加える。

以下に採用例を示すが、先ず、個々のエレメントからは、個別規定の URI にプロパティ「:instrctOnRecording（記録の方法）」などによってつながる。

```

<http://jla.or.jp/data/ncr2018/E200002>
  :instrctOnScope :Ncr2.1.1.1.1, :Ncr2.1.1.1.1-1, ...;
  :instrctOnSource :Ncr2.1.1.1.2, :Ncr2.1.1.1.2-1,...;
  :instrctOnRecording :Ncr2.1.1.2, :Ncr2.1.1.2.1,
    :Ncr2.1.1.2.1 別法, :Ncr2.1.1.2.2, ...

```

個別条項がブロック単位に分割される場合には、次のように条項番号に対応する規定クラス (①) を設けた上で、個別のブロック単位の規定クラス (②、③) を設定する。条項番号単位のクラスをこうした場合にも設定するのは、規定間の参照は条項番号単位で指示されているからである。

- ① :Ncr2.1.1.2.4
- ```

rdf:type :NcrInstruction;
:instrctFor
 <http://jla.or.jp/data/ncr2018/E200002>;
:instrctNo "#2.1.1.2.4";
rdfs:label "本タイトルー記録の方法ー併記された語句";
:instrctType :InstructionGroup;
:groupedInstrct :Ncr2.1.1.2.4-1, :Ncr2.1.1.2.4-2.

```
- ② :Ncr2.1.1.2.4-1
- ```

rdf:type :NcrInstruction;
:instrctFor
  <http://jla.or.jp/data/ncr2018/E200002>;
:instrctNo "#2.1.1.2.4";
rdfs:label "本タイトルー記録の方法ー併記された語句";
:instruction "同義語による別の表現、原語形とその略語、外来語とその原語などが、タイトルに併記されている場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、他方を異形タイトルとして記録する。";
:referredInstrct :Ncr2.1.9.1.1i, :Ncr2.1.9.2.2;
:instrctAppExample "誰でもわかる!狂牛病対策マニュアル (異形タイトル: 誰でもわかる!BSE対策マニュアル)", "ツイッター完全活用術 (異形タイトル: twitter 完全活用術)",...

```
- ③ :Ncr2.1.1.2.4-2
- ```

rdf:type :NcrInstruction;
:instrctFor
 <http://jla.or.jp/data/ncr2018/E200002>;
:instrctNo "#2.1.1.2.4";
rdfs:label "本タイトルー記録の方法ー併記された語句";
:instruction "情報源でタイトル全体が、複数の言語および(または)文字種で併記されている場合...";

```

:referredInstrect :Ncr2.1.2.

加えて、本研究では、エレメント等に対応する記述規定クラスを1つ設け、それを主語りソースとして規定群の構成を空白ノードを用いて構造化して表現したものを追加した。

```
① <http://jla.or.jp/data/ncr2018/E200002>
 :elementInstrect :Ncr2.1.1.
② :Ncr2.1.1
 rdf:type :NcrInstruction ;
 :instrectNo "#2.1.1";
 rdfs:label "本タイトル";
 :instrectFor
 <http://jla.or.jp/data/ncr2018/E200002>;
 :instrectOnScope
 [rdfs:label "本タイトルー記録の範囲";
 :groupedInstrect :Ncr2.1.1.1.1,
 :Ncr2.1.1.1.1-1, :Ncr2.1.1.1.1-2, ...];
 :instrectOnSource
 [rdfs:label "本タイトルー情報源";
 :groupedInstrect :Ncr2.1.1.1.2, ...];
 :instrectOnRecording
 [rdfs:label "本タイトルー記録の方法";
 :groupedInstrect :Ncr2.1.1.2],
 [rdfs:label "本タイトルー記録の方法ー別タイトル";
 :groupedInstrect :Ncr2.1.1.2.1], ...
```

### 検討事項3：参照指示の扱い

NCR 内の参照指示には、独立した参照指示と、規定文の中での埋め込み表現による指示とがある。前者は「(参照:#2.1.0.4を見よ。)」といった指示であり、後者は「本タイトルは、情報源から#2.1.0.4~#2.1.0.4.4 に従って記録する。」のような記載である。いずれも RDF 化に際して、これらを抽出しプロパティ「:referredInstrect (参照先規則)」を用いて参照関係を記録する。なお、NCR では参照先は、条項番号またはその分割単位 (#2.1.1.2.2a など) をもって指示されている。

### 検討事項4：別法の扱い

NCR では別法において本則と異なる規定部分を記号「\*」を用いて明示している(それ以外の箇所は本則と同一)。こうした別法固有の部分と本則と同じ部分の両方から構成される規定の場合には、本則と異なる部分のみ別法を RDF データ化し、併せて当該別法の構成を示すデータを作成する。

下記の例では、①が本則との同一部分(NCR#2.1.1.2.6-2)を含めて別法の構成を示しており、②が別法固有の規定部分である。

```
① :Ncr2.1.1.2.6 別法
 rdf:type :NcrInstruction ;
 :instrectFor
 <http://jla.or.jp/data/ncr2018/E200002>;
 :instrectNo "#2.1.1.2.6 別法";
 rdfs:label "本タイトルー記録の方法ー複数の言
```

語・文字種によるタイトル 別法";

```
:instrectType :InstructionGroup, :Alternative ;
:groupedInstrect
 :Ncr2.1.1.2.6 別法-1, :Ncr2.1.1.2.6-2 .
```

② :Ncr2.1.1.2.6 別法-1

```
rdf:type :NcrInstruction ;
:instrectFor
 <http://jla.or.jp/data/ncr2018/E200002>;
:instrectNo "#2.1.1.2.6 別法";
rdfs:label "本タイトルー記録の方法ー複数の言語・文字種によるタイトル 別法";
:instrectType :Alternative ;
:instruction "**情報源に複数の言語または文字種によるタイトルがある場合は、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する*." .
```

### 検討事項5：例示の扱い

NCR は個々の条項内で例示を掲載しており、これらはプロパティ「:instrectAppExample (例示)」を用いて記録する。前掲の:Ncr2.1.1.2.4-1 の RDF データにおいても、例示が含まれている。これらはリテラルとして記録されているが、例示に該当するメタデータが外部にあれば、当該メタデータの URI を同様に記録することができる。

また、個々のエレメント等を用いて実際に記録されたメタデータ自体が、記述規則の適用事例であることは事実であるが、いずれの個別規定を採用して記録されたかは通常不明である。つまり、同一対象インスタンスに対する同一エレメントの値であっても、採用した規定に依存して複数の異なる値となりうるため、そのままでは例示として機能しない。そのため、「対象インスタンス URIーエレメント URIー値 (リテラルまたは URI)」というトリプルに対する「注釈」として、空白ノードを用いた構造化記述を導入し、そこに実際に適用した個別規定 URI などを記録する方策を併せて検討している。

### 3. RDA ベータ版記述規則の RDF データ化

RDA ベータ版は、従来の RDA と大きく構成が変更され、ガイダンス (Aggregates, Recording methods など) と、エレメント (従来の関連指示子を含む) 単位での記述規定群から構成されている。記述規定群の集合体という色彩が強く、適用する側で必要なアプリケーション・プロファイルを定め、RDA のサブセットを採用することが想定されている。個々のガイダンスにおける記載項目は多様であるため、ここでは取り上げない。一方、エレメント単位の規定群の構成は原則として下記の通りである。

Definition and Scope (定義と範囲)  
Prerecording (情報源の規定など)  
Recording (記録の方法)  
Recording an unstructured description  
(非構造記述による記録の方法)  
Recording a structured description (構造記述)  
Recording an identifier (識別子による記録)  
Recording an IRI (IRIによる記録)

Recording とその下記項目は、場合によっては見出しを付けて、さらに区分される。たとえば、エレメント「title proper (本タイトル)」の規定は、Recording an unstructured description の下で、「More than one title of manifestation (複数の体現形タイトル)」、「Titles proper of manifestations of parts and iterations (体現形の部分やイテレーションの本タイトル)」などに区分されている。なお、条項番号に該当するものはない。

#### 検討事項 2 : 記述規定クラスの設定単位

RDF データ化における基本的な方針は NCR2018 の場合と同一とし、RDA の記述規定をクラスとして定義し、かつ独立して扱える最小単位ごとに個別の規定クラスとする。加えて、適宜、規定グループおよびサブグループを構成させ、それらに属する規定群が判明するようデータ化した。

また、個別規定における規定文の構成パターンは、1) 行為指示の規定文をそのまま記載、2) Condition (条件部) と Option (行為部) の組み合わせ、3) Option のみ記載、の 3 つである。これらに対応させて、プロパティ 1) :instruction、2) :condition、3) :option を採用する。下記に、エレメント「title proper」に関わる 1 つの個別規定を示す。当該規定は、規定グループ「:P30156-instrctGrp110」に属していることが示されている。

```
:P30156-instrct112
 rdf:type :RdaInstruction ;
 :instrctFor
 <http://rdaregistry.info/Elements/m/P30156>;
 rdfs:label "Manifestation: title proper --
 Recording an unstructured description";
 :instrctGrp :P30156-instrctGrp110;
 :option "Record a Manifestation: note on
 manifestation on the source or basis for a
 value of a title proper.";
 :referredInstrct :P30137-instrct .
```

#### 検討事項 3 : 参照指示の扱い

RDA 内の他の規定への参照は、ガイダンス、他のエレメント、またはエレメント内の規定グループへの参照であり、いずれもプロパティ「:referredInstrct (参照先規定)」を用いて記録する。前掲の事例②においては、参照先が

「:P30137-instrct」(エレメント「note on manifestation」に関する規定)とされている。

#### 検討事項 4 : 別法の扱い

RDA ベータ版では、従来の「別法 (alternative)」という方式は廃止され、代わって複数の Option を並記する方式としている。こうした場合には、それぞれの Option を独立させ、他の部分は同じとする複数の個別規定クラスとする(下記の②)。加えて、これらが別法の関係にある点を、規定サブグループとして別途データ表現する(①)。

```
① :P30156-instrctSubgrp120
 rdf:type :RdaInstruction ;
 :instrctFor
 <http://rdaregistry.info/Elements/m/P30156>;
 rdfs:label "Manifestation: title proper --
 Recording an unstructured description -- More
 than one title of manifestation";
 :instrctGrp :P30156-instrctGrp110;
 :instrctType :InstructionSubgroup, :Alternative;
 :instrctSubgrpLabel
 "More than one title of manifestation";
 :groupedInstrct :P30156-instrct121,
 :P30156-instrct122 .
② :P30156-instrct121
 rdf:type :RdaInstruction ;
 :instrctFor
 <http://rdaregistry.info/Elements/m/P30156>;
 rdfs:label "Manifestation: title proper --
 Recording an unstructured description -- More
 than one title of manifestation";
 :instrctGrp :P30156-instrctGroup110;
 :instrctSubgrp :P30156-instrctSubgrp120;
 :condition "More than one value of a title
 appears in sources of information.";
 :option "Record the value that appears first.";
 :alternative :P30156-instrct122 .
```

#### 4. RDF ストアへの格納とアプリケーションの開発

NCR2018 および RDA ベータ版の一部に対して、上記で検討し選択した方式に従い RDF データに変換し、RDF ストアに格納した。その上で、Sparql による各種の検索を試行し、加えてプログラムからのアクセスによるアプリケーションを開発している。たとえば、規定間の参照関係を、表示単位を変えてグラフ表示するなどの機能を実装している。

#### 引用文献

- 1) 谷口祥一. NCR2018 と RDA による語彙の RDF 定義とメタデータスキーマ. 2020 年度日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集. 2020, p.25-28.
- 2) RDA Registry. <http://www.rdaregistry.info/>

## 16世紀ケルンにおけるページ付け印刷の発展について

雪嶋宏一（早稲田大学） yukis@waseda.jp

### 要旨

16世紀ケルンにおけるページ付け印刷の開始から発展についてデータベース VD 16 を活用して研究を行った。司教座の帝国都市ケルンでは1516年にカトリック書からページ付け印刷が始まるが、その後人文主義書を中心に発展し、世紀後半にその比率が50-70%に達し、ページ付け印刷の中心地になった。ケルンではカトリック神学書も早期にページ付けされた点の特徴である。また、近代的タイトルページの登場はバーゼル等と同様に人文主義書の刊行と関係が見られた。

### 1. 本研究の目的

近代的書物形態の重要な構成要素であるページ付け印刷がいつ、どこで始まり、どのように発展したのかという問題はこれまで実証的な研究がほとんど行われなかったため、その発展過程は未解明であった。本研究ではこの問題を解決するため、ヨーロッパ各国で構築された16世紀印刷本書誌データベースを活用して、印刷出版中心地で刊行されたページ付け本を抽出し、そのページ付け本の比率、ページ付け印刷を行った印刷業者、ページ付け本として刊行された著者などについて明らかにして、発展過程を考察している。

2017年度に行った予備的なデータベースのサンプリング調査で、ライン川流域の諸都市でページ付け印刷が発展し、中でもバーゼルとケルンでページ付け本の比率が上昇していたことを指摘したり。バーゼルにおける発展については2018年度に研究したが<sup>2)</sup>、ケルンについては2020年度の研究課題としていた。本発表でケルンにおけるページ付け印刷の発展過程について研究成果の一端を報告する。

### 2. 研究方法

ケルンの16世紀ページ付け本の書誌調査では16世紀ドイツ語圏印刷本データベース Verzeichnis der im deutschen Sprachbereich erschienenen Drucke des 16. Jahrhunderts (VD 16)<sup>3)</sup>が有効である。このデータベースを編年順に検索してケルンの毎年の出版点数と、そのうちのページ付け本を調査している。検索

ではケルンの印刷出版業者と他の都市の業者との協同出版も含まれるため、書誌記述上でケルンが筆頭出版地である場合にケルン出版とした。なお、データベースには対照事項不明なデータも若干含まれている。また、ドイツ語圏以外の国でのみ所蔵されている印刷本の採録は十分とは言えないが、それらは誤差の範囲と考えている。なお、新型コロナウイルスのパンデミックで海外調査ができないため、デジタル画像が公開されている資料の範囲でページ付けの詳細を確認した。現時点でデータベース調査は1580年まで完了しているため、本発表はこの範囲のデータに基づく。

### 3. ケルンにおける活版印刷の開始と発展

ライン川下流域の神聖ローマ帝国都市ケルンは、マインツ、シュトラスブルク、バンベルク、スビアコ（イタリア）に次いで活版印刷が開始された都市として名高い。ケルン最初の印刷本は、印刷業者ツェル(Zell, Ulrich, 1503頃没)が1465年頃に印刷したキケロ(Cicero, Marcus Tullius, 前106-43)『義務について(De officiis)』である。ツェルは15世紀中に190版以上を刊行した。彼に続いて、1472年にケルホフ(Johann Koelhoff, 1502没)が印刷所を開設し、1478年にはクウェンテル(Quentel, Heinrich, 1501没)が活発な印刷活動を開始して400版近く刊行した。ケルンは15世紀末までに1,600版以上を刊行するドイツ最大の印刷都市に発展し、ヨーロッパ第4の中

心地となった。

16世紀にはノイス(Neuss, Heinrich von, 1523 没)、ツェルヴィコルヌス(Cervicornus, Eucharius, or Eucharius Hirtzhorn, 1544 没)、ゾーター(Soter, Johannes, 1543 没)、ギムニヒ(Gymnich, Johann, 1545 没)、ビルクマン(Birckmann, Arnold, 1542 没)等の有力な印刷業者が次々と登場して、エラスムス(Erasmus, Desiderius, 1466-1536)等の人文主義者の著作を盛んに出版し、それぞれ有力な印刷ファミリーを築いていった<sup>4)</sup>。

ケルンはドイツの都市としては宗教改革の影響をほとんど受けずに司教座を守り抜いた稀有な帝国都市であるため<sup>5)</sup>、政治的宗教的な混乱をほとんど経験せずにカトリック書の出版を続けた。16世紀中のケルンの出版点数はVD 16によれば8,051版であり、ドイツ国内ではヴィッテンベルク(9,670版)について第2位であるが、ヨーロッパでは9位となり、他の都市と比べて出版の発展が遅れた。

#### 4. ケルンにおけるページ付け印刷の開始

ケルン最初のページ付け印刷本は1516年にカルトジオ修道会聖バルバラ修道院内印刷所(Klosterdruckerei der Kartause St. Barbara)で刊行されたキュプリアヌス(Cyprianus, Thascius Caecilius, 200-258)『主の祈り(Libellus, de oratione dominica Christiano)』(VD 16, C 6534)である。本文にはゴシック体活字が使用され、p. 1が第2葉表から始まり、誤植なくp. 36まで印刷されている。アラビア数字'1'が'i'で代用されていることから、数字'1'の活字がなかったと考えられる。ページ番号の位置はアルドのタイプAである。本書の編集は低地諸地方出身の神学者ブロメヴェンナ(Blomevenna, Petrus, 1466-1536)によるもので、当時彼はこの修道院に滞在していた。VD 16によれば修道院は1516年にカトリックの説教集等11版を刊行したが、彼の著書が3点含ま

れていたが、本書が唯一のページ付け本で、他書には葉番号すらない。なぜ本書にのみページ番号が印刷されたのかは詳らかでないが、印刷中心地で最初に印刷されたページ付け本のほとんどが人文主義書であることを考慮すると、本書は例外と言える。

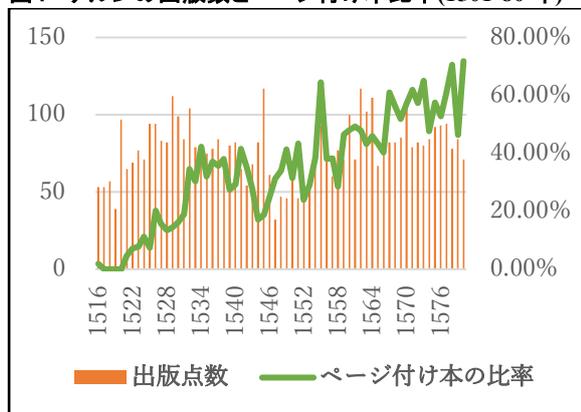
次のページ付け本は1521年ゾーター刊行カトー(Marcus Porcius Cato, Cato the Censor, 前234-149)『箴言集(Praecepta)』(VD 16, C 1673)、アインハルト(Einhardus, 770頃-840)『カール大帝伝(Vitae et gesta Karoli Magni)』(VD 16, E 726)、エラスムス『キリスト教兵士必携(Enchiridion militis christiani)』(VD 16, ZV 5272)の3書である。カトー『箴言集』はローマン体、イタリック体、ギリシア語活字で印刷された人文主義書であり、第3葉表の本文冒頭にp. 5が印刷され、p. 73まで続き、次がp. 80、p. 81となる。キーワードで文章がつながっていると確認できるため、これらのページ番号は誤植である。ページ番号の位置はアルドのタイプCである。本書は前年にバーゼルのフロベーン(Froben, Johann, 1527 没)が刊行したアルドのタイプAのページ付け本(VD 16, C 1606)に基づくと考えられる。また、アインハルト『カール大帝伝』もアルドのタイプCであった。ゾーターがタイプCを選択した理由は、アルドの影響と、ページ番号を左右ページで同じ位置に置いて印刷できる簡便さであろう。

1522年にはフックス(Fuchs, Hero, or Hieronymus Alopecius 1556 以前没)がカステレッツジ(Castellesi, Adriano, 1458-1518)『ラテン語会話と流暢なラテン語の方法(De Sermone Latino, et modis Latine loquendi)』(VD 16, C 1455)、エラスムス『書留められた手紙について(Opus de conscribendis epistolis)』(VD 16, E 2506)、ロレンツォ・ヴァッラ(Valla, Lorenzo, 1407-1457)『優雅6書(Libri elegantiarum sex)』(VD 16, V 236)をページ付けで印刷し

た。カステレージでは巻頭に索引があり、ページ番号がすでに'Pag.'で示されている。本文はイタリック体で印刷され、1葉裏(a1v)からp. 2が始まり、p. 448まで多数の誤植を含みながらページ番号がアルドのタイプAで印刷されたが、未熟さを露呈している。

1523年にクウェンテル(Quentel, Peter, 1546没)、1524年にヒトルプ(Hittorp, Gottfried, 1485-1573)、1525年にツェルヴィコルヌス、1529年にギムニヒがページ付け印刷を開始し、1532年には印刷本の比率が30%を超え、34年に40%を上回った。そして、1555年に60%を超え、1567年以降は50-70%で推移した(図1)。

図1 ケルンの出版数とページ付け本比率(1501-80年)



### 5. ページ付け印刷を行った印刷業者

ケルンで1516-80年にページ付け印刷を行った主な印刷業者を表1に示す。ページ付け本を多数刊行したのコリヌス(Cholinus)、クウェンテル(後継者)、ギムニヒ1世、ファブリティウス(Fabritius)、ビルクマン(Birckmann)(後継者)、ホルスト(Horst)であり、出版数に対する比率ではクウェンテル(後継者)84.19%、ギムニヒ3世82.27%、ファブリティウス59.71%、コリヌス55.64%、ホルスト48.75%で、いずれも16世紀後半の業者である。16世紀前半ではギムニヒ1世が41.79%、M.ギムニヒが44.93%であり、50%に満たない。これらの業者は人文主義印刷家である。ところ

が、36.68%のビルクマン(後継者)は人文主義書以外にカトリック神学書や法学書も多数刊行し、13.96%のツェルヴィコルヌスはエコランパディウス(Ökolampadius, Johannes, 1482-1531)等の改革派の著書を刊行しつつ、神学者ハイモ(Haimo Altissiodorensis, 855没)の説教集もページ付けで出版して、一貫性がない。

表1 ケルンにおける1580年までの主要なページ付け本印刷業者

| 印刷業者                           | 活動期間      | 出版点数 | ページ本版数 | 比率     |
|--------------------------------|-----------|------|--------|--------|
| Cholinus, Maternus             | 1556-1580 | 399  | 222    | 55.64% |
| Quentel, Johann (Erben)        | 1551-1580 | 234  | 197    | 84.19% |
| Gymnich, Johann I.             | 1520-1544 | 457  | 191    | 41.79% |
| Fabritius, Walther             | 1553-1572 | 278  | 166    | 59.71% |
| Birckmann, Arnold d.Ä. (Erben) | 1561-1580 | 379  | 139    | 36.68% |
| Horst, Peter                   | 1550-1580 | 281  | 137    | 48.75% |
| Gymnich, Johann III.           | 1573-1580 | 141  | 116    | 82.27% |
| Gymnich, Martin                | 1545-1551 | 138  | 62     | 44.93% |
| Cervicornus, Eucharius         | 1516-1544 | 394  | 55     | 13.96% |

### 6. ページ付け本の著者について

ページ付け本の主な著者を表2に示す。エラスムス、クレナール(Clénard, 1495-1542)、アグリコラ(Agricola, 1443/44-85)、ヴァッラ(Valla, 1407-57)は人文主義者、ディオニュシウス(Dionysius, 1402-71)、ヴィツェル(Witzel, 1501-73)、ルペルトウス(Rupertus, 1075-1129)、エック(Eck, 1486-1543)、リント(Lindt, 1525-88)、スリウス(Surius, 1522-78)はカトリック神学者、キュジャ(Cujas, 1522-90)はローマ法学者である。人文主義が上位を占める点はバーゼルやリヨンと同じだが、16世紀前半からカトリック神学書をページ付けで刊行したのはケルン独自である。また、ページ付け印刷でローマ法学書を出版したのは16世紀後半のリヨンと同様であるが、ケルンではテキストの編纂は行われなかった点がリヨンと大きく異なる。

表 2 ケルンにおけるページ付け本の主な著者

| 著者名                       | 版数  | 出版期間      |
|---------------------------|-----|-----------|
| Erasmus, Desiderius       | 135 | 1521-1578 |
| Cicero, Marcus Tullius    | 76  | 1527-1580 |
| Ovidius Naso, Publius     | 47  | 1545-1580 |
| Clénard, Nicolas          | 35  | 1534-1579 |
| Dionysius <der Kartäuser> | 30  | 1533-1578 |
| Aristoteles               | 28  | 1543-1580 |
| Agricola, Rudolf          | 27  | 1535-1567 |
| Witzel, Georg             | 27  | 1545-1571 |
| Rupertus <Tuitensis>      | 24  | 1526-1575 |
| Valla, Laurentius         | 18  | 1522-1577 |
| Eck, Johannes             | 18  | 1534-1555 |
| Cujas, Jacques            | 18  | 1556-1578 |
| Lindt, Willem van der     | 18  | 1559-1580 |
| Surius, Laurentius        | 18  | 1566-1580 |

## 7. ケルンにおけるタイトルページの近代化

ケルンにおける近代的要素をもつタイトルページ（著者、書名、出版地、出版者、出版年の情報を含む）は1523年にフックスが刊行したエラスムス(VD 16, E 2508)、アグリコラ(VD 16, A 1098)等が嚆矢である。フックスがこの年から人文主義書の刊行を開始したこと<sup>6)</sup>、このようなタイトルページを付けたこと何等かの関係があるとみなされる。近代的タイトルページの登場はバーゼルで1523年、パリで1524/25年、リヨンで1528年であり、いずれも人文主義書の出版と関係があり、軌を一にしている。

## 8. まとめ

ケルンのページ付け印刷はカルトジオ修道会印刷所で1516年に刊行されたカトリック書から始まり、その後ローマン体やイタリック体活字で印刷された人文主義書が中心となった。ケルンでは大半のページ番号がアラビア数字で印刷され、初期にはアルドのタイプCも採用され、その後タイプAになった。16世

紀前半はギムニヒ等が50%未満でページ付けを行ったが、16世紀後半にはクウェンテル（後継者）等が80%以上の本をページ付け本で刊行して、全体的な比率も50-70%に達し、ケルンはページ付け印刷の中心地になったことが判明した。ケルンは司教座の帝国都市として16世紀前半からカトリック神学書をページ付けで印刷したことが大きな特徴と言える。また、近代的なタイトルページは、人文主義書の印刷を1523年から始めたフックスによって採用されたことは、バーゼル、パリ、リヨンと軌を一にしていることから、近代的タイトルページは人文主義書の出版と関係しているとみなすことができる。

謝辞：本稿はJSPS 科研費JP17K00454の助成を受けたものです。

- 1) 拙稿「西洋におけるページ付けの起源と発展過程について」『学術研究（人文科学・社会科学編）』66、2018、p. 77。
- 2) 拙稿「16世紀前半バーゼルにおける近代的書物形態の発展について：ページ付け本の発展プロセスを中心にして」『学術研究（人文科学・社会科学編）』67、2019、pp. 71-84。
- 3) Verzeichnis der im deutschen Sprachbe-reich erschienenen Drucke des 16. Jahr-hunderts (VD 16), URL: <https://www.bsb-muenchen.de/sammlungen/historischedrucke/recherche/vd-16/>, (参照 2020-8-25)。
- 4) 15-16世紀ケルンの印刷出版史については次の文献を参照：Schmitz, Wolfgang, *Die Überlieferung deutscher Texte im Kölner Buchdruck des 15. und 16. Jahrhunderts*, Köln, 1990 (Habilitationsschrift); Reske, Christoph, *Die Buchdrucker des 16. Und 17. Jahrhunderts im deutschen Sprach-gebiet*, 2. Auflage, Wiesbaden: Harrasso-witz, 2015。
- 5) B.メラー著、森田安一・棟居洋・石引正志訳『帝国都市と宗教改革』教文館、1990、p. 38。
- 6) Schmitz, W., op. cit., S.378。

# レファレンス事例の陳腐化と追跡調査の有効性 —「セレンディピティ」に関する調査を例にして—

栗山正光

東京都立大学学術情報基盤センター

mtkur i@tmu. ac. jp

## 抄録

レファレンス事例の陳腐化をもたらす要素と追跡調査の有効性について、「セレンディピティ」という言葉にまつわる資料提供に関する調査を具体例として考察した。日本では2004年から2007年にかけて、この言葉の元となった寓話の原典の翻訳が4種類出版され、それまでのレファレンス回答が陳腐化した。現在ではイタリア語版や英語版の原典の入手先も特定でき、インターネット上に公開されている電子化文献や論文もあり、追跡調査の必要性と有効性が示されている。

### 1. 研究の背景、目的

レファレンス事例の記録と参照は古くから図書館において行われ、国立国会図書館の主導によるレファレンス協同データベース（以下、レファ協）も着実に蓄積を増やしている。しかし、レファレンス事例の中には、時の経過により質問時点の調査手段や回答が陳腐化してしまっているものも多い。インターネットの発展が目覚ましい現在では特にそうである。ここで重要になるのが、ある程度の時をおいての追跡調査、フォローアップである。

筆者は1990年代半ば、筑波大学図書館で当時の江崎玲於奈学長から「セレンディピティ」という言葉が生まれる元となった寓話を読みたいという調査依頼を受けた。この言葉は当時すでによく知られており、ホレス・ウォルポールが1754年1月28日付の手紙の中で生み出した造語だということは簡単にわかった。また、図書館所蔵のウォルポールの書簡集<sup>1)</sup>から該当部分を特定することもできた。しかし、元になった寓話“The Three Princes of Serendip”については皆目見当もつかず、結局、ウォルポールの手紙のコピーを参考資料として渡すにと

どまった。

20年以上が経過した後、社会学者マートンとバーバーによる「セレンディピティ」に関する詳細な研究書<sup>2)</sup>を偶然目にして当時の記憶がよみがえり、調べてみると原典の翻訳と称する本もいくつか出版されており、この事例が陳腐化の好例であることに気付いた。

本研究では、「セレンディピティ」という言葉の語源や意味に関する資料提供に関する調査を具体例として、レファレンス事例の陳腐化をもたらす要素や追跡調査の有効性を探る。

### 2. 研究の方法

文献調査により、レファ協に収録されている同様の調査の記録と現時点における筆者による追跡調査を比較検討する。どの時点でどんな要素が調査手段や回答の陳腐化をもたらしたのかを考察する。

### 3. レファ協の事例の概要

レファ協を「セレンディピティ」で検索すると6件ヒットする(2020年7月末現在)。そのうち次に概要を示す3件が、この語の由来とな

った寓話の調査である。残りの3件は科学者や発明に関する質問で、この語に直接関係するものではない。

事例1：埼玉県立久喜図書館（1996年）<sup>3)</sup>

質問：「serendipity」という言葉の由来となった話を探している。何の本で見たのかは不明（後略）。

回答：『ブルーワー英語故事成語大辞典』を調べ、由来は発見<sup>4)</sup>。民話関係資料をいくつか調べた後、該当する資料は見つからずと回答している。「数年前にも同じ質問を子ども室で受けていたが未解決だった」とのこと。

追記：2008年4月22日、近畿大学中央図書館からのコメントで、日本語訳3種類（ホッジズ『セレンディップの三人の王子』<sup>5)</sup>、ホッジズ『セレンディピティ物語』<sup>6)</sup>、竹内編訳『セレンディップの三人の王子たち』<sup>7)</sup>）があることが判明したとの追記がある。。

事例2：国立国会図書館（1998年）<sup>8)</sup>

質問：「The Three Princes of Serendip」という、ホレス・ウォルポールの造った造語セレンディピティーのもとになった寓話が載っている資料。

回答：National Union Catalog Pre 56を調べ、「Christoforo Armeno The travels & adventures of the princes of Sarendip」に該当する各種言語による文献の情報を紹介している。また、国立国会図書館では日本語訳にあたる文献、および日本語以外の言語による該当書は所蔵していないと伝え、全訳ではないが概要が紹介されているとして、オースチン『ある神経学者の歩いた道』の「附録A：Serendipの3人の王子の概要」<sup>9)</sup>と竹内「オリジナリティとセレンディピティ」<sup>10)</sup>を提示している。

追記：2010年1月27日、クリストフォロ・アルメーノ『セレンディップの三人の王子』（徳

橋監訳）の中に日本語訳文献5件のリストがあることを確認している<sup>11)</sup>。そのうち3件は事例1の追記に記載のもので、残り2件は大学紀要に掲載された、橋本によるイタリア語原典の第1章<sup>12)</sup>と第2-5章<sup>13)</sup>の翻訳である。

事例3：埼玉県立久喜図書館（1999年）<sup>14)</sup>

質問：「The Three Princes of Serendip」（ホレス・ウォルポール 1717-1797 イギリスの作家）を読みたい。原書を希望する。

回答：原書は見あたらず、ウォルポールの著作かは判明しなかった、と回答しているが、調査過程でOEDを参照しており、「質問の作品をWalpoleが書いたわけではないらしい」との記載もある。

追記：2010年1月27日、事例1と同じ近畿大からコメントを受け、徳橋監訳『セレンディップの三人の王子』の情報から、イタリア語版原書<sup>15)</sup>の大学図書館での所蔵を確認したとの追記がある。

#### 4. 翻訳の出版による陳腐化と追跡調査

上記事例から明らかなように、2004年から2007年にかけて、この寓話の日本語訳が4種類出版され、それまでの調査結果が陳腐化した。図書館の資料提供としては、これらの翻訳を提示することが一応の解となる。それはレファ協でもフォローアップがなされている。しかし、詳しく調べてみると、問題点も見つかる。

まず、ホッジズの著作はウォルポールが読んだ寓話そのものではなく、ロンドンのチェトウッドという出版者が1722年に発行した英語版を下敷きにした、本人の創作である。さらに、よしだ訳『セレンディピティ物語』は、あとがきによれば「意識も多く、訳者が適宜補った箇所もある」ので、元の寓話からは二重に遠ざかっている。

次に、竹内編訳『セレンディップの三人の王

子たち』はチェトウッド版からの翻訳で、より原典に近い。しかし、訳者の判断で途中部分はかなり省略されており、残虐な描写の表現が変えられている。また、このチェトウッド版は仏語版からの翻訳で、ウォルポールが読んだのは仏語版の方だと考えられている。

徳橋監訳『セレンディッポの三人の王子』は、仏語版の元になったイタリア語版の完訳で、寓話の背景や「セレンディピティ」に関する解説も掲載されており、原典を求める利用者の要求に最もかなうものと言える。ただ、解説中に間違いあるいは誤植が見られる。

さらに付け加えると、同書の解説に掲載され事例2でも触れられている橋本訳は、単行本の形では出版されていないものの、同じイタリア語版の全訳である。2007年には続きの最終章までの訳（タイトルは6-7章となっているが、8章まで訳されており、完結している）が、やはり大学紀要に発表されている<sup>16)</sup>。2010年の時点であれば、存在が確認できたはずである。

## 5. 原典の探索に関わる陳腐化と追跡調査

事例3のように原書で読みたいという要求に対しては、イタリア語版（1557年の原本ではなく2000年の校訂版。日本語訳はどちらもこれを底本にしている）が提示できるが、利用者は英語版を想定している可能性がある。実は、イタリア語原典から英語への翻訳はすでに1965年にリマーによってなされており<sup>17)</sup>、それは日本でも1990年代前半までに小岩<sup>18)</sup>や新関<sup>19)</sup>によって紹介されている。ただし、この原書は日本の図書館では所蔵が見当たらない（筆者が最近アマゾンで購入し、都立大の蔵書としたため、状況は変化した）。

また、チェトウッド版の原本は入手困難だが、竹内訳の解説によれば、早稲田大学中央図書館にマイクロフィルムが収蔵されている。念のため同館にILLで複写が可能か問い合わせたと

ころ、既にマイクロ資料としては所蔵しておらず、代替となるデータベース「Eighteenth Century Collections Online」を利用しているとの回答だった。同データベースは他大学でも導入しており、そうした大学に所属していればチェトウッド版へのアクセスは容易になっている（逆に、所属していない場合は訪問利用が必要である）ことが判明した。

インターネットに目を転じると、現在では、フランス国立図書館によって電子化された1557年のイタリア語原典<sup>20)</sup>と1788年の仏語版<sup>21)</sup>が閲覧できる。また、冒頭に触れたウォルポールの書簡集はイェール大学が電子版を無料公開しており、問題の手紙の原文も簡単に読めるようになっている。

## 6. まとめと補足

以上、資料提供に関わるレファレンス事例においては、陳腐化をもたらす要素として、翻訳の出版（雑誌掲載も含む）、原典の復刻版あるいは校訂版の出版、原典の入手条件の変化（特に電子化資料のインターネットによる公開）などがあることを実例で示した。

他の要素として、探索の手がかりとなる論文の新たな発表がある。上述のマートンとバーバーの研究書は以前から存在のみ知られていたもので、2004年に出版されると、以降の論文や解説の多くがこれを参照することとなった。

「セレンディピティ」は理系の研究者に特に好んで使われ、言葉の由来や寓話の原典への関心も高い。日本では図書館員よりもこうした研究者によって古くから原典の探索が行われ、成果も発表されている。その多くが専門の図書や雑誌に掲載されているため、図書館員には敷居の高いものになっていた可能性がある。

2011年の小岩の論文<sup>22)</sup>は、そうした調査の総まとめとも言える内容で、「セレンディピティ」について正確に知りたい利用者にとって、

現時点での最良のガイドと考えられる。また、図書館員にとっては、ここに掲載されている参考文献により、遡って過去の調査を再検討する材料ともなっている。

#### 参考文献

- (1) Walpole, Horace; Lewis, W. S. (ed.) *The Yale edition of Horace Walpole's correspondence*. Yale University Press, Vol. 20, 1960, p. 407-408. Vol. 26, 1971, p. 34-35. *Web version*. <https://libsvcs-1.its.yale.edu/hwcorrespondence/> (accessed 2020-08-16).
- (2) Merton, Robert K., Barber, Elinor. *The Travel and adventures of Serendipity*. Princeton University Press, 2004, 313 p.
- (3) [https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref\\_view&id=1000016918](https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000016918) (参照 2020-08-18).
- (4) Brewer, Ebenezer Cobham 『ブルーワー英語故事成語大辞典』加島祥造主幹；鮎沢乗光編集；鮎沢乗光 [ほか] 共訳, 1994, p. 1577.
- (5) Hodges, Elizabeth J. 『セレンディップの三人の王子』真由子・V. プレシニャック, 中野泰子, 中野武重訳, バベル・プレス, 2004, 169 p.
- (6) Hodges, Elizabeth J. 『セレンディピティ物語：幸せを招（よ）ぶ三人の王子』よしだみどり訳, 藤原書店, 2006, 234 p.
- (7) 竹内慶夫編訳『セレンディップの三人の王子たち：ペルシアのおとぎ話』偕成社, 2006, 201 p.
- (8) [https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref\\_view&id=1000014081](https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000014081) (参照 2020-08-18).
- (9) Austin, James H. 『ある神経学者の歩いた道：追求・チャンスと創造性』横井普訳, 金剛出版, 1989, p. 266-273.
- (10) 竹内慶夫「オリジナリティとセレンディピティ」『日本大学文理学部学叢』41, 1986, p. 45-55
- (11) Cristoforo Armeno, 16th cent. 『寓話セレンディップの三人の王子：原典完訳』徳橋曜監訳, 角川学芸出版, 2007, p. 242-243
- (12) 橋本勝雄「翻訳『セレンディップの王の三人の息子の遍歴』」『名古屋芸術大学研究紀要』, 26, 2005, p. 113-127.
- (13) 橋本勝雄「資料・翻訳 クリストフォロ・アルメーノ『セレンディップの王の三人の息子の遍歴』」『京都外国語大学研究論叢』, 67, 2006, p. 299-321.
- (14) [https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref\\_view&id=1000015978](https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000015978) (参照 2020-08-18).
- (15) Cristoforo Armeno. *Peregrinaggio di tre giovani, figliuoli del re di Serendippo*. Salerno, 2000, 288 p.
- (16) 橋本勝雄「セレンディップの王の三人の息子の遍歴(6-7章)」『京都外国語大学研究論叢』, 69, 2007, p. 303-324.
- (17) Remer, Theodore G., ed. *Serendipity and the Three Princes*. University of Oklahoma Press, 1965, 199 p.
- (18) 小岩昌宏「Serendipity とは何か」『BOUNDARY』4(5), 1988, p. 73-80.
- (19) 新関暢一「訳者あとがき」Shapiro, Gilbert 『創造的発見と偶然：科学におけるセレンディピティー』新関暢一訳, 東京化学同人, 1993, p. 183-198.
- (20) *Peregrinaggio di tre Giovanni, figlinola del Re di Serendippo per opra di Christophoro armena*, <https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k3114714> (accessed 2020-08-31)
- (21) *L'histoire du prince Soly, surnommé Prénaty, & de la princesse fêlée. Tome 25. Le voyage & les aventures des trois princes de Serendip.* <https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k9752099n/f253> (accessed 2020-08-31)
- (22) 小岩昌宏「セレンディピティの誕生と拡散そして迷走」『水曜会誌』24(4), 2011, p. 491-503. <https://www.suiyokwai.jp/pdf/WB24-04.pdf> (参照 2020-08-13).

# レファレンス協同データベースに蓄積された読書相談質問の実際

福永智子

椋山女学園大学文化情報学部

fukunaga@sugiyama-u.ac.jp

抄録

本研究は、国立国会図書館のレファレンス協同データベースに蓄積されたレファレンス事例から、読書相談質問事例を抽出し、その傾向を把握しようとする試みである。分析の対象はNDC「9.文学」かつ調査種別「文献紹介」のデータ3464件とした。本の内容に係る質問で合理的な検索手段がないことを基準に496件の読書相談質問を取り出し、そこから質問の構成要素を拾い出した。構成要素を分析することで、図書館に寄せられた読書相談質問の傾向について把握することを試みた。

## 1. はじめに

本は人々の共有の対象である。ビブリオバトルで紹介された本を読みたくなることがある一方で、ネット上に溢れるおすすめ本の紹介を私たちはあまり見る気がしない。誰にすすめられると読みたくなるのだろうか。図書館や司書は、現在どのような人々からどの程度信頼されているのか。このような問題意識をもとに、読書相談サービスについて研究するなかで、今回は日本の図書館に寄せられた読書相談質問の実態についての調査を試みる。

国立国会図書館の調査報告<sup>1)</sup>によると、読書相談サービスの実施率は、学校図書館を除く図書館全体でレファレンスサービスとしての実施50.4%、レファレンスサービスとしてではないが実施23.9%、計74.3%である。そこで本研究では、全体の約半数かつ実施数のおよそ3分の2を占めるレファレンスサービスとして実施された読書相談サービスに着目する。

## 2. 方法

### 2.1 調査対象

国立国会図書館のレファレンス協同データベースに蓄積された日本の図書館のレファレンス事例とする。「レファレンス協同データベース事業データ作成・公開に関するガイドライン」<sup>2)</sup>によると、利用者が何らかの情報又は資料を求めて図書館員に寄せた質問を、すべてレファレンス質問と位置付けている。さらに公共図書館に多く寄せられる「読書資料の紹介を求めた質

問」について、「読書案内は、読書資料に関するレファレンス質問と位置付けられる」とし、この事業のデータとして取り扱うと明記している<sup>3)</sup>。レファレンス質問と読書相談質問の境界があいまいで自明でないため、事業方針としてこのように定めていると推察する。

### 2.2 レファレンス事例の絞り込み

レファレンス協同データベースに蓄積された4種類の登録データのうちレファレンス事例を選択し、NDCと調査種別を参考に事例数を絞り込むことを考える。ガイドラインによると<sup>4)</sup>、レファレンス事例データには中核的な情報と付加的な情報がある。中核的な情報とは、レファレンス質問の受付から質問者への回答に至る情報で、「質問」「回答」「事前調査事項」「回答プロセス」「参考資料」「照会先」「寄与者」に相当する。一方で、付加的な情報とは、「事例作成日」「NDC」「内容種別」「質問者区分」「キーワード」「調査種別」「解決／未解決」となっている。

すなわち、抽出に有効と考えられる主題や内容種別、調査種別といった項目は、参加館が任意で入力するため、未記入のデータが相当数ある。2020年8月31日現在、レファレンス事例データは127756件であり、調査種別あり89280件(69.9%)、内容種別あり47813件(37.4%)であった。

一方、NDC欄に記入のあるデータはのべ105558件であった。NDC欄は1件の質問に複数記入されているため、実数はのべ件数よりかなり少なくなる。なおNDC欄未記入のデータ

を抽出する方法を国立国会図書館に照会したところ、機能上できないということであった。

実際に「おすすめ」という言葉でレファレンス事例を検索すると 638 件ヒットして、そのうち NDC 欄に記入ありがのべ 363 件あり、未記入のデータが相当数あることがわかる。

そこで今回は、NDC「9.文学」に分類されたデータのうち、調査種別が読書相談質問を含んでいそうな項目を調べることにした。具体的には、①文献紹介 (3247 件)、②文献調査 (98 件)、③その他 (100 件)、④文献紹介 文献紹介 (16 件)、⑤文献紹介 利用案内 (2 件)、⑥文献紹介 その他 (1 件)、計 3464 件である。文献紹介は普通のレファレンスサービスでもなされるため、ここから読書相談質問だけを選び分けなければならない。方法としては、これらを 1 件ずつ通覧した。

## 2.3 読書相談質問を取り出す基準

読書相談質問と通常のレファレンス質問とを分ける基準は以下である<sup>5)</sup>。①レファレンス質問の回答には典拠資料を必要とする、②読書相談質問は本の内容についての質問である。読書相談質問の範囲が幅広いとしても、その中心は本の内容に係ることである。読書相談サービスは合理的な検索手段ないし典拠資料がない状況において、図書館司書の知識や技量ないし個人的な読書経験をもとに展開される。

さらに読書相談の中心にあるのは文学作品についての質問である。本の内容は、ノンフィクションの著作では主題が NDC や件名標目などで表現され検索可能な一方で、9 類の文学作品の内容について、たとえば時代小説なのか SF なのかといったジャンルや、リベンジものとか少年の成長といったテーマを図書館的方法では検索できない状況にある。質問の形式は普通のレファレンス質問と変わらないが、検索手段があるかないかが違うのである。

今回のレファレンス協同データベースにおける読書相談質問にも、合理的な典拠資料がないという記録が見受けられた。たとえば「約 28 年前、小学校高学年のころに読んだ本を探している」という質問に対し、回答欄に「児童担当職員の知識を集めた結果、下記の本であることがわかった」と書かれているのである<sup>6)</sup>。

以上のことから、今回の読書相談質問の基準は「文学作品の内容に係る質問で、なおかつ合理的な典拠資料が存在しないもの」として、496 件の読書相談質問を抽出した。

## 3. 結果

### 3.1 構成要素の拾い出し

利用者が何を手がかりに質問しているのか、読書相談質問を分析するため、質問の構成要素を以下のように拾うことにした。

・質問事例①「北アルプスの布引岳が舞台で、遭難事件の話が書いてある松本清張の山岳 SF 小説を探してほしい。」<sup>7)</sup>

[構成要素]

北アルプスの布引岳 → 舞台

遭難事件の話 → テーマ

松本清張 → 著者

山岳 SF 小説 → ジャンル

・質問事例②「小学校の入学式に祝電で紹介されたアンデルセンの『マロニエ』の話を探している。嵐になっても、風が吹いてもすくすく育つという内容だった。」<sup>8)</sup>

[構成要素]

嵐になっても、風が吹いてもすくすく育つという内容 → あらすじ

アンデルセン → 著者

マロニエ → タイトル

このように、1 件の質問に単数または複数の構成要素が存在する。496 件の質問すべてについて、構成要素を拾い出した。

リストの構成要素の項目は、発見されるごとにその都度増やして整理した。その際、すでに実施した雑誌の読書相談質問の類型化の研究における構成要素も参考にした<sup>9)</sup>。その結果が表 1 である。以下順に、構成要素を説明する。

### 3.2 構成要素

#### 3.2.1 作品の側の条件

##### ① あらすじ

小説などのあらすじである。質問の多くは子どもの頃に読んだ、昔教科書に載っていたなどの記載を伴う。その多くは、かつて自分で読んだ作品をもう一度読んでみたいという要求で過去を志向するものである。一部、未来志向の質

問も含まれている。

表1 読書相談質問の構成要素別件数

| 種別  | 質問の要素           | 件数  |
|-----|-----------------|-----|
| 作品  | 1 あらすじ          | 164 |
|     | 2 テーマ           | 176 |
|     | 3 タイトル          | 37  |
|     | 4 著者            | 70  |
|     | 5 ジャンル          | 264 |
|     | 6 場所・舞台         | 52  |
|     | 7 時代            | 22  |
|     | 8 表紙など装丁        | 28  |
|     | 9 既読作品・作家       | 31  |
|     | 10 除外する作家・作品    | 12  |
|     | 11 特定の文や記述を含む   | 20  |
|     | 12 原作           | 8   |
| 読者  | 13 具体的作品の特定読者向け | 34  |
|     | 14 特定読者         | 125 |
|     | 15 目的           | 81  |
| その他 | 16 おすすめ         | 54  |
|     | 17 その他          | 42  |
| 総数  |                 | 496 |

## ②テーマ

物語の主題である。主人公の条件も含めてカウントした。あらすじとテーマは境界がはっきりしない。たとえば「シンデレラのような話」はどちらの要素かわかりにくかった。あらすじは文章でテーマは言葉であり、抄録と件名標目の関係にも似ている。あらすじとテーマの違いは、テーマに言及した質問の多くは未来志向であることである。

## ③タイトル

正確な場合とろう覚えの場合がある。

## ④著者

特定の作家でこのテーマの話といった場合だけでなく、戦争から復員した人が書いた本や、この病気になった人の闘病記といった例も含む。

## ⑤ジャンル

ここには以下の3種類が含まれている。

a. 文学形式：「絵本」「小説」「詩」「脚本」

b. 出版形式：「文庫本」「シリーズもの」

c. 小説の種類：「サイバーパンク作品」「SF」

今回は a と b の数が多く c が少なかった。単独で質問を構成するのは c であり、雑誌の読書相談室に寄せられた質問では c が多かったが、今回は少なかった。

## ⑥時代

## ⑦場所・舞台

具体的な地名がほとんどであったが、カフェなどの場や空間の場合も含まれている。

## ⑧表紙など装丁

単独の構成要素としては存在しなかった。

## ⑨既読作品・作家・⑩除外する作家・作品

特定の作家や作品に似た話を探す。除外作品は既読作品を除外する場合と、〇〇以外でと指定する場合がある。

## ⑪特定の文や記述を含む

この文を含む本を探してほしいという要素で作家なども同時に指定される。全文データベースがあれば検索できそうな質問である。補足として短歌を探す質問が相当数あったが、今回は除外した。短歌の調査方法は合理的な検索手段がそれなりにあると考えられたからである。

## ⑫原作

映画やドラマの原作や、民謡のもとになった話などを探してほしいという要望。

## 3.2.2 読者の側の条件

### ⑬具体的作品の特定読者向け

大活字で〇〇の作品、小学生にも読める〇〇、〇〇の英語版、〇〇の話で絵があるものなど。

### ⑭特定読者

小学4～6年生向けの本、入院中の人へのおすすめの本、など。

### ⑮目的

#### a. 人の状態や気持ちを変える

雑誌の読書相談ではこのタイプの質問がたいへん多かったが、今回はごく少数であった。一例として学校図書館で生徒からの質問で「きゅんきゅんする本が読みたい」<sup>10)</sup>がある。

#### b. 公的機関の活動に関連する目的

おはなし会、授業で使う、ブックトークなど公的機関の活動という目的のほか、個人で夏休みの宿題や読書感想文を書くといった目的。

## c. その他

### 3.2.3 その他

#### ⑩おすすめ

「オススの小説はないですか? (6年児童)」  
11) などほぼ無条件で何を読むかを相談するものから、こわい本でなにか、〇年生向けのファンタジー小説など、限定付きの場合もあった。

#### ⑪その他

## 4. 考察

以上の構成要素を分析することで、どのような読書相談質問が寄せられていると言えるのかを考えたい。件数の多い順に 1位はジャンル264件である。今回はc小説の種類が少なく補足的に機能した数字であり評価できない。2位はテーマ176件である。テーマを含む質問は未来志向で、目的や特定読者を伴う、読書相談の中心に位置付けられる質問群であった。

3位はあらずじ164件である。過去を志向し、昔読んだ本をもう一度読んでみたいという質問群である。これが全体の約3分の1であったことは特筆すべき結果と思われる。子どもの本だけでなく、大人の場合もあった。

4位は特定読者125件である。全体の約4分の1である。小学校や中学校の〇年生向けという質問が多数であり、学校の教師が授業等で活用するケースが散見された。目録でタイトルまでは調べられるにしても、それが特定の学年の子どもに理解できるのかというところは検索ではわからないからであろう。

5位は目的81件で、全体の6分の1である。その多くはb. 公的機関の活動に関連する目的であった。特筆すべきこととして、教師が授業で使う資料についての相談が多く寄せられていた。「野菜が出てくる詩を知りたい。小学校2年生の授業で使う」<sup>12)</sup>などである。

特定読者と目的の分析から、アメリカの学校図書館基準に映画や文学などの創造的な表現からも学習するということが書かれているが<sup>13)</sup>、それに近い実践や必要性が日本の学校現場にもあるのではないかと考えられる。絵本や読みものを活用することで、理性やデータだけでなく感情を伴う理解を深めることができる。米国で

どのような理論的枠組みで読書相談サービスが展開されているのかを調べることも興味深い。

以上、今回は9類を中心とする限定的な調査であったが、図書館のレファレンスへの読書相談は公的機関からの問い合わせが数多く見受けられ、雑誌に寄せられた読書相談とはかなり様相が違っていることが明らかになった。

## 引用文献

- (1) 国立国会図書館関西館図書館協力課編『日本の図書館におけるレファレンスサービスの課題と展望』(図書館調査研究レポートNo.14), 国立国会図書館関西館図書館協力課, 2013.3. p.51.
- (2) 国立国会図書館「レファレンス協同データベース事業データ作成・公開に関するガイドライン」ver.1.3, 2013.  
[https://crd.ndl.go.jp/jp/library/documents/guideline\\_all\\_v1.3.pdf](https://crd.ndl.go.jp/jp/library/documents/guideline_all_v1.3.pdf)
- (3) 前掲 (2), p.3
- (4) 前掲 (2), p.14-17
- (5) 根本彰・齋藤泰則編『レファレンスサービスの射程と展開』日本図書館協会, 2020年2月, pp.257-288. (福永智子「公共図書館における読書相談サービスの再構築」).
- (6) レファレンス事例詳細 (1000087182)  
[https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref\\_view&id=1000087182](https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000087182)
- (7) レファレンス事例詳細 (1000283712)  
[https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref\\_view&id=1000283712](https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000283712)
- (8) レファレンス事例詳細 (1000038510)  
[https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref\\_view&id=1000038510](https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000038510)
- (9) 福永智子「読書相談質問の実際とその類型化～雑誌の読書相談室に寄せられた質問の分析から～」2019年度『第67回日本図書館情報学会研究大会発表論文集』pp.61-64.
- (10) レファレンス事例詳細 (1000245034)  
[https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref\\_view&id=1000245034](https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000245034)
- (11) レファレンス事例詳細 (1000261018)  
[https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref\\_view&id=1000261018](https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000261018)
- (12) レファレンス事例詳細 (1000221997)  
[https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref\\_view&id=1000221997](https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000221997)
- (13) AASL・AECT 共編, 渡辺信一監訳『インフォメーションパワー:学習のためのパートナーシップの構築』2000, p.29-32

# 日本の公共図書館の子ども読書 Web ページの現状と課題

望月道浩<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 琉球大学

fullmoon@edu.u-ryukyu.ac.jp

金沢みどり<sup>‡</sup>

<sup>‡</sup> 東洋英和女学院大学

## 抄録

本稿の目的は、日本の公共図書館の子ども読書 Web ページのコンテンツに関する現在の傾向を明らかにするとともに、子ども読書 Web ページの今後の課題について検討し、考察することである。調査方法は、Carolynn Rankin(2016)により示された子どもの読書環境の4つのシステムの観点に基づきながら、各図書館 Web サイトの基本情報を含めた全34項目を設定し調査を実施した。調査対象は、都道府県立図書館、並びに、市区町村立図書館1,259館であり、調査期間は、2019年8月1日～9月23日である。その結果、子ども読書 Web ページを有する日本の公共図書館 Web サイトは160館であった。それら Web サイトの傾向として、住民への直接サービスに近いコンテンツについては、市区町村立図書館がそのコンテンツに力点を置く一方、子ども読書に関わる活動レベルの範囲が広がりを見せるコンテンツにおいては、都道府県立図書館がそのコンテンツの提供に力点を置く傾向が明らかとなった。

## 1. はじめに

日本図書館協会図書館利用教育委員会が、図書館利用教育ガイドラインとして示したように、公共図書館では、児童から高齢者までのすべての利用者が図書館や各種の情報源を適切に活用して必要な情報を入手できるように、図書館利用支援（図書館利用教育）の実施を通じて利用者の情報活用能力の育成をはかるという新しい役割が示されている<sup>1</sup>。

先ごろ、『IFLA 児童図書館サービスのためのガイドライン:0歳から18歳 改訂版』が2018年に発行（邦訳の公開は2020年3月）され、従来の児童サービスとヤングアダルトサービスを超えて、子どもの識字、学習、読書における公共図書館の果たすべき役割が指摘されている。また、国内では、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が2018年に策定され、ヤングアダルトの読書活動の推進に関する対策についても言及され、小学校までに習慣化された読書活動を高等学校の段階までどのように継続・発展させていくかについての提案が示されている。

このような時期に公共図書館 Web サイトの子ども読書 Web ページのコンテンツに関する調査研究を行い、どのようなコンテンツを備えるべきかなどの提言を行うことは、極めて意義のあることと考える。

## 2. 先行研究の動向と本研究の位置づけ

日本の公共図書館 Web サイトに関わる調査については、丸山・金沢並びに金沢・丸山による児童サービスに関する Web ページ調査<sup>2</sup>、金沢・丸山によるヤングアダルト (YA) サービスに関する Web ページ調査<sup>3</sup>、金沢による学校支援 Web ページ調査<sup>4</sup>が行われてきた。

それらの先行研究から、日本の公共図書館 Web サイトには、学校教育の充実と地域の教育力の向上を図るために、「子どもの Web ページ」、「YA Web ページ」、「学校支援 Web ページ」が備えられる傾向にあるのみならず、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動推進計画」との関わりなどから、「子ども読書 Web ページ」も備える傾向にあることが明らかとなった。

そこで、本研究では、子どもを取り巻く読書環境という視点から、それら4種類の Web ページのうち、「子ども読書 Web ページ」に着目し調査・分析を行った。調査にあたっては、Carolynn Rankin が示した、個々の子どもを中心にした子どもの読書環境(マイクロシステム、メゾシステム、エクソシステム、マクロシステムの4つのシステム)<sup>5</sup>に基づき分析し、「子ども読書 Web ページ」のコンテンツに関する現在の傾向を明らかにするとともに、「子ども読書 Web ページ」の今後の課題についても検討し、

考察することを目的とする。

### 3. 調査方法及び調査項目の設定

調査対象は、日本全国の公共図書館 Web サイトにある子ども読書 Web ページである。調査対象を設定するにあたり、日本図書館協会 Web サイト内の「図書館リンク集：公共図書館（公立図書館）」<sup>6</sup>に示されたリストを活用した。調査対象となる都道府県立図書館、並びに、市区町村立図書館 1,259 館を抽出し、2019 年 8 月 1 日～9 月 23 日にかけて調査を実施した。

なお、実際の子ども読書 Web ページには、「子ども読書活動推進」「保護者の方へ」「大人の方へ」「家読（うちどく）」など、さまざまな名称が付けられている。これらのすべてについて、その都度コンテンツを確認し、子ども読書 Web ページであると判断したうえで本調査を行った。

調査方法は、Rankin が示した、個々の子どもを中心にした子どもの読書環境を表す 4 つのシステムの観点に基づき、各図書館 Web サイトの基本情報を含めた全 34 項目を設定し調査を実施した。具体的な調査項目については、紙幅の関係で本稿では割愛するが、各図書館 Web サイトの基本情報の項目以外に、以下に示すように①から④までの 4 つのシステムに基づいた調査項目を設定した。それぞれのシステムの関係は図 1 に示すとおりである。

#### ①マイクロシステムに関わる Web ページ

子どもの直接的な環境において、親など家族や保護者との相互作用による読書活動の推進に関わるコンテンツとして、たとえば、家庭での読み聞かせや家読などに関する情報の有無を調査項目として設定した。

#### ②メゾシステムに関わる Web ページ

市区町村レベルでの子どもの読書活動の推進に関わるコンテンツとして、たとえば、公共図書館の児童サービスや YA サービス、学校図書館、子ども文庫などでの読書支援に関する情報の有無を調査項目として設定した。

#### ③エクソシステムに関わる Web ページ

都道府県レベルでの子どもの読書活動の推進に関わるコンテンツとして、たとえば、都道府県子ども読書活動推進計画や、都道府県教育委員会の「子どもの読書活動」関連ページへのリ

ンクなどに関する情報の有無を調査項目として設定した。

#### ④マクロシステムに関わる Web ページ

国レベルでの全国的な子どもの読書活動の推進に関わるコンテンツとして、たとえば、国の子ども読書活動推進計画、子どもの読書に関する国の機関や公的機関の Web サイトなどへのリンク、子どもの読書に関する海外の公的機関の Web サイトなどへのリンクに関する情報の有無を調査項目として設定した。

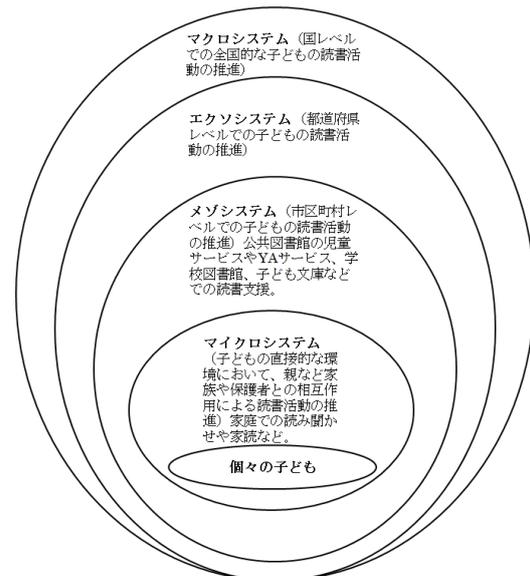


図 1 個々の子どもを中心にした子どもの読書環境について  
（出所）Carolynn Rankin(2016)Library Services for the Early Years: Policy, Practice, and the Politics of the Age. *Library Trends*, 65(1), 5-18.の Figure 1 をもとに作成。

### 4. 公共図書館 Web サイトの子ども読書 Web ページの現状と分析

子ども読書 Web ページの調査の結果について、表などを参照しながら、コンテンツに関する全体的な傾向を述べる。

#### (1) 設置主体別の子ども読書 Web ページの有無について

設置主体別に子ども読書 Web ページの有無について示したものが表 1 である。子ども読書 Web ページを有する公共図書館は、1,259 件中 160 件 (12.7%) であった。続いて、設置主体別にみると都道府県立図書館 Web サイトでは 47 件中 31 件 (66.0%)、区立図書館 Web サイトでは 22 件中 11 件 (50%)、市立図書館 Web サイトでは 714 件中 99 件 (13.9%)、町立図書

館 Web サイトでは 437 件中 18 件 (4.1%)、村立図書館 Web サイトでは 39 件中 1 件 (2.6%) であった。このように、子ども読書 Web ページを有している公共図書館 Web サイトは、設置主体別にみれば都道府県立図書館及び区立図書館において 5 割以上であったものの、市町村立図書館ではその割合が極めて低いことが明らかとなった。

表 1 設置主体別の子ども読書 Web ページの有無

| 設置主体  | 子ども読書 Web ページ有 (%) | 子ども読書 Web ページ無 (%) | 計 (%)      |
|-------|--------------------|--------------------|------------|
| 都道府県立 | 31(66.0)           | 16(34.0)           | 47(100)    |
| 区立    | 11(50.0)           | 11(50.0)           | 22(100)    |
| 市立    | 99(13.9)           | 615(86.1)          | 714(100)   |
| 町立    | 18(4.1)            | 419(95.9)          | 437(100)   |
| 村立    | 1(2.6)             | 38(97.4)           | 39(100)    |
| 計     | 160(12.7)          | 1,099(87.3)        | 1,259(100) |

## (2) 子ども読書 Web ページのコンテンツについて

子ども読書 Web ページのコンテンツについて、「マイクロシステム」「メゾシステム」「エクソシステム」「マクロシステム」という 4 つの観点に基づくコンテンツを設定し、それらに関するコンテンツを有する割合について比較したところ、表 2 のような結果となった。

表 2 子ども読書 Web ページのコンテンツについて

| 子ども読書 Web ページのコンテンツ   | 件数 (%)     |
|-----------------------|------------|
| I. マイクロシステムに関わるコンテンツ  | 141 (88.1) |
| II. メゾシステムに関わるコンテンツ   | 136 (85.0) |
| III. エクソシステムに関わるコンテンツ | 36 (22.5)  |
| IV. マクロシステムに関わるコンテンツ  | 33 (20.6)  |
| 計                     | 160 (100)  |

「I. マイクロシステムに関わるコンテンツ」が 141 件 (88.1%) と最も多く、次に「II. メゾシステムに関わるコンテンツ」が 136 件 (85.0%) となり、それぞれのコンテンツを有する割合が 8 割以上であることが明らかとなった。一方、「III. エクソシステムに関わるコンテンツ」(36 件、22.5%) や「IV. マクロシステムに関わるコンテンツ」(33 件、20.6%) については、先の 2 つのコンテンツに比して 4 分の 1 程度の状況であり、都道府県レベルや国レベルでの子どもの読書活動の推進に関わるコンテンツを有する Web サイトは相対的に少ない状況であることが明らかとなった。

## (3) 設置主体別の子ども読書 Web ページのコンテンツについて

設置主体別の子ども読書 Web ページのコンテンツについて、4 つのシステムの観点に基づいたコンテンツの提供状況は、表 3 のとおりである。

表 3 設置主体別の子ども読書 Web ページのコンテンツについて

|          | 都道府県立 (%) | 市立 (%)    | 区立 (%)     | 町立 (%)    | 村立 (%)    | 計 (%)      |
|----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|
| マイクロシステム | 21 (67.7) | 92 (92.9) | 10 (90.9)  | 17 (94.4) | 1 (100.0) | 141 (88.1) |
| メゾシステム   | 18 (58.1) | 89 (89.9) | 11 (100.0) | 17 (94.4) | 1 (100.0) | 136 (85.0) |
| エクソシステム  | 28 (90.3) | 5 (5.1)   | 2 (18.2)   | 1 (5.6)   | 0 (0.0)   | 36 (22.5)  |
| マクロシステム  | 15 (48.4) | 14 (14.1) | 2 (18.2)   | 2 (11.1)  | 0 (0.0)   | 33 (20.6)  |
| 計        | 31(100)   | 99(100)   | 11(100)    | 18(100)   | 1(100)    | 160(100)   |

「マイクロシステム」や「メゾシステム」に関わるコンテンツの提供状況は、市区町村立図書館が概ね 90% 以上であるのに対して、都道府県立図書館は 60% 前後のコンテンツ提供状況である。

一方、「エクソシステム」や「マクロシステム」に関わるコンテンツの提供状況は、市区町村立図書館の提供状況がいずれも 20% 未満であるのに対して、都道府県立図書館の提供状況が「エクソシステム」において 90.3%、「マクロシステム」において 48.4% と、市区町村立図書館に比して相対的に高い割合であることが明らかとなった。

## (4) 設置主体別の子ども読書 Web ページの各システムの組み合わせについて

設置主体別の子ども読書 Web ページの各システムの組み合わせについては、表 4 のとおりである (以下、「マイクロシステムに関わるコンテンツ」を I、「メゾシステムに関わるコンテンツ」を II、「エクソシステムに関わるコンテンツ」を III、「マクロシステムに関わるコンテンツ」を IV と示す)。

全体的な組み合わせを上位から順に見ると、I+II の組み合わせが 94 件 (58.8%)、I+II+III+IV の組み合わせが 11 件 (6.9%)、I+II+III の組み合わせが 10 件 (6.3%) であった。また、I+II+IV の組み合わせ、I のみ、II のみがそれぞれ同率で 9 件 (5.6%) と続いている。

子ども読書 Web ページの各システムの組み合わせについて、全体的な傾向としては、マイクロシステムに関わるコンテンツとメゾシステムに関わるコンテンツを組み合わせ提供する

図書館がおよそ 60%を占めている。

一方、設置主体別に子ども読書 Web ページの各システムの組み合わせについて、個別に見ると、市区町村立図書館においては、I+IIのコンテンツの組み合わせによる情報提供が70%を超える状況にあるものの、都道府県立図書館は1件(3.2%)と極めて少ないことが明らかとなった。

表4 設置主体別の子ども読書 Web ページの各システムの組み合わせについて

|             | 都道府県立(%) | 市立(%)    | 区立(%)   | 町立(%)    | 村立(%)    | 計(%)     |
|-------------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|
| I+II+III+IV | 6(19.4)  | 3(3.0)   | 2(18.2) | 0(0.0)   | 0(0.0)   | 11(6.9)  |
| I+II+III    | 8(25.8)  | 1(1.0)   | 0(0.0)  | 1(5.6)   | 0(0.0)   | 10(6.3)  |
| I+II+IV     | 0(0.0)   | 7(7.1)   | 0(0.0)  | 2(11.1)  | 0(0.0)   | 9(5.6)   |
| I+III+IV    | 3(9.7)   | 0(0.0)   | 0(0.0)  | 0(0.0)   | 0(0.0)   | 3(1.9)   |
| II+III+IV   | 1(3.2)   | 1(1.0)   | 0(0.0)  | 0(0.0)   | 0(0.0)   | 2(1.3)   |
| I+II        | 1(3.2)   | 71(71.7) | 8(72.7) | 13(72.2) | 1(100.0) | 94(58.8) |
| I+III       | 2(6.5)   | 0(0.0)   | 0(0.0)  | 0(0.0)   | 0(0.0)   | 2(1.3)   |
| I+IV        | 0(0.0)   | 3(3.0)   | 0(0.0)  | 0(0.0)   | 0(0.0)   | 3(1.9)   |
| II+III      | 1(3.2)   | 0(0.0)   | 0(0.0)  | 0(0.0)   | 0(0.0)   | 1(0.6)   |
| II+IV       | 0(0.0)   | 0(0.0)   | 0(0.0)  | 0(0.0)   | 0(0.0)   | 0(0.0)   |
| III+IV      | 5(16.1)  | 0(0.0)   | 0(0.0)  | 0(0.0)   | 0(0.0)   | 5(3.1)   |
| Iのみ         | 1(3.2)   | 7(7.1)   | 0(0.0)  | 1(5.6)   | 0(0.0)   | 9(5.6)   |
| IIのみ        | 1(3.2)   | 6(6.1)   | 1(9.1)  | 1(5.6)   | 0(0.0)   | 9(5.6)   |
| IIIのみ       | 2(6.5)   | 0(0.0)   | 0(0.0)  | 0(0.0)   | 0(0.0)   | 2(1.3)   |
| IVのみ        | 0(0.0)   | 0(0.0)   | 0(0.0)  | 0(0.0)   | 0(0.0)   | 0(0.0)   |
| 計           | 31(100)  | 99(100)  | 11(100) | 18(100)  | 1(100)   | 160(100) |

## 5. 調査結果の考察とまとめ

都道府県立図書館と市区町村立図書館との比較から、「メゾシステム」から「エクソシステム」へ広がる段階において、それらコンテンツを取り扱う館種に明らかな差異が見られる。このような差異が生じる背景として、公立図書館が行うべき活動とサービスの目標について、日本図書館協会が策定し、その解説も含めて2009年に刊行した『公立図書館の任務と目標：解説』（改訂増補）による影響が考えられる。上記解説の中では、市区町村立図書館においては、住民の求める資料や情報を提供することが謳われ、住民の資料や情報に対する要求を喚起する働きかけを行うことが掲げられている。一方、都道府県立図書館においては、市区町村立図書館と同様に住民への直接サービスが求められるとしながらも、多くの場合、住民が一番利用しやすいのは市区町村立図書館であることから、都道府県立図書館は市区町村立図書館への援助を第一義的な機能として受け止めるべき必要の

あることが示されている。そのような公立図書館の任務と目標にも照らした際に、子ども読書 Web ページのコンテンツについて以下のことが考えられる。

まず、「マイクロシステム」や「メゾシステム」のように住民への直接サービスに近いコンテンツについては、市区町村立図書館がそのコンテンツに力点を置く一方で、「エクソシステム」や「マクロシステム」のように子ども読書に関わる活動レベルの範囲が広がりを見せるコンテンツにおいては、都道府県立図書館がそのコンテンツの提供に力点を置く傾向にあると言える。次に、都道府県立図書館の特徴として、4つのシステムのうち3つ以上のシステムの組み合わせによるコンテンツの提供を行う図書館が多いことが挙げられる。このことから、市区町村立図書館ではコンテンツの提供の及ばない、エクソシステムやマクロシステムといったコンテンツの提供については、都道府県立図書館がより力を注いでいることが考えられる。

0歳～18歳までの子どもの読書活動推進については、子どもの発達段階はもとより子どもが置かれている環境のあり方を連続的に捉えて検討することが重要である。今後は、本調査結果をより精査し、子ども読書 Web ページを構築する意義を提示していきたい。

### 【参考／引用文献等】

- 1 日本図書館協会図書館利用教育委員会編『図書館利用教育ガイドライン合冊版：図書館における情報リテラシー支援サービスのために』日本図書館協会、2001。
- 2 丸山有紀子、金沢みどり「児童サービスに関する公共図書館 Web サイトの現状と問題点」『情報メディア研究』第4巻第1号、2006、pp.41-53。並びに、金沢みどり、丸山有紀子「児童の情報活用能力の育成支援に関する公共図書館 Web ページの現状と意義」『教育情報研究』第23巻第3号、2007、pp.39-48。
- 3 金沢みどり、丸山有紀子「公共図書館ヤングアダルト Web ページの現状と意義：情報活用能力の育成支援の観点から」『教育情報研究』第30巻第1号、2013、pp.3-18。
- 4 金沢みどり「日本の公共図書館の学校支援 Web ページの現状と意義」『教育情報研究』第34巻第3号、2018、pp.3-18。
- 5 Carolyn Rankin (2016) Library Services for the Early Years: Policy, Practice, and the Politics of the Age. *Library Trends*, 65(1), 5-18.
- 6 日本図書館協会「図書館リンク集：公共図書館（公立図書館）」<<https://www.jla.or.jp/link/link/tabid/172/Default.aspx>>（最終確認2020年8月19日）

# 横浜市学校司書を対象とした探索的インタビュー調査分析

高橋今日子<sup>†</sup> 角田裕之<sup>‡</sup> 河西由美子<sup>‡</sup>

<sup>†</sup> 鶴見大学大学院文学研究科  
3012401@stu.tsurumi-u.ac.jp

<sup>‡</sup> 鶴見大学大学院

## 抄録

横浜市学校司書を対象とした質問紙調査の予備調査として、質問項目の精緻化のために、学校司書の業務の実態と業務に対する意識について、フォーカスグループインタビューを行った。3つの質問の回答をコード化して共起ネットワーク分析をした結果、学校司書は校内の情報共有のためのネットワークや同僚性を保つ空間の整備を望み、学校図書館の役割に対する校内の認識の低さ、相談者の不在、異動に伴う問題、学校司書自身の専門知識不足を課題と考えていることがわかった。

## 1. 研究の背景と目的

横浜市は2016年4月に小・中・義務教育学校・特別支援学校498校全校に学校司書の配置を完了した。500名規模の学校司書配置は他市に例がないが、その業務の実態調査は存在しない。このため学校司書の業務の状況や業務に対する意識について質問紙調査を行うこととし、予備調査として業務及び業務に対する意識を探るため探索的インタビューを行った。この調査の分析は、質問項目の加筆修正に役立てることを想定した。

## 2. 研究方法

### 2.1 探索的インタビューの調査対象と方法

予備調査では、業務遂行上の課題、学校司書の経験や考えを聴取すべく、フォーカスグループインタビューを実施した。横浜市内外の学校司書7名を対象に、2019年7月に横浜市内で80分、半構造化インタビューを行った。

### 2.2 フォーカスグループインタビュー

フォーカスグループインタビューは、社会科学におけるデータ収集の方法であり、目的は「特定の話題について参加者の理解、感情、受け止め方、考え方を引き出すこと」<sup>1)</sup>にあり、課題の背景情報を把握する手法として適している。回答者からの情報は「グループダイナミクスの効果」<sup>2)</sup>により引き出される一方、「個々の態度がどの程度のものなのかその量を測定するものではない」<sup>3)</sup>とされている。

### 2.3 調査内容

インタビューの質問は、業務を行う際の「Q1 物の環境についての課題」、「Q2 人の環境についての課題」と、「Q3 業務と自分の知識や能力との関係」、「Q4 その他の意見」である。

### 2.4 分析

1次データは質問ごとにトランスクリプトを作成した。Q4については、有効な結果が得られなかったため、これを除き、3つの質問の回答を分析の対象とした。統計ソフトウェアKH-Coderを用い、形態素解析にかけ「抽出語リスト」を得た。リストの19の品詞のうち名詞・サ変名詞・未知語・名詞c・タグ(強制抽出語)の出現回数2から4以上の語を選択した。

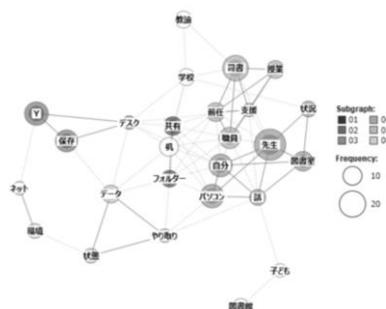


図1 Q1 共起ネットワーク(コード化以前)

この抽出語についてコードを暫定的に振った後、会話記録文書を読みコードとデータ間の関係、コード間の関係を繰り返し検討して修正を行い、質問ごとのコード表を作成した。例えば図1で出現した〈データ〉〈やり取り〉〈共有〉等は、Q1では〈インフォメーションシェアリング〉に置き換えた。各質問における回答データの抽出語とコード数は表1に示す通りであった。

その後コードに従ってそれぞれのデータを変換した後、共起ネットワーク分析を行った。

表1 各回答データの抽出語・コード数

| 質問       | 抽出語  | コード数 |
|----------|------|------|
| Q1 物の環境  | 3728 | 11   |
| Q2 人の環境  | 4545 | 12   |
| Q3 自己の能力 | 2413 | 8    |

### 3. 結果

共起分析の結果、Q1 では共起の中心は2つのサブグラフ、すなわち「比較的強くお互いに結びついてる部分」<sup>4)</sup>を示した。一つ目のサブグラフは〈カリキュラムアシスト〉〈インフォメーションシェアリング〉〈ハードウェア〉〈ピア〉、二つ目のサブグラフは〈ライブラリアン〉〈ティーチャー〉〈ワーカー〉〈マテリアル〉から成る。(図2)

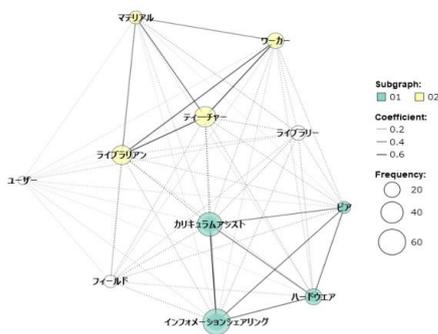


図2 Q1 共起ネットワーク

Q2 では、図3のように共起の中心は2つのサブグラフで、〈チェンジ〉〈コンサルテーション〉〈スペシャリティ〉〈メンバー〉と〈ポジション〉〈フィールド〉から成る。

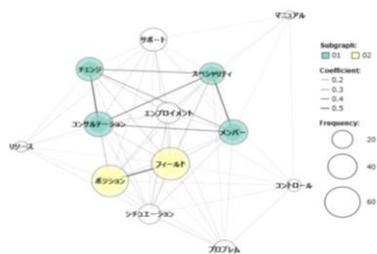


図3 Q2 共起ネットワーク

Q3 では、図4のように共起の中心は2つのサブグラフで〈インフォメーションシェアリング〉〈スキル〉〈スペース〉と、〈ユーザー〉〈ファンクション〉〈プロブレム〉から成る。

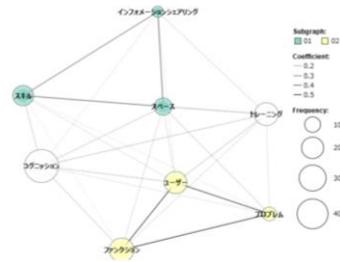


図4 Q3 共起ネットワーク

### 4. 結論と展望

Q1「物の環境について」では、以下の4つの分析結果が得られた。学校司書は、①学習支援業務において、情報共有のネットワークとハードウェアの整備の不足、②教員との同僚性の確保の空間の不足を課題と考え、③利用者と資料とを結びつけている意識を持つが、④学校図書館を基盤にして、児童や生徒や教職員へのサポートや学習支援を円滑に実現するための環境整備の具体案には言及していない。

Q2「人の環境」では、学校司書は、①学校図書館機能の職場内での認識不足、②学校経営計画上の位置付けの曖昧さを大きな課題と考えている、さらに③学校司書自身の専門知識の不足、④職務上の情報の共有者や相談者の不足、⑤異動に伴う諸問題を課題と考えている。ここでも、⑥課題意識を持ちながら、現状の改善・日常の児童、生徒の支援・要望に結びつける解決策には言及していない。

Q3「自己の能力と業務」について学校司書は、①学校図書館の役割、ユーザーとの関係、ユーザーへの課題支援について認識している、②自己の能力向上について、学校司書同士の情報共有や研修を重要視している、③自身の能力向上の意識はあるものの現環境でのトレーニングや、スキルアップの具体的な提案はない、と考えているという結果を得た。

これらの結果は、「横浜市学校司書の業務に関する研究」の質問紙作成の基礎データとした。

#### 引用文献

- (1) S.ヴォーン, J.S.シユーム, J.シナグブ 著井下理 監訳, 田部井潤, 柴原宜幸 訳『グループ・インタビューの技法』慶應義塾大学出版 1999. p.8.
- (2) 前掲1), p.11.
- (3) 前掲1), p.197.
- (4) 樋口耕一「KHCoder3 リファレンスマニュアル」2018. [file:///C:/khcoder3/khcoder\\_manual.pdf](file:///C:/khcoder3/khcoder_manual.pdf) (参照 2020-08-31)

# レファレンス情報源の出版傾向に関する基礎データの分析：1990年から2019年までの変遷

杉江典子（東洋大学 文学部） sugie@toyo.jp

レファレンス情報源の出版傾向を把握するために、「参考図書解説目録」と「NDL-Bib」の書誌データを用いて1990年から2019年までの出版点数を調査し、その種類ごとの分析を試みた。その結果、レファレンスブックの出版点数は1999年の4,270冊をピークに減少していること、またレファレンスブックを種類ごとに見た場合、異なる出版傾向を示すことが明らかになった。

## 1 背景と目的

レファレンス情報源は、求める情報を適切に、かつ網羅的に探す上で欠くことのできない情報源である。このうち従来、紙媒体で刊行されてきたレファレンスブックは、情報環境の変化を受けて、現在そのあり方を大きく変えつつある。

レファレンスブックの出版傾向については、中村経子と長澤雅男が、1950～1960年代の参考図書について、主題、種類、出版者等の観点からの分析を行っている<sup>1)2)</sup>。しかしその後、類似の調査研究は行われおらず、レファレンス情報源の在り方がどのように変化しているかについて把握することは難しい。そこで本研究では、まずは基礎的なデータを得て近年の出版傾向を把握すること、また今後の研究の方向性を検討することを目的とした。

## 2 調査方法

1990年から2019年に刊行されたレファレンスブックの出版傾向を、データベース版「参考図書解説目録」(日外アソシエーツ)、「NDL-Bib」を使って調査した。「参考図書解説目録」は、レファレンスブックのガイドである『年刊参考図書解説目録』のデータベース版であり、BOOK データベースを使用した書誌データとNDC分類、資料種別等のデータが含まれている。「資料種別」には、概ねBSH一般細目のレファレンスブックにあたる用語が使用されている。「参考図書解説目録」からは、レファレンスブックの出版年、種類ごとの出版点数を得

た。NDL-Bibでは、レファレンスブックの種類にあたる件名が付与されている図書の書誌データを取得した。

## 3 調査結果と考察

### 3.1 レファレンスブックの出版点数

レファレンスブックの出版点数は、1990年以降増加するが、1999年の4,270冊をピークに毎年減少し、2013年には、調査期間中で最も少ない2,555冊となっている(図1)。その後、増減はあるが増加傾向に転じているように見える。一般図書の新刊の出版点数は、2015年に80,048冊まで増加した後、毎年減少を続けており<sup>3)</sup>、レファレンスブックの出版点数は、一般図書とは異なる傾向を示すことがわかる。

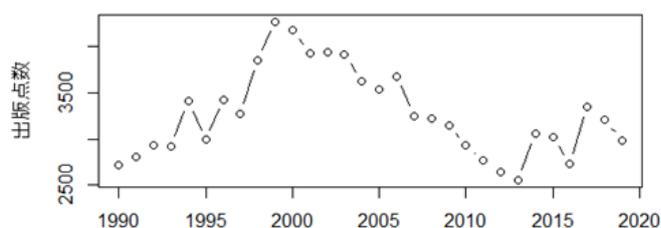


図1 「参考図書解説目録」に収録されたレファレンスブック

### 3.2 レファレンスブックの種類ごとの分析

レファレンスブックが情報環境の変化により受ける影響は、その機能ごとに似通うと考えられる。つまり、レファレンスブックは、その種類ごとに共通する出版傾向を持つのではないかと考え、「参考図書解説目録」の「資料種別」ごとの分析を行った。

その結果、辞書や書誌のように概ね出版点数

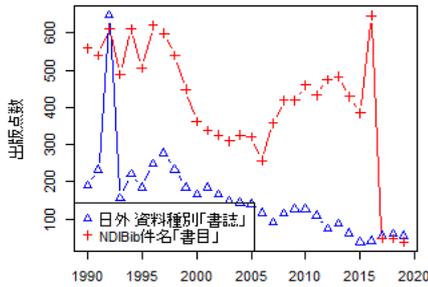


図2 書誌の出版点数

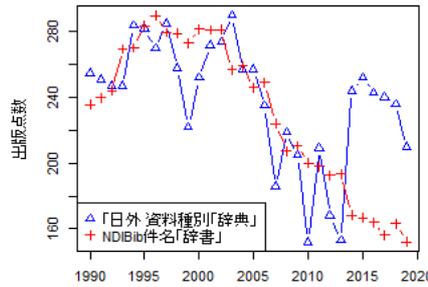


図3 辞書の出版点数

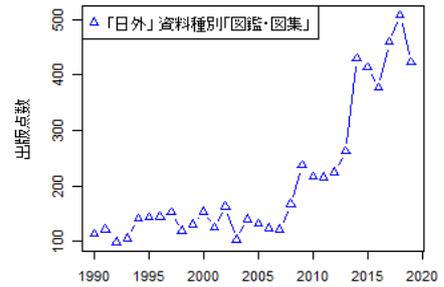


図4 図鑑・図集の出版点数

が減少傾向を示すもの(図2,3)と、図鑑・図集のように増加傾向を示すもの(図4)とがあった。書誌のNDL-Bibの2007~2017年には約2,200点にも及ぶ同シリーズ刊行物が含まれており、それを除くと2019年までほぼ減少傾向となる。書誌も辞書も、他の種類のレファレンスブックに比べると電子化が進んでおり、その影響が表れていることが推測されるが、要因を知るためには、より詳細な調査が必要であろう。

今後の調査の手がかりとするため、案内指示的情報源と事実解説的情報源である、書誌と辞書のレファレンスブックの出版者実数と1者あたりの出版点数を集計することとした。一般図書と比べるとレファレンスブックの作成プロセスには出版者が強く関与しているため、出版者には着目する意味があると考えられる。

NDL-Bibにおいて出版年が1990~2019年である図書の件名に「書目」と「辞書」が含まれたれた書誌データは、それぞれ13,470点と10,808点であった。書誌では、1990年の出版者実数が447者から概ね毎年減少し続けているが、1者あたり出版点数は大きくは変化していない(図5)。辞書では、1990年の出版者実数

が187者から、2006年の235者までは徐々に増加し、2007年以降急激に減少している(図6)。ただし1者あたりの出版点数は調査期間を通じてほとんど変わっていない。出版点数の減少は、各出版者の出版点数ではなく、刊行する出版者自体の減少によることになる。出版者ごとの集計や書誌データ以外の情報も視野に入れた検討の余地が示唆される。

この他に、書誌データを利用する際の課題として、セットものの書誌単位や件名、資料種別がデータベース内で一貫していないことがあり、集計にあたって対応を考える必要があることもわかった。

**謝辞:**本研究は科学研究費補助金(20K12562)を得て行った研究の一部である。

**注・引用文献**

- 1) 中村経子. 参考図書出版の統計的調査. Library Science. 1966, no.4, p.155-172.
- 2) 長澤雅男. 参考図書の出版: 統計的調査. Library and Information Science. 1970, no.8, p.1-15.
- 3) 『出版年鑑』(1990~2016)と『出版指標年報』(2017~2019)による

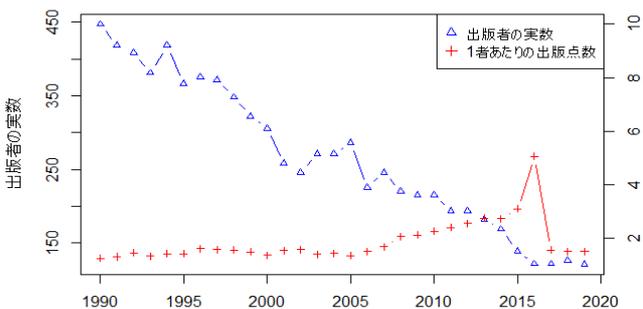


図5 書誌の出版者の実数と1者あたり出版点数

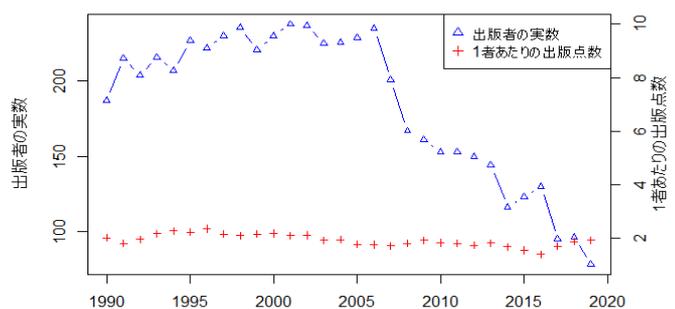


図6 辞書の出版者の実数と1者あたり出版点数

## 「これからの図書館像」の成立過程から見る図書館政策の展開

鬼頭孝佳<sup>1</sup> 西田喜一<sup>2</sup>

1 t.kitou0309@gmail.com

1 名古屋大学文学研究科博士後期課程

2 ynishida.3145@gmail.com

2 名古屋大学教育発達科学研究科博士後期課程

### 抄録

最近の図書館政策を把握するものとして、「これからの図書館像」がある。しかし、この文書に関する批判的検討を行った研究は管見の限り見当たらない。そこで、本研究では、その成立過程と問題点を明らかにする。「これからの図書館像」は、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」これまでの議論の概要、にもとづき作成されているはずだが、内容や重点の置き方が変質しているため、変質の理由と問題を探る。

### 1. はじめに

司書の研修制度を検討する中で、「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)」(以下、提言)の成立過程・問題点の検証が皆無であることに気付いた。この提言から10年以上が経過しており、提言が図書館や社会にとって如何なるインパクトがあったのかを再考する必要がある。提言は、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」これまでの議論の概要(以下、概要)に基づき作成されているはずだが、これらを比較すると、内容や重点の置き方が変質している。後述するように、この変質は、教育の市場化に伴う国家による統制の強化とも密接に関係しているよう。

### 2. 「これからの図書館像」の言説布置

提言は、公表当時、図書館界だけではなく、他の社会教育分野やメディア教育界でも紹介された。にもかかわらず、司書課程のテキストや図書館情報学の入門書などでは、その存在に簡潔に触れるに過ぎなかった。また、個別研究としても、レファレンス・図書館建築・司書養成・多様なアクターとの連携などの特定課題において、ビジョンを示したり、事例を紹介したりするものが若干見られるだけであった。批判的評論は、すでに批判の出ている『市民の図書館』モデルにのみ依拠したものであり、実質的な解説は議論の概要作成メンバーである薬袋秀樹のものに限られる<sup>1)</sup>。したがって、提言の成立過程を検討し、その功罪を教育行政の観点から総合的に評価した研究は管見の限り見当たらない。本発表では、提言内部にお

ける諸概念の矛盾とその背景にある現実的な基盤の考察に力点を置く批判法学のアプローチを採用する。

### 3. 情報リテラシーについて

情報リテラシーの定義は、議論の概要の時点で、「必要な情報にアクセスし、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力」となっていた。ここで、まず生じるはずの疑問は、この「必要」と「正し」さは、誰にとってのものなのだろうか、ということである。着目すべきは、提言の「真に必要な情報」という文言である。「真に」を知っている主体は、文書作成者、つまり行政ということになる。また、提言では、「必要な情報にアクセスし……」としていたものが、「必要な情報を検索し……」と変化している。この変化は、何故生じたのであろうか。読み返すべきは、「インターネットの利用機会や活用能力には格差があり、その是正を図る」である。すなわち、機会の平等を担保することで、能動性が奨励される自己責任論を貫徹させようとしている。その傍証として、この当時推進された小泉内閣による金融リテラシー教育との連動性を挙げてもよい。

### 4. 呼びかけについて

今日では、例えば学校教育においては、地方行財政の悪化により、条件整備抜きの管理統制が進んでいるが、旧来は、行政による妥協的な条件整備と引き換えに、さらなる統制強化を教職員が受忍する制度的補完が形成されてきた。それに対し、

社会教育においては、行政の関心が相対的に低く、制度的補完を可能とする行政に対抗する勢力が弱かった。学校教育では、あまり見られない提言における呼びかけは、このような背景の下に成立している。アルチュセールは、主体＝臣従の形成原理として、国家による呼びかけ＝尋問機能を重視するが、物理的なインセンティブなしに、呼びかけだけで成立する権力関係は、本来最も強固な自発的隷従となるはずである。この提言では、設置者には経済的要請に基づく図書館行政の推進を、住民には生涯学習や正確で体系的な資料や情報に基づく自立的な意思決定を求めている。ところが実際には、言説布置から見ても、図書館界ですら、この提言そのものの認知が高かったと言え難く、まして地域住民、連携機関が、この呼びかけを知る由もなかった(この点は、制度的補完による教育統制の強化を問題視する筆者らの考えからすれば、不幸中の幸いであった)。

## 5. 地域の課題解決とは

「地域の課題解決」といった場合、果たして、誰の何に対する課題解決を求めているのだろうか。一見、住民のニーズとして、住民の課題解決を述べているようにも読めるが、地方分権下での地方公共団体の自立にも言及している以上、「地域」という語は、団体自治と住民自治がオーバーラップしており、単独では意味を確定し難い。この場合、判然としない語の意味は、行政権の行使によって初めて実定化される。だが、あらかじめその見通しを述べておかなければ、中小企業や個人事業者に対してビジネス情報を提供したり、「行政機関が(中略)住民の地域課題に関する理解」の促進を特に強調しつつ、ボランティア参加を含め、行政への住民の自発性を調達しようとする以上、明らかに地域という語は団体自治の意に傾斜していると見てよい。

## 6. 管理運営と行政間の役割分担について

概要と提言で大きく内容が変更された点として、管理運営と行政間の役割分担を挙げることができる。前者について、概要の段階では、コスト意識は強調されるものの、施設やサービスにおける

質の担保との両立が謳われ、管理の具体的方法には特に言及がなかった。ところが提言では突如として、「自主的な判断」の余地は残るものの、「指定管理理制度」を例示したうえで、責任を伴う選択とアウトカム指標による画一的な評価が強調されている。他方、後者について概要の段階では、都道府県教育委員会の行動指針が大まかに示され、総合的な連携協力が謳われているにすぎない。しかし提言に至って、都道府県教育委員会の役割は「主体的に先導」することとなり、文部科学省の図書館政策「振興」が既定路線となった。この路線は事実上、2006年改正教育基本法における教育振興基本計画を先取りするものとなっており、厳密には法整備を要する施策であったと言える。

## 7. 図書館政策に期待される水準

仮に住民の潜在的なニーズを顕在化することが必要だとしても、図書館のニーズを作為的に形成してまで住民に利用させなくてはならない理由はない。そもそも、住民の「必要」に応じて図書館が設置されているならば、後付けの存在意義や有用性など、全く不要であろう。そもそも、図書館の存立理由が当初から「曖昧」であったために、地方行財政悪化に伴う「スリム」化の過程で、図書館を不良物件化させてはならないという外圧が強まったのが、現在の図書館政策の基調であると言ってよい。したがって、住民にとっての図書館像の探究というよりは、行政の管理維持コストと行政にとって図書館がどのように役立つのか(便益)、という議論に図書館政策は収斂していく。提言もまたその例外ではなかった。図書館が存在しさえすればよい、行政から図書館が認知されさえすればよい、図書館政策があるだけマシという現場の感覚を排し、学習指導要領(学校教育)の施行前後における政策影響等の検討水準を今後真剣に担保しなければ、我々の検討が「カッサンドラ」の二の舞に陥ることから逃れられまい。

## 参考文献

(1) 紙幅の都合により、政策推進において一定の影響力が想定される、葉袋秀樹「これからの図書館像-地域を支える情報拠点をめざして-(報告)」『情報管理』(49)-8, 2006年12月, p. 454-459。

# 大学生による遠隔授業の評価と課題

## 図書館情報学教育科目におけるアンケート調査結果の分析

小山憲司<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 中央大学文学部

koyama@tamacc.chuo-u.ac.jp

### 抄録

本稿の目的は、遠隔授業に対する学生の受講のようすや志向を明らかにし、その課題を検討することである。講義科目「図書館情報学概論」の受講者を対象に、遠隔授業全般に関する見解、3種類の授業方法に対する意見、遠隔授業受講時の環境等についてアンケート調査を実施した。その結果、集合型授業とは異なる、遠隔授業に特徴的な傾向が見られた一方、大学での授業経験のない1年生と2年生以上との間で相違がある可能性が示唆された。

## 1. 背景と目的

新型コロナウイルス感染拡大により、国内の大学は2020年度の授業開始時期を延期したり、遠隔授業に切り替えたりなどの対応を余儀なくされた。文部科学省の調査によれば、2020年6月1日時点で「授業を実施している」と回答した大学1,009校(含専門職大学, 短期大学)のうち、遠隔授業を実施しているのが600校(59.5%)、面接授業と遠隔授業を併用しているのが308校(30.5%)、面接授業実施校が101校(10.0%)で、9割の大学で遠隔授業が実施された<sup>1)</sup>。執筆者の勤務する中央大学でも4月9日開始予定であった前期の授業が2週間後の4月23日開始となった。また、すべての授業が遠隔授業となった。

遠隔授業の実施にあたり、教員が教育内容を修正、変更したり、自らの技能の向上を図ったりなど対応に迫られたことは想像に難くない。執筆者もまた、オンライン会議システムの利用方法の習得や授業計画の組み換え、教材の準備など、学内の教職員に協力を仰ぎながら授業を進めた。

上述した状況は不測のこととは言え、今後の大学教育を検討するための大きな経験にもなる。そこで、今回採用した授業方法や対応は適切なものであったかを検証するため、執筆者が担当する講義科目「図書館情報学概論」「図書館情報資源概論」「情報サービス論」において、学生にアンケート調査を実施した。本稿では「図書館情報学概論」の結果を中心に、学生の受講のようす、授業に対する志向、授業の問題点等を検討する。

## 2. 調査方法

2020年度前期科目「図書館情報学概論」は、次の3種類の方法を採用した(括弧内は授業回数)。なお、いずれの方法でも学習管理システム(以下LMS)を用いて質問に回答したり、課題を提示、回収したりした。

①LMSを通じてスライドや解説資料、参考資料をすべてPDFで配布するオンデマンド型(6回)

②LMSによってスライドや参考資料をPDFで、解説資料を音声ファイルで配布するオンデマンド型(2回)

③LMSを通じてスライドや参考資料をPDFで配布し、オンライン会議システムを用いてリアルタイムで授業を行う(授業終了後音声ファイルを配布する)同時双方向型(3回)

遠隔授業全般に関する見解、各授業方法に対する意見、授業受講時の環境等に関するアンケートを設計し、受講者51名を対象にLMSを用いて実施した。調査期間は7月13日から7月28日の2週間を設定した。その結果、48名から回答を得た。回収率は94.1%であった。内訳は1年生が32名、2年生以上が16名である。

## 3. 調査結果

### 3.1 遠隔授業全般に関する見解

遠隔授業でよかったこと、困ったことを複数回答で尋ねた結果を図1、図2に示した。

よかったこととして、「自宅で学習できる」「通学の手間や時間を減らすことができる」との回答

がそれぞれ 42 件, 41 件あった。これらは物理的な制約からの開放を支持する声と考えられる。また、「自分のペースで学習できる」が 41 件、「何度も復習できる」が 37 件と、授業方法①や②のオンデマンド型授業の特徴を利点とする回答が上位となった。

一方、困ったことで最も多かったのが「集中力が続かない」で 31 件であった。類似の回答として「生活のリズムをつくりにくい」19 件、「学習のペースがつかみにくい」18 件がある。自律的な学習が求められる講義形式の遠隔授業に対する特徴的な反応と考えられる。また、「わからないことを友達に相談しにくい」との回答が 24 件あった。教室で行われる集合型授業であれば、一緒に受講する友人に授業中、あるいはその前後に尋ねることで解決したであろう疑問が解決できていないことが推察される。このほか、「課題が多い」を選択した回答者が 19 名いた。

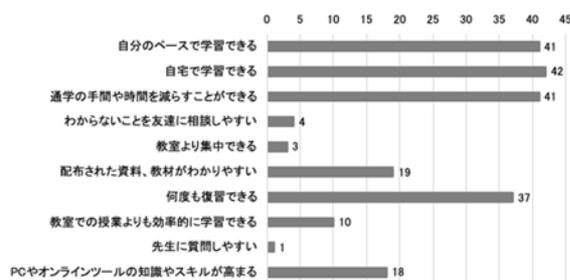


図1 遠隔授業のよかったこと

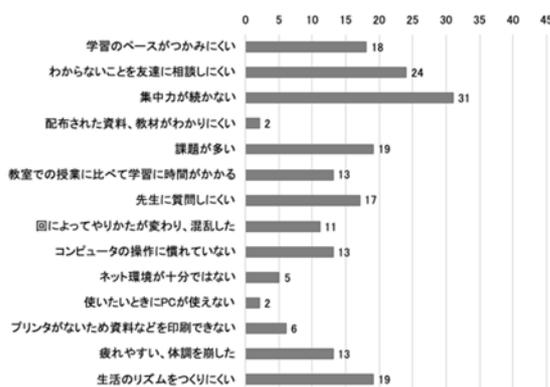


図2 遠隔授業の困ったこと

### 3.2 3種類の授業方法に対する意見

①および②のオンデマンド型授業では、自分のペースで学習できることや解説資料を繰り返し読んだり、聞いたりできることが支持されていた。

②および③で共通するのは、「聞きながら学習できて便利である」点である。ただし、②のオンデマンド型では「聞き逃してしまうことがあり、

不便である」と回答したのは 27.1%であったのに対し、③の同時双方向型では 62.2%であった。③の場合も、授業終了後に音声ファイルを利用できるが、学習の進行主体が学生か教員かによって異なる結果となった。

### 3.3 学年による遠隔授業の見解の相違

遠隔授業でよかったこと、困ったことを1年生と2年生以上の2グループにわけて集計した。その結果、よかったことに関する回答は、全体として1年生が肯定的に捉えていた。

困ったことでは、3.1でも触れた「集中力が続かない」と「生活のリズムをつくりにくい」は両者でその割合が高かった。一方、2年生以上のグループで「学習のペースがつかみにくい」「課題が多い」「教室での授業に比べて学習に時間がかかる」があてはまると回答する割合が高かった(図3)。逆に、「わからないことを友達に相談しにくい」「先生に質問しにくい」は1年生に多く見られた。

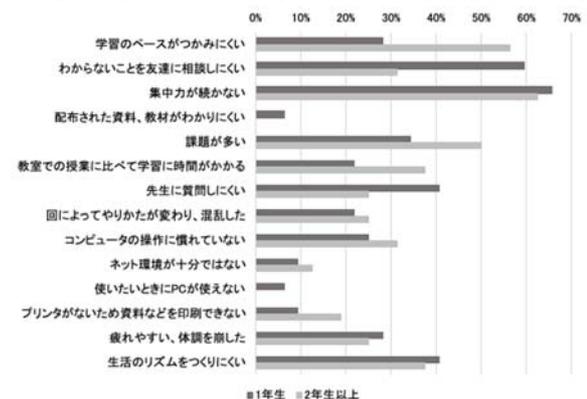


図3 遠隔授業の困ったこと (学年別)

## 4. まとめ

遠隔授業の利便性は多くの学生が実感している一方で、「集中力が続かない」「生活のリズムをつくりにくい」「わからないことを友達に相談しにくい」などの弊害も明らかとなった。また、大学での授業経験のない1年生と2年生以上との間で相違がある可能性が示唆された。

### 引用文献

(1) “新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況(令和2年6月1日時点)”. 文部科学省. 2020.6.5. [https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt\\_kouhou01-000004520\\_6.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_6.pdf), (参照2020-09-01).

# 日本における子ども英語図書館の設立の可能性を探る

## ～釜山広域市立中央図書館別館釜山英語図書館の英語プログラムから～

カレイラ松崎順子<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 東京経済大学

carreira@tku.ac.jp

### 抄録

本発表の目的は韓国で最も大きい英語図書館である「釜山広域市立中央図書館別館釜山英語図書館」が提供している英語プログラムやそれらの利用状況を図書館長に対するインタビューにより明らかにし、日本への示唆について考察していくことである。インタビューの結果、「釜山広域市立中央図書館別館釜山英語図書館」は英語読書診断テストを行ったり、ボランティアを積極的に活用したり、さらに、公教育支援を積極的に行っていることが明らかになった。

## 1. はじめに

隣国の韓国では英語教育が小学校に導入されて以来、早期英語教育が過熱化し、親の所得が子どもたちの学校以外での英語学習への参与、さらには英語力に影響を与えるなどの問題が生じてきた。ゆえに、韓国政府は所得による格差から生まれる英語力の格差をなくすために、様々な対策を行ってきた。それらの対策の一つとして子ども英語図書館があげられる。そこでは英語の図書を提供するだけでなく、様々な英語講座やプログラムなどを無料または廉価で提供している。

一方、日本では2020年度に小学校において英語が教科化され、今後は今まで以上に早期英語教育が盛んになる可能性があり、韓国のような英語における教育格差が社会問題に発展する可能性もある。ゆえに、教育格差対策の一つとして、子ども英語図書館の設立というものを将来的に検討していくべきであろう。

よって、本発表では韓国で最も大きい英語図書館である「釜山広域市立中央図書館別館釜山英語図書館」(以下は釜山英語図書館)が提供している英語プログラムやそれらの利用状況を明らかにし、最後に日本への示唆について考察していく。

## 2. 方法

2019年3月に釜山英語図書館の視察と釜山英語図書館が提供している英語プログラムやそ

れらの利用状況を明らかにするために図書館長にインタビューを行った。

## 3. 釜山英語図書館

釜山英語図書館の施設は大きく分けると以下の2つに分かれている。

### (1) 英語資料室

Metamatrix社が開発した米国の読書標準指標である「読解力」および「文章の難易度」を示すLexile指数別に英語の図書が色別に分類されている。Green Corner Children(緑色)には32席あり、小学生レベルのLexile指数100から400の本が置かれている。Blue Corner Juniors(青色)は30席あり、中・高校レベルのLexile指数500から800の本がある。さらに、Orang Corner Adults(オレンジ)も30席あり、一般・英語専攻の学生・英語教師などが利用するLexile指数900以上の英語の原書が置かれている。また、書籍だけでなく、英語の漫画も多く置かれている。

### (2) World for Kids

World for Kidsは、3つの部屋に分かれている。Read to Meは就学前の子供が両親と一緒に本を読んだりするのに利用できる部屋であり、Lexile指数ではBR(Beginning Reading)の絵本が約2,000冊置いてある。その他、Fun Reading for Kids(英語の童話の読み書かせを行う)を行うための部屋Magic Clubと常設プログラムを行うStory Clubがある。

釜山英語図書館の特徴的なプログラムは以下の3つである。

(1) 自己主導型英語読書能力増進プログラム  
**Reading Star**

釜山英語図書館の最も大きな特徴の一つとして、SRI (Scholastic Reading Inventory) と SRC (Scholastic Reading Counts) による英語読書診断テストを取り入れている点あげられる。SRI とは Lexile を測定して、その能力に合った図書を推薦するコンピュータプログラムで、SRC とは本を読んでその本に関する問題を解く事後クイズプログラム(約10問題)で、自身が読んだ本の理解度を知ることができる。毎日実施しており、試験を受けたい場合は釜山英語図書館のホームページから申請する。

SRI と SRC を利用したプログラムに **Reading Star** という自己主導型英語読書能力増進プログラムがある。SRI を受験し、自身のレベルに合った図書を読んだ後、SRC を受験し自己の読書能力向上度を測り、さらに、英語で書いた読書レポートを英語の母語話者が添削してくれる。

(2) ボランティアのプログラム

ボランティアプログラムは2つある。

**Reading Buddy**

週1回小学生(メンティー)と中高生(メンター)で構成されたグループ活動で、メンター(英語童話の読み聞かせ活動を誠実に遂行できる中・高校生)がメンティー(英語童話を読み聞かせてもらうことに関心がある児童・小学生)に英語の本の読み書かせを行う。

**Fun Reading with Volunteers**

ボランティアメンバー(成人)が児童・小学1・2年生を対象に月～金の毎日英語の本の読み聞かせを行っている。

(3) 公教育強化のためのプログラム

公教育の支援としては以下のようなことを行っている。

① 教師研修教師研修

主に読書を通してどのように英語で討論するかについての理論と実践について学ぶ研修を行っている。

② 学校団体貸出

釜山市内の小中学校に英語の図書(1校あたり100冊以内)の貸し出しを行っている。

③ **Teacher's Book Club**

英語教員のためのプログラムで毎月第1・3土曜日に英語の指定図書を読んで釜山英語図書館所属の英語母語話者とともに与えられた主題に対し討議や討論を行う。

④ 中学生英語読書サークル

中学生を対象にした中学生英語読書サークルであり、英語の図書を読んで課題を作成し、クイズを解き、さらに、釜山英語図書館所属の英語母語話者と討論を行う。

### 3. 考察

第一に、英語と接する機会が不足する EFL(English as a Foreign Language)環境の児童にとって、子ども英語図書館は持続的な英語の入力手段として効果的であるといえるであろう。日本において韓国のような子ども英語図書館をすぐに設立するのは難しいが、廃校になっている学校や既存の公共の図書館の建物を改装し、英語の書籍を揃え、英語のプログラムを提供することによって、英語のみの空間を作ることが可能であると思われる。

第二に、釜山英語図書館の最大の特徴は、SRI と SRC の英語読書診断テストを取り入れている点であろう。特に、自己主導型英語読書能力増進プログラム **Reading Star** では自身の SRI 指数に合った図書を読み、読書レポートを英語で書いて英語の母語話者に添削してもらい、SRC で理解度を確認していくことができる。ただ本を提供するだけでなく、英語の読書力の伸びを知ることができるため、児童や保護者にとって英語の読書を継続する助けになるであろう。

第三に、英語プログラムや SRI と SRC の英語読書診断テストや公的支援などはかなりの予算が必要となるため日本で簡単には行うことができないが、成人や中高校生を活用したボランティア活動は日本においてもすぐにも取り入れることができるのではないと思われる。

なお、補助資料として「韓国の子ども英語図書館 釜山英語図書館 教育格差対策としての図書館の役割を考える」(YouTube で視聴可能) [https://youtu.be/mkALbc\\_zzT0](https://youtu.be/mkALbc_zzT0) を作成した。

# 図書館との比較からみた 場としてのアーカイブズの位置づけ

河村俊太郎<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 東京大学

<sup>†</sup>n-kawa@ka2.so-net.ne.jp

本発表では、図書館と比較して、アーカイブズは物理的な場をどのように位置づけており、物理的な場を通じて両者はどのように連携しうるのであるかを先行研究を通じて検討した。その結果、図書館はコミュニティーを越えての交流を行うための位置づけも物理的な場にある一方、アーカイブズでは特定のコミュニティー内の交流を深めるものとして物理的な場が位置づけられており、コミュニティーを超えた交流について図書館が中心になることで両者の連携が深まる可能性が示唆された。

## 1 はじめに

現在、MLA 連携、GLAM 連携などの名称で、図書館、博物館、アーカイブズとの連携に関する議論が進められている。その中でもアーカイブズと図書館は、資料のメッセージや利用をある程度重視した組織であるなど博物館との間よりも共通する点が多い<sup>1</sup> ことで、以前にもまして関係を結びやすくなっている、あるいは下記に述べるように境界があいまいとなりつつある。それでは、両者はどのように連携すべきなのか。本発表では物理的な場に焦点を絞っていきつつ、これを大きな問いとして設定する。

さて、図書館とアーカイブズの連携がすすめられる前提となる重要な点として、両者が扱う資料のデジタル化、ネットワーク化がますます進展していることがあげられる。こうした資料のデジタル化、ネットワーク化により、図書や雑誌など図書館が主に扱う複製された資料と、公文書や古文書などアーカイブズが主に扱う 1 点しかない資料との境目があいまいになる、あるいはポーンデジタルの資料に代表されるそういった境界がそもそも存在しないものが出現している、また、いつでもどこでも利用者は資料へのアクセスが可能になるなどのことが起こっている。その結果、図書館とアーカイブズの境界があいまいになり、また資料が保管されている物理的な場が両者において果たす役割についての変化が起きている。

そうした中、デジタル化、ネットワーク化した電子図書館に対抗して“場としての図書館” (library as place) という概念によって、図書館における物理的な場は、所属するコミュニティーへの利用

者の帰属意識の構築や民主主義の維持の過程に位置づけられるなど、一定の意味があることがしばしば述べられている<sup>2</sup> が、それに対して、アーカイブズにとって物理的な場はどのように位置づけられるのだろうか。そして、この物理的な場についての検討から、アーカイブズと図書館の連携に対してどのような示唆ができるのか。

ここで、用語の定義について述べる。本発表ではアーカイブズとは、“継続的に利用する価値があるので保存された” 記録史料 (資料) を保存、閲覧利用できる建物とする。アーカイブズには記録史料そのものという意味もある<sup>3</sup> が、本発表では、アーカイブズにおける物理的な場の位置づけ、あるいは物理的な場を持つべきかどうかを明らかにすることを 1 つの目的とするため、建物として検討する。図書館については、MLA 連携、場としての図書館の議論の中心となっている公共図書館を本発表ではまず主な対象とする。

## 2 目的

本発表では、以上の問題意識を受け、以下の点について明らかにすることを目的とする。

- 1 (公共) 図書館と比較して、アーカイブズにとって物理的な場はどのように位置づけられるのか、あるいはそもそも必要なのか
- 2 物理的な場をつうじて、アーカイブズと図書館はどのように連携しうるのであるのか

## 3 手法

CiNii と図書館情報学分野の学術データベースである Library & Information Science Collection を用いて検索した国内外における場としてのアー

カイブズについてあつかった先行研究の検討を行った。その検索結果を管理、建築、コミュニティという観点で分け、場としての図書館の研究との比較を行った。

#### 4 場としてのアーカイブズの議論

場としてのアーカイブズについての議論はデジタル化、ネットワーク化による“ポスト保管”(post-custodial)のパラダイムに対抗する形であられるようになり、Duranti<sup>4</sup>はまさに Archives as a place というタイトルの論文の中で場の重要性について論じている。Durantiは、“アーカイブズの敷居を越える”(cross the archival threshold)ことが重要であり、それにより作成された記録が信頼できるのかという信頼性(reliability)と保管されている記録が改ざんなどされていないのかという真正性(authenticity)、特に後者が記録に与えられると論じており、主に資料を管理する場としてのアーカイブズについての重要性を述べている。

だが、Cunningham<sup>5</sup>は、一方でアーカイブズ「のみ」が真正性を与えられるという議論は影響力を失いつつあるとしている。また、Durantiが対抗視している“ポスト保管”のパラダイムの中では、利用する場所は利用者にとってもはや重要でなくなっている、ということが論じられていることも指摘されている。

一方、アーカイブズの建築としての役割は、優れた管理をどのように行うのかという面から検討されることが日本ではほとんど<sup>6</sup>であるが、Koltunは、カナダのガティノー保存センターを例に、不変の真正性とそれへの対抗、という両者が入り乱れて不安定化している様子が描き出されていることを指摘しており<sup>7</sup>、アーカイブズ建築の象徴的な場としての役割についても論じている。

コミュニティについては、特にコミュニティアーカイブズについての検討から述べられている。コミュニティアーカイブは、LGBTQやエスニックマイノリティー、スポーツクラブといったあるコミュニティの記録を、そのコミュニティが中心となって、伝統的なアーカイブズ、博物館、図書館の区別にとらわれず収集したアーカイブズで、1980年代来、英米などで注目されている<sup>8</sup>。Battley<sup>9</sup>は、アーカイブズ、特にコミュニティアーカイブズとしての場の議論から、資料が生み

出されたコンテクストとしての場の重要性について述べている。Caswellら<sup>10</sup>も、アメリカのLGBTQや日系人のコミュニティアーカイブズの物理的な場には、第2の「家」、あるいは自分のアイデンティティーにかかわる政治的な議論の生成空間というような役割があることを実証的に明らかにしている。ただし、物理的な場の必要性はコミュニティによって違うのではないか、ということもCaswellらは示唆している。

#### 5 場としての図書館の議論

“場としての図書館”も、ネットワーク化、デジタル化による電子図書館に対抗する形で最初はあられ、最も早い時期にはBirdsallのもの<sup>11</sup>などがあり、現在においても多くの研究が国内外でなされている。公共図書館に限っても、出会いの場や民主主義の基礎となる公共圏<sup>12</sup>、祭りのように現実に存在しつつ“他なる場所”であるヘテロトピア<sup>13</sup>、あるいは地域における居場所<sup>14</sup>としての場となっているなどの指摘があげられる。ただし、その議論には、多くの資料を利用できる場、資料が詰まった本棚がある場というイメージは登場しはするが、それよりも、デジタル化、ネットワーク化した資料も含めて“居心地のよい図書館をつくる方向”<sup>15</sup>にすすんでいるといえる。

建築としての図書館については、利用者の行動から見た図書館建築の役割の検討<sup>16</sup>や人々の図書館建築へのイメージの検討<sup>17</sup>などがあり、図書館が建築によって象徴される(あるいは建築では象徴できない)場としての役割について議論がなされている。この中で図書館は、伝統的な建築であることが求められる一方、新しい建築を取り入れ、多様なニーズを取り入れていくことももう一方で求められており、利用者の多様化によって図書館建築も多様化していることが論じられている。

コミュニティについては、上記のように様々な属性の人々の出会いの場や公共圏としての図書館として機能していることが指摘されている。その中では民族、文化、社会、世代を超えて人々が交わることができる、あるいはそれらがお互いに見えないまま利用できる場として、図書館は位置づけられている<sup>18</sup>。

## 6 場としてのアーカイブズと場としての図書館の比較

以上を踏まえ、場としてのアーカイブズと場としての図書館の比較を行い、本発表の2つの問いに答えていく。

まず、図書館と比較して、アーカイブズにとって物理的な場はどのように位置づけられうるのか、についてみていく。複製物が中心となり、居心地の良い場所となることについての議論が主である図書館においては、物理的な資料の管理については、場としての図書館の議論の中ではあまり取り扱われておらず、アーカイブズについても資料を管理する場としては“ポスト保管”的なパラダイムの影響力が強く、デジタル化、ネットワーク化によって、アーカイブズに物理的に資料が配置される必要は必ずしもない、という論が一定の地位を得ている。

建築としてのアーカイブズは、図書館に比べて日本では特に利用者にとってのアーカイブズ建築が象徴するものの研究は進んでいないが、海外の研究を手がかりにすると、真正性などが求められるアーカイブズの伝統的な役割が変わりつつあることを建築によっても示しており、図書館と同様アーカイブズにおいても、果たす役割を象徴したものとなっていることが論じられている。

また、コミュニティについては、特にコミュニティアーカイブズにおいて、その建築と資料の結びつきや第2の「家」としての役割など、場の重要性が論じられている。ただし、アーカイブズによっては物理的な場は必要ないという指摘もある。また、図書館のように様々な属性の人々の出会いの場という点から論じられることもアーカイブズはない。

以上のように、アーカイブズをみていくにはそのアーカイブズごとのコンテキストを検討していくことがまず重要である<sup>19</sup>。デジタル化、ネットワーク化が進む現代、アーカイブズは資料の真正性を示すための唯一の場では必ずしもなくなっているが、一方、コミュニティアーカイブズのように、コミュニティを維持するための場として位置づけられる側面も存在している。

次に2つめの問いである、図書館とアーカイブズを結びつける際に物理的な場はどのような役割を果たしうるのかについてみていく。両者とも建築はその役割を象徴していることを活かしつつ、

資料を保管する場（というだけ）ではなく、コミュニティを維持、形成するための存在であることを強調することで、物理的な場は両者を結びつける存在となりうる。

ただし、伝統的に多様な利用者コミュニティを対象とする図書館と、アーカイブズ、特に物理的な場と資料と特定の利用者コミュニティが密接したコミュニティアーカイブズは一見相反する。それを乗り越えるためには、Cookの指摘する、コミュニティを基盤としつつメインストリームともつないでいく、というアーカイブズについての新たなパラダイム<sup>20</sup>を、図書館を含める形で適用することが有効であると考えられる。多様なコミュニティを受け入れる図書館が、多様なアーカイブズによる多様なコミュニティをその中に含み、コミュニティをつなぐ存在となっていく、そうすることで、物理的な場を通じて図書館とアーカイブズはより密接に連携し、かつ図書館とアーカイブズが置かれた地域のコミュニティ全体の連帯にも貢献することとなる。

## 7 おわりに

本発表では、図書館、特に公共図書館と比較して、アーカイブズにとって物理的な場はどのように位置づけられうるのか、そして両者の連携が叫ばれる中で両者はどのように物理的な場を通じて連携しうるのか、ということを実行研究の検討を通じて明らかにすることを目的とした。その結果、資料を管理する場としてのアーカイブズ概念は“ポスト保管”のパラダイムの中で批判されているが、建築としてのアーカイブズは図書館と同様に、アーカイブズが果たす役割の象徴となっていることが論じられていた。また、特にコミュニティアーカイブズにおいては、物理的な場がコンテキストによっては重要であることも示された。ただし、アーカイブズは特定のコミュニティの中の結びつきを強くする傾向がある一方、図書館は多様なコミュニティを超えての交流を促すものでもある点が異なっている。そして、図書館とアーカイブズを結びつける際に物理的な場はどのような役割を果たしうるのかについては、図書館が様々な（コミュニティ）アーカイブズをつなぐ場として機能すれば、より密接な連携が可能となり、地域のコミュニティにも貢献しうることが示唆された。

今後の課題としては、4つあげられる。場としてのアーカイブズについての海外の文献検索を図書館情報学分野以外にも広げて行うこと、大学や学校などにアーカイブズと図書館の範囲を広げること、図書館とアーカイブズが積極的に連携している場、例えば両者の複合施設のような場で実際にどのように連携が行われているのかについて検討し、特定のコンテキストでの場としての図書館とアーカイブズの連携の現状を実証的に検討すること、そして、MLA連携の要素でありながら本研究では触れられなかった博物館における場の検討について行うことである。

## 注

- 1) 田窪直規, 「博物館、図書館、文書館の連携、いわゆる MLA 連携について」, 日本図書館情報学会研究委員会 (編), 『図書館・博物館・文書館の連携』, 勉誠出版, 2010, pp. 12-13.
- 2) e.g. 久野和子, 『「第三の場」としての学校図書館: 多様な「学び」「文化」「つながり」の共創』, 松籟社, 2020, 209p., pp. 21-65.
- 3) 文書館用語集研究会, 『文書館用語集』, 大阪大学出版会, 1997, 172p, p 2, 65, 131.
- 4) Luciana Duranti, Archives as a place, *Archives and Manuscripts.*, 1996, 24(2), pp. 242-252.
- 5) エイドリアン・カニンガム, 「アーカイブズ機関」, スー・マケミッシュ, マイケル・ピゴット, バーバラ・リード, フランク・アップウォード (編), 『アーカイブズ論 記録のちからと現代社会』, 明石書店, 2019, p. 99.
- 6) e.g. 青木睦, 「文書館建築設計の基本」, 国文学研究資料館史料館 (編), 『アーカイブズの科学 上巻』, 柏書房, 2003, pp. 396-418.
- 7) Lilly Koltun, The architecture of archives: Whose form, what functions?, *Archival Science*, 2002, 2(3), pp. 239-261.
- 8) Rebecka Sheffield, Community archives, Heather MacNeil (ed.), *Currents of Archival Thinking 2nd edition*, Libraries Unlimited, 2017, pp. 351-376.
- 9) Belinda Battley, Archives as places, places as archives: Doors to privilege, places of connection or haunted sarcophagi of crumbling skeletons?, *Archival Science*, 2019, 19, pp. 1-26.
- 10) Michelle Caswell, Joyce Gabiola, Jimmy Zavala, Gracen Brilmyer, and Marika Cifor, Imagining transformative spaces: the personal-political sites of community archives, *Archival Science*, 2018, 18, pp. 73-93.
- 11) ウィリアム・バーゾール, 『電子図書館の神話』, 勁草書房, 1996, 254p.
- 12) e.g. Svanhild Aabø and Ragnar Audunson, Use of library space and the library as place, *Library & Information Science Research*, 2012, 34(2), pp. 138-149.
- 13) Gary Radford, Marie Radford, and Jessica Lingel, The library as heterotopia: Michel Foucault and the experience of library space, *Journal of Documentation*, 2015, 71, pp. 733-751.
- 14) 根本彰, 「「場所としての図書館」をめぐる議論」, 『カレントアウェアネス』, (286), 2005, pp. 21-25.
- 15) *Ibid.*, pp. 22.
- 16) 中井孝幸, 「利用行動からみた「場」としての図書館に求められる建築的な役割」, 『情報の科学と技術』, 2013, 63(6), pp. 228-234.
- 17) Alistair Black, 'We don't do public libraries like we used to': Attitudes to public library buildings in the UK at the start of the 21st century, *Journal of Librarianship and Information Science*, 2011, 43(1), pp. 30-45.
- 18) Aabø and Audunson, *op. cit.*, pp. 143-144.
- 19) Adrian Cunningham, Archives as a place, Heather MacNeil (ed.), *Currents of Archival Thinking 2nd edition*, Libraries Unlimited, 2017, pp. 53-79.
- 20) Terry Cook, Evidence, memory, identity, and community: Four shifting archival paradigms, *Archival Science*, 2013, 13, pp. 95-120.

# 横浜市学校司書の業務に関する質問紙調査分析

高橋今日子<sup>†</sup> 角田裕之<sup>‡</sup> 河西由美子<sup>‡</sup>

<sup>†</sup> 鶴見大学大学院文学研究科  
3012401@stu.tsurumi-u.ac.jp

<sup>‡</sup> 鶴見大学

## 抄録

本研究の目的は、横浜市学校司書の業務の実態と業務に対する意識を明らかにすることにある。方法として、横浜市学校司書を対象に郵送による質問紙調査を行った。資格免許保有率は教員免許 47%、図書館司書 46%、司書教諭 14%であった。学校図書館業務の「整備」、「奉仕」の領域の実施率が高く「協力体制」及び「図書以外の資料に関する業務」は実施率が低い。59%の学校司書が「その他の業務」を行っていることが明らかになった。

## 1. 研究の背景

学校司書は、学校図書館法に明記される 2014 年以前より事務職員として学校図書館の業務に従事してきたが、採用や雇用の形は様々であった。

横浜市は 2013 年 10 月から 4 年計画で学校司書の配置を進め、2016 年 500 校全校に配置を完了した。500 名規模の学校司書を配置した自治体は過去に例を見ないが、6 年目となる 2018 年、雇用契約を更新しない学校司書があり 31 校が未配置となったと報じられた (2018 年 4 月 13 日神奈川新聞デジタル版)。

## 2. 研究の目的と方法

### 2.1 研究の目的

本研究は、2019 年時点での横浜市学校司書の業務および業務に対する意識を明らかにすることを目指したものである。

### 2.2 研究の方法

質問紙により、学校司書の属性、学校図書館の環境、業務内容および学校司書の業務に対する意識を調査する。業務については「学校図書館に関する職務分担表」(全国学校図書館協議会 2019)<sup>1)</sup>をベースに、予備調査を踏まえて筆者が加筆修正質問項目を策定した。あわせて学校司書の業務に対する意識を調査し、また心理尺度を用いて学校司書の「バーンアウト」<sup>2)</sup>を測定することとした。

## 3. 先行研究

平久江祐司は「日本の小学校図書館担当者の職務の現状と意識に関する研究：学習情報センターにおける図書館担当者の職務構成の在り方」<sup>3)</sup>で 11 市 438 小学校の図書館担当者に質問紙調査を実施し、2010 年には中学校図書館担当者を対象に調査を実施している<sup>4)</sup>。中学校の調査では「より多様な学習ニーズ」「学校図書館の情報化への遅れ」と「非定型的活動」を課題として示している。

横浜市学校司書を対象にした研究には、木内公一郎「横浜市学校司書配置政策の形成過程」<sup>5)</sup>と小竹諒「学校司書の職場適応行動の特徴：プロアクティブ行動の視点から」<sup>6)</sup>がある。木内は、学校司書の配置政策形成過程を明らかにし、雇用条件に資格要件が入らなかった経緯を述べている。小竹は、学校司書が職場適応において「仕事の学習の機会、仕事の時間配分、仕事のレベルの高さ」を課題とすることを明らかにしている。しかし、横浜市学校司書の行っている実際の業務内容には言及していない。

## 4. 調査概要

### 4.1 質問紙作成の経緯

2019 年 5 月に予備調査①として横浜市学校司書および元学校司書 7 名を協力者とし、「職務分担表」<sup>7)</sup>を用いて、「実施業務」「課題のある業務」に関し、聞き取りを行った。2019 年 7 月、業務の課題の背景を明らかにするため、予備調査②を行った。予備調査①とは異なる横浜市学校司書 7 名に、半構造化インタビューを行った。2020 年 2 月、神奈川県、東京都の公立小・中学校の学校司書 11 名を対象にパイロット調査を

実施し質問紙の最終修正を行った。

#### 4.2 質問紙の加筆、修正項目

予備調査①の結果、学校司書の実施業務は「職務分担表」の48業務のほかにも22あり、課題とする業務は18あった。予備調査②の探索的インタビューデータについては共起ネットワーク分析を行い、その結果から、Q3に「採用時期と校数」の質問を追加し、「情報共有の課題」について、コンピュータやインターネット環境を問う質問を追加した。予備調査により業務が広範囲であることが明らかになったため、Q48に「その他の業務」の記述欄を設けた。

実施業務の内容に加えて、「業務に対する意識」を問う項目Q49、Q50を設け、「最も負担が大きい業務」と「負担を感じる理由」を追加した。「負担を感じる理由」の選択肢は予備調査②の分析結果に基づいた。また予備調査②の分析から、学校司書は、人的環境、情報環境、自己の能力と業務の関係に広く課題意識を有する状況が見られたため、業務の負担感の要因を明らかにすることを目的に「仕事の負担感」を測定する項目を追加した。

パイロット調査の回答をふまえて、質問紙に修正を施し「その他の業務」は、3枠から6枠に追加した。「バーンアウト」の質問に対しては、「心理的な状態に関しては答えづらい」という意見があったものの、業務実施の負担感と、属性、環境、業務との関係を明らかにすることを目的に残存させた。

#### 4.3 質問紙の構成

質問紙の項目は、「1. 属性と環境」では18項目(性別・年代・学校司書の経験年数・採用時期・これまでの勤務校数・これまでの勤務校種・保有資格及び免許・日常の情報活用(2)・勤務日数・勤務時間・校種・学級数・蔵書冊数・校内LAN設置状況・インターネット接続状況・パソコン台数・タブレット配備数)を設定した。「2. 学校図書館業務」は48項目で全国学校図書館協議会の「職務分担表」を基礎とした47項目に、オリジナルの項目「Q48 その他の業務」を加えた。業務の実施のほか「3. 業務に対する意識」を3項目設定した。その他「4. 自由記述」を設け、「学校図書館の業務について日常感じている

こと」の記述を求めた。

#### 4.4 調査の実施

調査は、郵送による質問紙調査とし、2020年2月22日から2月24日に発送した。送付先は、横浜市立小学校340校、中学校145校、義務教育学校2校(学校司書各2名)、特別支援学校10校に勤務する学校司書499名とし、各学校の学校長、学校司書あてに郵送にて調査への協力を依頼した。

質問紙回答期限は2020年3月10日とした。回答数は222名であり、そのうち無効は4名、有効回答は218名、回答率は43.6%であった。有効回答の内訳は、小学校144名(42%)、中学校65名(46%)、義務教育学校4名(100%)、特別支援学校4名(40%)校種不明が1である。

### 5. 質問紙調査分析結果(第一次分析)

#### 5.1 属性

回答者の性別内訳は、216名が女性で、男性は2名であった。年代は40代から60代で92%を占め、20代、30代は7%であった。経験年数は1年以下24名を含む6年以下が185名(85%)、7年以上が32名(15%)であった。採用時期については横浜市の初期5年間の雇用年限を終え、更新して勤務する6期A、7期Aは回答者の23%であった。

保有資格、免許については複数回答で重複もあるが、教員免許が96人(47%)、図書館司書94人(46%)、司書教諭のみ28人(14%)、まったく資格を持たない人が45人(22%)であった。

学級数は2学級から47学級と幅があり、蔵書冊数は5000冊から7999冊が61校(28%)、8000冊から10999冊が97校(44%)、11000冊から13999冊が37校(17%)と全体の89%を占めている。最も蔵書冊数が多い学校図書館は27000冊(中学校・11学級)であり、最も少ない館は1158冊(特別支援学校・6学級)であった。

情報環境については図書館内のLAN整備率33%、インターネット接続率は65%であった。パソコンの設置数は、1台が41%と最も多く、検索のできるパソコンがないと答えた回答が39%あった。一方、10台以上設置されている学校図書館は16校あり、設備状況の格差が判明した。タブレットPCの未配備の学校図書館が64%

であった。

## 5.2 業務の実施状況

業務に関する47の質問は、回答218のうち集計不能の2名を無効として分析を行った。5件法で回答を求め間隔尺度のデータとして選択肢ごとに集計した。その後、平久江<sup>8)</sup>の手法にならない業務ごとに平均値、標準偏差を算出しそれを基に偏差値を算出した。偏差値上位の業務は表5-1のようになった。上位は「職務分担表」(全国学校図書館協議会)のカテゴリでは「E学校図書館の整備」「F奉仕」の領域の業務であった。一方、下位の業務(表5-2)では「D協力体制」と「E学校図書館の整備」が多く見られた。

表 5-1 業務実施の偏差値上位の業務

| 順位 | 業務          | 偏差値  | 領域         |
|----|-------------|------|------------|
| 1  | 11 図書資料の配架  | 61.9 | E 学校図書館の整備 |
| 2  | 37 書架整理     | 61.5 | F 奉仕       |
| 3  | 44 返却の督促    | 60.7 | F 奉仕       |
| 4  | 39 展示、掲示    | 60.6 | F 奉仕       |
| 5  | 46 図書館環境の美化 | 60.3 | F 奉仕       |
| 6  | 8 データ入力、削除  | 60.0 | E 学校図書館の整備 |
| 7  | 25 レファレンス   | 60.0 | F 奉仕       |
| 8  | 43 返却       | 60.0 | F 奉仕       |
| 9  | 10 図書資料の装備  | 59.8 | E 学校図書館の整備 |
| 10 | 41 館内閲覧事務   | 59.3 | F 奉仕       |

表 5-2 業務実施の偏差値下位の業務

| 順位 | 業務               | 偏差値  | 領域     |
|----|------------------|------|--------|
| 47 | 22 視聴覚機器の操作と管理   | 28.6 | E 整備   |
| 46 | 15 雑誌記事索引の作成     | 29.5 | E 整備   |
| 45 | 21 図書以外の資料の修理    | 30.9 | E 整備   |
| 44 | 17 目録作成と編集       | 32.6 | E 整備   |
| 43 | 16 紙媒体以外資料の収集、選定 | 33.2 | E 整備   |
| 42 | 2 児童、生徒へ公共図書館利用支 | 34.0 | D 協力体制 |
| 41 | 18 図書以外の資料の装備    | 34.7 | E 整備   |
| 40 | 4 他館との情報資源共有化    | 34.7 | D 協力体制 |
| 39 | 19 図書以外の資料の配架    | 37.4 | E 整備   |
| 38 | 3 団体貸出           | 40.3 | D 協力体制 |

(注：E 整備⇒学校図書館の整備)

Q48「その他の業務」の業務を行っているという回答した人は128名(59%)であった。おもな「その他の業務」の内容は表5-3のとおりになった。9業務のうち「C指導」領域の業務が4業務、「B学校図書館の運営」の職務が2業務見られた。「児童・生徒の見守り」は「職務分担表」の領域には存在しない。

表 5-3 その他の業務上位5

| 「その他の業務」  | 人数 | 「職務分担表」領域 |
|-----------|----|-----------|
| 図書委員会指導   | 59 | C指導       |
| ボランティア    | 48 | D協力体制     |
| 学校図書館整備   | 43 | B学校図書館の運営 |
| 児童・生徒の見守り | 33 | —         |
| 資料の紹介     | 32 | C指導       |

## 5.3 業務に対する意識

### 5.3.1 負担感のある業務

最も負担が大きい業務を48項目から1つ選択、負担感の大きい理由は14項目から1つ選択してもらい項目を整理した。結果は表5-4のとおり、上位は「蔵書点検」「その他の業務」「メディアの除籍・廃棄」となった。負担感の大きい理由は図5-1のとおり、上位は「勤務時間の不足」「その他の理由」「学校図書館の機能や学校司書の業務の学校全体での共有不足」「資料が十分でない」であった。「その他の理由」の主なものは、着任前から蓄積した資料に関する業務(データ未登録、除籍の未処理・蔵書構成・資料の修理)および教職員の協力が得られないこと、公共図書館の団体貸出の物流であった。

表 5-4 負担感の大きい業務上位10

| 業務              | 人数 | 「職務分担表」領域  |
|-----------------|----|------------|
| 23 蔵書点検         | 28 | E 学校図書館の整備 |
| 48 その他の業務       | 26 | —          |
| 24 メディアの除籍・廃棄   | 13 | B 学校図書館の整備 |
| 28 児童・生徒の学習資料準備 | 13 | F 奉仕       |
| 5 発注            | 9  | E 学校図書館の整備 |
| 33 図書館だよりの発行    | 9  | F 奉仕       |
| 44 返却の督促        | 9  | F 奉仕       |
| 1 教員の教材準備支援     | 8  | C 指導       |
| 35 教員向け学習資料提供   | 8  | F 奉仕       |
| 47 季節の飾りつけ      | 7  | F 奉仕       |

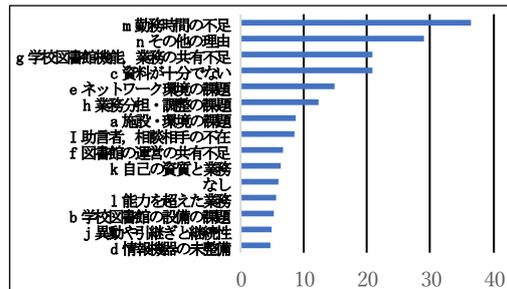


図 5-1 負担感の理由

### 5.3.2 バーンアウト傾向

負担感に関する質問には、186名(85%)の回答があり「負担感なし」は6名であった。ま

た属性に関する質問では、雇用年限を超えて更新して勤務している学校司書は23%である。学校司書が業務において消耗するとすれば、どのような系統的なストレスによるか明らかにすることをめざしてバーンアウト尺度を用いた。

バーンアウトの概念化は、Maslach のグループが自己完結尺度(Maslach Burnout Inventory) MBI を生み出し<sup>9)</sup>、修正したものが日本版バーンアウト尺度<sup>10)</sup>で17項目にまとめられている。

このバーンアウト尺度を用いて5件法で回答を求め、各項目の点数を主成分法によって因子を抽出し、バリマックス回転後、Rで読み込ませ因子負荷量0.5以上を負荷量の高い項目とした。その結果、表5-5のように3因子を選択した。第1因子(factor1)は「個人的達成感」に対応する因子であり、第2因子(factor2)は、「情緒的消耗感、対応力の低下」、第3因子(factor3)は「脱人格化」とした。

表5-5 バーンアウト尺度の因子負荷量

|    | Factor1 | Factor2 | Factor3 | Factor4 |
|----|---------|---------|---------|---------|
| O  | 0.800   |         |         |         |
| M  | 0.783   |         | -0.108  |         |
| Q  | 0.693   |         |         |         |
| I  | 0.663   | -0.118  |         |         |
| D  | 0.572   | -0.181  |         |         |
| B  | 0.524   | 0.334   | 0.135   |         |
| P  | 0.148   | 0.661   | 0.168   |         |
| C  |         | 0.618   | 0.231   | 0.138   |
| A  | -0.122  | 0.589   | 0.405   | 0.100   |
| G  |         | 0.575   |         | 0.148   |
| L  | -0.121  | 0.574   |         |         |
| H  | -0.139  | 0.565   |         | 0.101   |
| E  |         | 0.239   | 0.861   |         |
| J  |         | 0.313   | 0.614   |         |
| F  |         | 0.310   | 0.531   | 0.349   |
| No |         |         | -0.170  |         |
| K  |         | 0.261   | 0.255   | 0.294   |
| N  | -0.131  | 0.280   | 0.222   | 0.922   |

## 6. 現状のまとめと展望

横浜市学校司書は、経験年数2年から6年、年齢的には40代から60代の中高年齢層が中心のコミュニティであり、資格免許保有率は教員免許47%、図書館司書46%、司書教諭14%である。学校図書館の蔵書冊数、情報環境には格差が見られた。「職務分担表」の「整備」、「奉仕」の領域の業務実施率が高く「協力体制」及び「図

書以外の資料に関する業務」は実施率が低い。59%の学校司書が「その他の業務」を行っている。「業務に対する意識」では、とくに蔵書点検、その他の業務に負担を感じ、負担感が大きい最大の理由は「時間の不足」と「資料が十分でないこと」である。バーンアウト尺度の測定では、3つの因子が明らかになった。

今後は第一次分析の結果をもとに、属性と業務実施偏差値との相関、属性と「業務に対する負担感」の相関を明らかにする。あわせてバーンアウト傾向の測定の後、経験年数、年齢など属性との関連、勤務校規模、業務の実施度など状況的な要因との関係を明らかにする予定である。

## <謝辞>

本研究の質問紙調査、予備調査、パイロット調査にご回答、ご協力いただいた学校司書の皆様に心よりお礼を申し上げます。

## 引用文献

- (1) 全国学校図書館協議会「学校図書館に関する職務分担表」  
<https://www.j-sla.or.jp/pdfs/20190101syokumubuntanhyou.pdf>(参照 2020-08-05)
- (2) 久保真人, 田尾雅夫「看護婦におけるバーンアウト-ストレスとバーンアウトとの関係」『実験社会心理学研究』vol. 34, no. 1, 1994, P33-43.
- (3) 平久江祐司「日本の小学校図書館担当者の勤務の現状と意識に関する研究-学習情報センターにおける図書館担当者の職務構成のあり方」『Library and information science』2008. vol. 59, P1-39.
- (4) 平久江祐司「日本の中学校図書館担当者の勤務の現状と意識に関する研究-学習情報センターにおける図書館担当者の職務構成のあり方」『Library and information science』2010. vol. 63, P19-39.
- (5) 木内公一郎「横浜市学校司書配置政策の形成過程」『図書館界』vol. 69, no. 4, 2017, p216-234.
- (6) 小竹諒, 平久江祐司「学校司書の職場適応行動の特徴:プロアクティブ行動の視点から」『日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集』2019, P63-66.
- (7) 前掲, 1)
- (8) 前掲, 3), p. 9.
- (9) 久保真人, 田尾雅夫「バーンアウトの測定」『心理学評論』1992, 35巻, 3号, P. 361-376.
- (10) 久保真人『バーンアウトの心理学-燃え尽き症候群とは』2004, サイエンス社

# 国際バカロレアにおける図書館の位置づけについての考察

根本 彰<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 所属なし anemoto@keio.jp

抄録

日本でも、50校ほどで導入されている国際バカロレアディプロマプログラム (IBDP) の歴史と現状、学校図書館がどのように位置づけられているのかについて、IB 本部の公式文書および外国での研究成果を基に整理した。1970年代から始まったプログラムは探究学習を中心とし、学校図書館は必置であるが、専門職員配置については曖昧であった。2000年代に進められた A. Tilke の研究及び実践は専門職員配置について一定の成果をもたらしつつある。

## 1. はじめに

国際的にももっとも先進的な初等中等教育のカリキュラムとされている国際バカロレア (IB) の教育課程は基本的に探究学習 (inquiry based learning) を中心にしており、学校図書館は必須の位置づけになっている。その位置づけの根拠、理由、そして現状を文献によって明らかにすることにより、今後の学校図書館の役割を明確化することが本研究の目的である。対象を高校レベルにおける International Baccalaureate Diploma Programme (IBDP) のカリキュラムに絞り、資料として IB 本部が出している手引書、IB 設立に関わって重要な役割を果たした A. D. C. Peterson の自伝、それ以外の国内外の関連文献を用いた文献研究を行う。

IB と学校図書館の関係の研究は国際的にも国内的に見てもまだ始まったばかりである。そのなかで重要な先行研究として、横浜インターナショナル・スクールでの勤務経験もある A. Tilke が国際バカロレアと学校図書館をテーマにした論文で博士号を取得したものがある。<sup>1)</sup> 彼はその後自らの経験と研究をまとめた著作を発表し、この分野において先導的な役割を果たしている。<sup>2)</sup>

日本では雑誌『学校図書館』2019年6月の「国際バカロレアと学校図書館」の特集があつて、東京都立国際高等学校、東京学芸大学附属国際中等教育学校、茗溪学園中学校、仙台育英学園高等学校における取り組みが報告されている。<sup>3)</sup> 東京都立国際高校の高松美紀は、同じく IBDP が学校図書館の設置を前提とした探究学習による教育課程をもつことを明らかにしようとしている。<sup>4)</sup>

IBDP は大学カリキュラムと中等教育カリキュ

ラムをつなぐ数々の提案を行っているが、その核心にあるのはどの教科でも行われ、また、そのための特別の科目が用意されている探究学習である。本発表は、それを日本の教育改革という文脈に位置づけたときの課題を明らかにすることを目的にする。

## 2. IB の略史と現状

スイスのジュネーブは国際連盟や国際労働機構 (ILO) の本部があつた国際都市であるが、1968年にその外交官の子弟を集めたジュネーブ・インターナショナル・スクールで、母国での大学進学できるように1つの国の制度や内容に偏らない世界共通の大学入学資格及び成績証明書を与えるために用意したプログラムが母体のひとつである。ほかにも、1960年代にウェールズのアトランティック高校、国際学校協会 (ISA) や国際学校試験委員会 (ISES) などのいくつかの国際団体における議論があつた。加えて、英国のオックスフォード大学教育学部長だつた A.C.S. Peterson が IBO (International Baccalaureate Organization) の初代ディレクターとなり、理論面・実務面のリーダーとなつた。<sup>5)</sup> IBDP のカリキュラムの考え方は Peterson の思想に基づくところが大きい。

1970年に11校で始まつた IB 校は、その後のグローバル化の影響で徐々に増え、1990年には世界で301校となつた。それが2020年7月現在で世界158か国の IB 参加校 5,284 が延べ7,002 プログラムを提供している。<sup>6)</sup> ここ30年間での伸びが急激であつたことがわかる。

日本では、文部科学省が「国際バカロレア教育推進コンソーシアム事務局」を設置し、学習指導

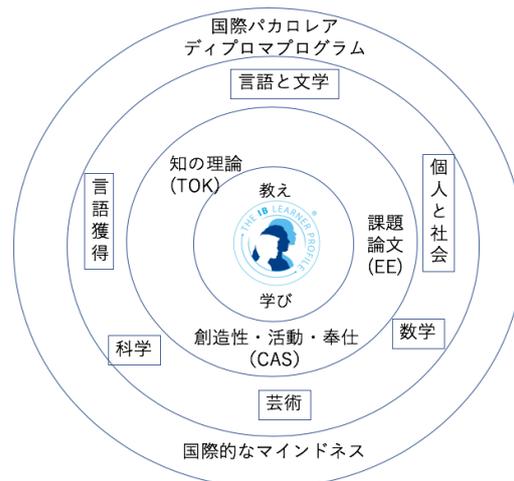
要領とIBDPの両方を学びやすくするための省令改正や一部の科目を日本語で行うデュアルランゲージディプロム（日本語 DP）の導入を行ったこともあり、設置学校数は増えている。2020年6月現在で、IBプログラム認定校数83校（うちPYP実施校43校、MYP実施校19校、DP実施校51校）であり、そのうち学校教育法第1条に規定されている学校（1条校）は44校である。<sup>7)</sup>

### 3. 教育課程の構造

IBDPの教育課程について、欧米の教育思想のなかで4人の思想家の思想が大きく影響したとされている。それは経験主義教育のJohn Dewey、スコットランドのサマーヒルスクールで進歩主義を実践したA. S. Neil、スイスの発達心理学者で構築主義教育学を唱えたJean Piaget、認知心理学の創始者の一人で構成主義教育学を主張したJerome Brunerの4名である。<sup>8)</sup>これらの人たちの教育観は人の学習は自らの経験や知的な行為そのものによって知を構築したり構成したりすることによって成立するというものである。日本でも次期の学習指導要領で大きく取り上げられている探究学習を導く教育思想である。

IBDPのカリキュラムは、言語と文学、外国語、社会、理科、数学、芸術の6領域の科目に加えて、教科横断的なコア科目として「知の理論 (Theory of Knowledge: TOK)」「課題論文 (Extended Essay: EE)」「創造性・活動・奉仕 (Creation, Activity and Service: CAS)」の3科目によって構成されている。(次図)

各科目のカリキュラムは構成主義的な学習観に基づく探究学習を中心に進める。日本の学習指導要領では学習内容を体系化して示し、基本的に学習者はその全体を学ぶことを前提にしているが、IBDPでは指導要領に当たるものではなくて、学習内容は各学校あるいは教員に委ねられている。多くの科目でいくつかのトピックについての概説を読んでから、「なぜ」それが起こったのか、それが「何を」もたらしたのか、ほかの事象との関係は「どうなのか」といった問いを立てて、それに自分で答えを用意して発言し、発表し、エッセイにまとめるということを繰り返す。これはどの教科においても同様であって、理解したあとに理解したものをもとにした意見交換と言葉による表現



が要求されているところが日本のものとの違いである。また、IBDPの課程の最後にある最終試験は筆記で行われる。課題が出てそれに対してエッセイを書くタイプで総合的な理解力と表現力を見るものである。

「知の理論 TOK」は知識の獲得の仕方について哲学、倫理学、心理学、科学基礎論、科学方法論、社会学、歴史学などの複数分野の方法をもとにするもので、他にない独自の科目である。人間が知識をどのように得てきたのか、学問や科学が発展するにしたがって社会はどのように発展してきたのかを課題にする。そしてその知識を構成するのに、探究的な方法を用いて小論文を書き口頭発表を行う。知の理論 TOK はフィロソフィの原義である知を愛することに戻って、知の獲得の方法を自身で確認する作業を行うことが期待されている。この科目ができる経緯について、Peterson は後に回顧して、大学に入る前の年齢のヨーロッパの子どもたちが共通にもつ弱点として、個別教科ごとにある強い枠組みが生徒の横断的学びを妨げていることと、子どもたちが学術知と教科学習との関係を理解することができないことを挙げている。彼はこれを論じるときに Bruner を引用し、カリキュラムが教科横断的かつ構成主義的な考えに基づくものであることを示している。<sup>9)</sup>

「課題論文 EE」は、生徒が関心のあるトピックの個人研究に取り組み、研究成果を4000語(日本語の場合8000字)の論文にまとめるものである。生徒は、大学での学習に必要な独立研究のリサーチスキルや記述力を身につけることが掲げられている。論文が単に調べたことをまとめるものではなくて、仮説を立て、データを収集し論文と

してまとめるための研究のスキルや、論文としての文章の書き方、文献の参照・引用の方法などについて担当教員の指導を受けながら学ぶものである。この科目も大学教育と中等教育をつなげるものとして最初から重視されていた科目である。

#### 4. IBDP における学校図書館の位置づけ

これらコア科目のうちの二科目は探究的な問題解決学習を中心とし、それ以外の科目でも学習の多くは探究的な方法を採用しているため、IBDP では学習資源としての資料やメディアが常に必要とされ、そのための図書館が必ず設置されている。国際バカロレア本部が作成している「プログラムの基準と実践要綱」にも「校内およびネット上の学習環境や、施設、リソース、専門機器類を、プログラムの実施に活用すること」「図書館、マルチメディア、およびリソースが、プログラムの実施において中心的役割を果たすこと」「学校は、グローバルな諸問題や多様なものの見方に関する情報にアクセスできるようにすること」が明記されている。<sup>10)</sup>

また文科省が用意している『国際バカロレア認定のための手びき』には、DP の導入にあたり、申請校は、「生徒が課題を調査・研究するための学習環境や図書館、安全な器具が整備された理科実験室などを準備する必要がある」とし、「図書室・書籍の関係」として「1クラス全員が同時にグループワークを行えるスペース,」「書籍カタログへのアクセス」「いくつかの外国語の新聞・雑誌へのアクセス」を挙げている。また、申請した各校に対して3日間の訪問審査があるが、そこには「教職員（校長、コーディネータ、各教員、図書館司書など）との面談」が組み込まれている。<sup>11)</sup>

A. Tilke は2009年にIBDP課程をもつ複数の学校における観察や生徒と教員への質問を通じた質的研究を発表し、IBDPカリキュラムが学校図書館の存在なしに進められないにも関わらず、教員や学校管理者がそれを十分に認識していなかったことを明らかにした。<sup>11)</sup>

彼は、複数の国のIBDPで学校図書館がどのように位置づけられているかについて、学校管理者、教員、生徒に対するインタビューを行い、質的分析を行った。その研究によると、まず学校図書館は、生徒が効果的に学習できるように、適切な場

所に設置され、カリキュラムを推進する雰囲気をつくりそれを維持していくことに重点が置かれている。また、課題論文 (EE) において、参考文献リストを作成したり、引用や参照のスキルを提供したりする支援が一般的に行われているものである。教員が学校図書館に対して抱くイメージは、前任校での教師としての経験あるいは自らの生徒としての経験に基づいていた。また、図書館情報学における学校図書館専門職モデルは、当時のIBDPの教員モデルと相容れないものがあつたことを指摘している。

IBDPの学習は学習資料を提供する専門のLibrary/ianがないと成立しないというのがTilkeの考えである。彼はこの研究の後、2010年代に学校図書館専門職員モデルとIBDPとをつなぐ役割を買って出て、学校図書館とIB教育の会合の場で積極的なプロモーション活動を行うようになった。こうして2010年代中頃以降に学校図書館職員のことが公式文書に登場してくる。

先程紹介した文書類がそうであるし、DPプログラムの設置の仕方について詳細に述べた*DP: From principles into practice*(2015)にも、学校図書館のことが多くの箇所で見出しで記述されており、探究学習における図書館およびそこに置かれる専門職員の役割が重要であることを強調している。たとえばEEを実施するためには教員からEEコーディネーターを指名しIB資料『DP手順ハンドブック』に示されているEEの評価プロセスと手順に沿って実施する、その仕事のなかに、「図書館司書と協働し、リサーチスキルに焦点をあて学問的誠実性を保証する優れた参照方法の重要性を強調する」という項目がある。<sup>12)</sup>そして、IBDPを進める教職員として、教員が分担して各種のコーディネーターを務めることが示され、探究学習に用いる学習リソース提供を支援する役割が司書 (librarian) の役割であるとしている。

教職員の「専門能力の開発」の記述において、IBDPの運営に関わるスタッフとして各科目の担当教師以外に、「学校図書館司書、管理職、カウンセラー、学習支援担当教師、DPコーディネーター、CASコーディネーターなど」が挙げられ、司書はその筆頭に置かれているところにも重要性の評価が見られる。ただし、学校図書館司書の資格要件についてはIBの文書には明示されていない。これは、国によって学校図書館職員養成基準

が異なっているので一律の規定で縛れないからだ  
とされている。

さらにまた 2018 年に IB 事務局から *Ideal Libraries* というタイトルの文書が出されている。<sup>14)</sup>  
これは 500 人以上の IB 校の図書館員への質問紙  
調査を行い得られたデータを基に、図書館情報学  
の研究者と実務家 (A. Tilke も含まれる) の議論  
によるものである。学校において学習者と教員の  
ための場所でありコレクションでありサービスで  
ありスタッフであるという学校図書館の基本的位  
置づけの確認から始まり、そこでの司書  
(librarian) のアーキタイプ (原型) として、学  
習者のために教員と連携する teacher librarian, コ  
レクションに関わる school and district librarian,  
多様なメディアを扱う media specialist, 場所とメ  
ディアの双方のデザインを行う designer librarian,  
場所と資料によって学習者に関わる student life  
librarian の 5 つに加えて、これらを統合したイメ  
ージである super librarian を示している。これは  
ガイドラインではなくて、関係者向けのディスカ  
ッション・ペーパーとして出されていることから、  
すでにこれをもとにした議論が始まっている。<sup>15)</sup>

## 5. まとめ

IBDP はカリキュラム展開において学校図書館  
について一定の位置づけを行っていたが、学校図  
書館専門職の位置づけの議論は十分に行われてい  
なかった。2010 年代になって、Tilke による研究  
成果を基にした働きかけの動きがあって制度化の  
動きが見られるようになった。日本でも学校図書  
館の位置づけは同様に行われているが、専門職の  
議論はようやく始まったばかりである。IBDP の  
カリキュラムは専門職の配置抜きに運用できない  
ことは明らかで、その際の専門職の定義等の議論  
はこうした国際的な動きを参考にして行われるべ  
きである。

\*本研究は日本学術振興会科学研究費による成果であ  
る。 (「知の理論 (TOK)」に基づく学校図書館モデル  
構築の研究」19K12721)

## 引用文献

(1) Tilke, Anthony. *Factors Affecting the Impact of a Library and Information Service*

*on the International Baccalaureate Diploma Programme in an International School: A Constructivist Grounded Theory Approach*. A thesis submitted to Charles Sturt University for the degree of Doctor of Philosophy. September 2009.

- (2) Tilke, Anthony, *The International Baccalaureate Diploma Program and the School Library: Inquiry-Based Education*, Libraries Unlimited, 2011.
- (3) 「特集 国際バカロレアを支える学校図書館」『学校図書館』824 号, 2019, p.36-56.
- (4) 高松美紀 「IB 教育で重視される学校図書館」東京学芸大学国際バカロレア教育研究会編『国際バカロレア教育と教員養成：未来をつくる教師教育』学文社, 2020. p.77-84.
- (5) 岩崎久美子, 大迫弘和編著『国際バカロレアの現在』ジエース教育新社, 2017.
- (6) <https://www.ibo.org/about-the-ib/facts-and-figures/>
- (7) <https://ibconsortium.mext.go.jp/ib-japan/authorization/>
- (8) “Key influential educationalists”  
<https://www.ibo.org/globalassets/digital-toolkit/presentations/1711-presentation-history-of-the-ib-en.pdf>
- (9) Peterson, A. D. C. *Schools Across Frontiers: The Story of the International Baccalaureate and the United World Colleges*, Open Court, 1987, p.46-48.
- (10) International Baccalaureate Organization. *Standards and Practices*. Cardiff, UK: International Baccalaureate Organization, 2014. 日本語版「プログラムの基準と実践要綱 2014 年 1 月 1 日から適用」
- (11) 文部科学省大臣官房国際課『国際バカロレア認定のための手引き』2015.  
<https://ibconsortium.mext.go.jp/wp-content/themes/ibconsortium/pdf/ib-japan01.pdf>
- (12) Op.cit.(1)
- (13) 『DP：原則から実践へ (日本語版)』International Baccalaureate Organization, 2020, p.54.
- (14) *Ideal Libraries: A Guide for Schools*, International Baccalaureate Organization (UK) Ltd, 2018.
- (15) Tilke, A., School library concepts developed by an inquiry-approach curriculum organization, *Proceedings of the 48th IASL Conference*, Dubrovnik, Croatia, October 21-25, 2019.

# 公共図書館需要の移転に関する実証的分析

池内 淳(筑波大学)

atsushi@slis.tsukuba.ac.jp

## 抄録

公共図書館の閉鎖や休館、新館開館など様々な要因によって利用量が増減した際、その増減した需要はどこへ移転するのかを明らかにするため、図書館の貸出点数に関する空間的自己相関分析を行った。その結果、年度によって異なるものの、図書館間の貸出点数について負の空間的従属性が存在しており、需要の移転が認められた。また、自治体間における図書館の貸出点数と書籍雑誌販売金額等との相関分析の結果、貸出と書籍売上との間に需要の移転は認められなかった。

## 1. 研究背景と問題意識

英国公共図書館の草創期について McColvin<sup>1)</sup> は、図書館に対する需要が供給を生み出したのではなく、供給が需要を生み出したのであり、その後、世界各国において同様の現象が起こっていると述べている。では反対に、既に図書館需要の存在する所から供給を停止するか、あるいは、減少させた場合、その需要はどこへいくのであろうか。

図書館の改築や新館建設の際、一定期間計画的に休館したり、水害や震災などのために急遽休館となることも珍しくない。また、日本では全国的に図書館数は概ね増加傾向にあるといえるものの、図書館が閉鎖される場合もあるし、長期的にみれば、将来の人口減少によって公共図書館を財政的に維持し続けることが困難となる自治体の生じることも予想される。

こうした休館や閉館の際、図書館利用者はどのような代替的行動をとるのであろうか。たとえば、(1)自治体内外の他の図書館を利用する、(2)図書館と類似の機能を果たす他の施設やサービスを利用する、(3)利用者の個人的嗜好にしたがって図書館とは異なる対象に時間を振り向けることなどが想定される。

また、新規に図書館が設置されることによって、潜在的需要が顕在化し、それまで図書館を利用していなかった市民が図書館を利用するようになることがあるという一方で、近隣地域にある既存の図書館の利用者が減少するといった事例も報告されている<sup>2)</sup>。

もちろん、開館や閉館以外にも、図書館の利用量に変化をもたらすさまざまな要因が存在する。そうしたなんらかの理由によって、図書館の利用が増加(減少)したとき、その近隣の図書館の利用が減少(増加)するといったことが、個別的事象としてではなく、全国の公共図書館において系統的に観測されるならば、図書館需要は非弾力的な財であると捉えることができるであろう。

そこで、本研究の目的は、図書館間や自治体間における需要の移転の有無やその様態を実証的に明らかにすることである。これによって、図書館需要が代替性の低い固有のものであるか、あるいは、比較的代替性の高いものであるかといった性質について考察することが可能となる。

## 2. 先行研究

1970年代以降、図書館の再配置、閉鎖、新館開館による利用への影響に関する研究が行われている。

Jones と King<sup>3)</sup> は、英国マンチェスターで、地元のショッピングセンターから新しい市民センターへの公共図書館の再配置の影響について調査し、新館への移転によって全体的な利用は増加した一方で、60代以上の利用者の比率は34%から11%へと大幅に減少したことを報告している。

Hayes と Palmer<sup>4)</sup> は、米国ロサンゼルスにおける分館の閉鎖について、当初、最も近くの分館に利用者が移行するものと予想していたが、近隣の分館群の利用増は20%に止まり、結果として、年間5万冊の利用が消失したと述べている。

Proctor ら<sup>5)</sup> は、英国において1986年から1997年の間に閉鎖もしくは利用時間の短縮された図書館の影響について調査したところ、回答者の88%が利用を減らし、同じく18%が完全に図書館を利用できなくなったと報告している。

Koontz ら<sup>6)</sup> は、1999年から2003年の間に米国において閉鎖された図書館について調査し、閉鎖の影響を受けているのは、全国平均よりも収入や学歴の低い層であることを明らかにしている。

Suvak<sup>7)</sup> は米国の25の新館を対象とした調査において、開館の翌年に貸出冊数が平均44%増加したことを報告している。また、Collin と Burgin<sup>8)</sup> は、米国において1975年から1985年にかけて建設さ

れた10の新しい中央館について、やはり開館の翌年に、貸出冊数の劇的な増加があり、それは図書館の規模にかかわらず生じたと述べている。

図書館の利用は、図書館の蔵書・職員・予算といったインプットや、住民の社会経済学的・人口統計学的属性だけではなく、図書館と利用者の居住地との間の距離にも依存している。図書館を利用するために長距離を移動する利用者にとって、図書館サービスは非弾力的なサービスであると言える。こうした距離と需要の弾力性についての研究も行われてきた。

Bundy<sup>9)</sup>は、米国メリーランド州において、最近隣の図書館を使わない利用者とその理由について尋ねた結果、54.3%はより大きな蔵書のため、3.9%は近隣の図書館が休館中のため、3.8%はより良い駐車施設があるためであったと報告している。

Gallup社<sup>10)</sup>は、米国ニュージャージー州において、自宅から徒歩圏内にある小規模図書館と、自宅から車で移動する必要のある大規模図書館のどちらを好むのかを尋ねており、その結果、18~34歳の層、ビジネスマン、大卒者、独身者の多くが、より大きな図書館を選択することが分かった。

Palmer<sup>11)</sup>やShaughnessy<sup>12)</sup>は、分館と比較して、より専門的な資料へのニーズを満たす中央館への移動は、非弾力的であることを示した。WilsonとFigura<sup>13)</sup>は、米国デラウェア州における図書館調査の結果、仕事関連で図書館を利用している場合、平均的な利用者よりも、高い頻度で15分を超える移動を受け入れていることを報告している。

### 3. 空間的自己相関分析

#### 3.1 方法論

図書館への需要が非弾力的であるとする先行研究はいずれも利用者等へのアンケート調査に基づいており、かつまた、特定の州や地域を対象としたものである。そこで本研究では、日本全国の図書館を対象とした実測データに基づいて、図書館間や自治体間における、需要の移転の実態を明らかにするために、空間的自己相関分析を行った。

具体的には、図書館のアウトプット指標である貸出点数について、当該年度と前年度との差をとったのち、Global Moran's I<sup>14)</sup>を算出して、空間的従属性が存在するかどうかを検証した。Global Moran's Iの算出式は以下の通りである。

$$I = \frac{n \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n w_{ij} (x_i - \bar{x})(x_j - \bar{x})}{(\sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n w_{ij}) \sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})^2}$$

$n$ は対象地域における地点(地区)の総数(ここでは自治体数や図書館数)、 $x_i$ は $i$ 地点における属性値(ここでは貸出点数)、 $\bar{x}$ は属性値の平均値、 $w_{ij}$ は地点 $ij$ 間の空間重み付け行列の要素を示している。また、空間重み付け行列とは、地点(地区)間の近接性を表現した行列である。

Global Moran's Iは直感的にはPearsonの積率相関係数に空間重み付け行列の要素を組み込んだものであり、対象データが空間的な系列相関をもつか否かを確認することができる。また、概ね-1~1の値をとり、1に近づくとき空間的にクラスター化しており、-1に近づくとき空間的に分散化しており、0に近づくとき空間的近接性と属性値の相関は低く、ランダムに分布していると解釈することができる。したがって、ある図書館において利用量が増加(減少)したとき、近隣図書館における利用量が減少(増加)するならば、I統計量は有意に負の値を示すことになる。

また、すべての地点について一意の値を算出するGlobal Moran's Iに対し、地点ごとの空間的自己相関の値を算出するLocal Moran's I<sup>15)</sup>は以下の数式で表すことができる(変数の解釈はGlobal Moran's Iと同じ)。

$$I_i = \frac{(n-1)(x_i - \bar{x})}{\sum_{j=1}^n (x_j - \bar{x})^2} \cdot \sum_{j=1, j \neq i}^n w_{ij} (x_j - \bar{x})$$

データ収集について、図書館に関するデータは日本図書館協会の『日本の図書館 統計と名簿』を利用し、行政区域データは国土交通省による「国土数値情報」(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)を用いた。また、分析にはArcGIS Pro 2.5.2を用いた。

#### 3.2 自治体レベルの分析結果

自治体間の近接性を定義するために、クイーン型1次隣接行列(頂点と線分を共有する場合1、それ以外は0となる)を用いた。2013年度から2018年度までの6年間の自治体ごとの貸出点数について当該年度と前年度との差を求めたのち、Global Moran's Iを算出した(→表1)。なお、ここでは、都道府県立図書館を含まない場合と、都道府県立図書館について実際に設置されている基礎自治体の実績値に合算した場合(例:北海道立図書館の貸出点数を江別市に合算する)との2パターンのデータを作成した。

その結果、I統計量はいずれもきわめて低い正の値を示し、無相関の検定について統計学的に有意で

はなかった。そこで、各々の自治体における貸出点数について Local Moran's I を算出するとともに、クラスター・外れ値分析を行い、周辺地域と比較して有意に貸出点数の増減の多い、もしくは、少ない自治体を検出した。その結果、いくつかの自治体および近隣自治体間において、とくに新館開館の際に、貸出点数の移転と解釈できる事象が確認された。

表 1. 自治体レベルの Global Moran's I (貸出)

|         | 都道府県含む | 都道府県除く |
|---------|--------|--------|
| 2018-17 | 0.012  | 0.022  |
| 2017-16 | 0.032  | 0.025  |
| 2016-15 | 0.029  | 0.024  |
| 2015-14 | 0.016  | 0.024  |
| 2014-13 | 0.007  | 0.006  |
| 2013-12 | 0.020  | 0.016  |

### 3.3 図書館レベルの分析結果

次に、図書館レベルの空間的自己相関分析を行った。図書館の位置情報については、『日本の図書館統計と名簿』の住所データを緯度経度座標値に変換した<sup>16)</sup>。また、図書館間の近接性は平方ユークリッド距離の逆数によって定義した。2013年度から2018年度までの貸出点数について当該年度と前年度との差を求めたのち、Global Moran's I を算出した。

表 2 は 2018 年度の図書館データについて、各々の図書館と最近傍の図書館との距離の基本統計量を示したものであり、併せて、自治体内の図書館と自治体外の図書館についても集計した。

表 2. 最近傍図書館間の距離(2018)(単位:m)

|      | 自治体内    | 自治体外    | 全体      |
|------|---------|---------|---------|
| 平均値  | 3,725   | 6,590   | 4,982   |
| 標準偏差 | 3,162   | 6,702   | 5,229   |
| 最大値  | 22,573  | 71,863  | 71,863  |
| 中央値  | 2,780   | 4,959   | 3,635   |
| 最小値  | 0       | 191     | 0       |
| 図書館数 | 1,849 館 | 1,446 館 | 3,295 館 |

表 3 は 2013 年度から 2018 年度までの貸出点数の前年度からの増減について Global Moran's I を算出したものである。ここでは表 2 に示した実際の図書館間距離を参考に、2km、5km、閾値なしの三段階の閾値を設定した。

その結果、I 統計量はいずれも負の値を示しており、無相関の仮説は棄却されている。年度によって異

なるものの、図書館間において一定の需要の移転の存在したことが確認できる。とくに 2018 年度については 2km 圏域において -0.556 という負の相関関係が見られた。

表 3. 図書館レベルの Global Moran's I (貸出)

|         | 2km       | 5km       | 閾値なし      |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 2018-17 | -0.556*** | -0.247*** | -0.143*** |
| 2017-16 | -0.333*** | -0.143*** | -0.060*** |
| 2016-15 | -0.090**  | -0.101*** | -0.023*** |
| 2015-14 | -0.069*   | -0.064*** | -0.025*** |
| 2014-13 | -0.386*** | -0.188*** | -0.083*** |
| 2013-12 | -0.382*** | -0.123*** | -0.036*** |

\*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

### 4. 回帰分析と残差の空間的自己相関分析

ここでは、図書館レベルにおいて貸出点数の増減を従属変数とし、開館日数と蔵書冊数の増減を独立変数とする線形回帰を行うとともに、残差の空間的自己相関分析を行った(→表 4)。

2016 年度は貸出点数の増減に関する空間的自己相関が相対的に低かった一方で、線形回帰の結果、決定係数が 0.547 と他年度と比較して高い値を示している。このことから、他の年度では近隣の図書館の貸出点数の増減によって当該図書館の貸出点数の増減を説明できるのに対して、2016 年度については、当該図書館の蔵書冊数や開館日数の増減が貸出点数の増減に大きく寄与していることが明らかになった。

表 4. 回帰推定と残差の空間的従属性(貸出)

|                   | 2018-17   | 2017-16   | 2016-15  |
|-------------------|-----------|-----------|----------|
| 切片                | -987*     | -3580***  | -7941*** |
| 開館日数              | 525***    | 622***    | 349***   |
| 蔵書冊数              | 0.505***  | 0.868***  | 1.865*** |
| 調整 R <sup>2</sup> | 0.187     | 0.190     | 0.547    |
| 残差 I              | -0.028*** | -0.027*** | 0.003    |
|                   | 2015-14   | 2014-13   | 2013-12  |
| 切片                | 2558***   | -3297***  | -6838*** |
| 開館日数              | 349***    | 264***    | 388***   |
| 蔵書冊数              | 0.203***  | 0.876***  | 0.643*** |
| 調整 R <sup>2</sup> | 0.068     | 0.179     | 0.147    |
| 残差 I              | -0.009    | -0.046*** | -0.008   |

\*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

## 5. 貸出と書店売上の相関分析

これまでの、図書館間の需要の移転について検討してきたが、ここでは、図書館と類似の機能を果たす他の施設やサービスへの移転の可能性について検討した。

具体的には、経済産業省による「商業統計調査」(現:経済構造実態調査)を用いて、自治体別の書籍・文房具小売業の年間商品販売額と、事業所数、従業者数、売場面積、人口、「日本の図書館」による自治体別の貸出点数との相関係数を算出した。

商業統計調査が概ね2年毎に実施されていたことから、ここでは、2年間の増減を扱っている。また、統計の利用可能性から書籍小売業のみではなく文房具小売業を合算したものを利用した。ただし、両者の自治体レベルの相関係数は0.999(2013年度)、0.997(2006年度)ときわめて高かった。

表5は書籍・文房具販売金額の増減と貸出点数の増減等との相関分析の結果である。販売金額の増減は事業所数、従業者数、売り場面積といった書店関連変数との相関は高い一方で、貸出点数との相関は小さく、無相関の仮説も棄却されなかった。このことから、自治体内における書店経由の書籍需要と図書館経由の書籍需要との間の移転は認められなかった。

表5. 書籍・文房具販売金額と貸出等との相関分析

|                       | 2015-13  | 2013-11  |
|-----------------------|----------|----------|
| 事業所数                  | 0.384*** | 0.453*** |
| 従業者数(人)               | 0.439*** | 0.469*** |
| 売場面積(m <sup>2</sup> ) | .0480*** | 0.430**  |
| 人口                    | 0.061*   | -0.049   |
| 貸出点数                  | 0.047    | 0.005    |

\*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

### 【注・引用文献】

- 1) McColvin, L.R. *The chance to read: public libraries in the world today*. Phoenix House, 1956, p. 23.
- 2) “那須塩原市／3図書館来館者が減少／他市新施設に流出か／利用調査でニーズ把握へ”. 下野新聞. 2016年2月17日, 朝刊, 18面.
- 3) Jones, A; King, M.B. “The effect of re-siting a library,” *Journal of Librarianship*. vol.2, no.3, 1979, p.215-231.
- 4) Hayes, R; Palmer, E.S. “The effects of distance

upon use of libraries: case studies based on a survey of users of the Los Angeles public library-central library and branches,” *Library Research*. vol.5, 1983, p.67-100.

- 5) Proctor, R. et al. *Access to public libraries: The impact of opening hours reductions and closures 1986-1997*. British Library Research and Innovation Centre Report 90, 1998, 152p.
- 6) Koontz, C.M. et al. “public library facility closure: An investigation of reasons for closure and effects on geographic market areas,” *Library and Information Science Research*, vol.31, no.2, 2009, p.84-91.
- 7) Suvak, D. “Opening day: what to expect in a new library,” *Wilson Library Bulletin*. vol.57, 1982, p.140-141, 190.
- 8) Collins, M.H; Burgin, R. “The effect of a new main library on circulation and other selected performance indicators,” *North Carolina Libraries*. vol.47, 1989, p.90-97.
- 9) Bundy, M.L. “Metropolitan public library use,” *Wilson Library Bulletin*. vol.41, 1967, p.950-961.
- 10) Gallup international, Inc. *The use of and attitudes toward libraries in New Jersey*. New Jersey State Library, Department of Education, 1976.
- 11) Palmer, E.S. “The effect of distance on public library use: A literature survey,” *Library Research*. vol.3, 1981, p.315-354.
- 12) Shaughnessy, T.W. “The influence of distance and travel-time on central library use,” Ph.D. dissertation, Rutgers University, 1970.
- 13) Wilson, R.A; Figura, R. *The library listens: Delaware library association survey, 1973*. University of Delaware, Division of Urban Affairs, 1974, 56p.
- 14) Moran, P.A.P. “Notes on continuous Stochastic Phenomena,” *Biometrika*. vol.37, no.1/2, 1950, p.17-23.
- 15) Anselin, L. “The local indicators of spatial association,” *Geographical Analysis*, vol.27, no.2, 1995, p.93-115.
- 16) ジオコーディングには、埼玉大学谷謙二研究室による Geocoding and Mapping. (<http://ktgis.net/gcode/>)を利用した。

# 公立図書館の指定管理者制度導入に対する地方議員の認識

松本直樹(慶應義塾大学)

matsumoton@keio.jp

## 【抄録】

本研究は、指定管理者制度導入の議論において、地方議員の図書館に対する認識を明らかにすることを目的とする。対象は 2019 年度までに指定管理者制度を導入した自治体のうちの市 (216 市) である。分析は KJ 法を用いて行い、合計で 104 の概念を抽出した。賛成の理由として、①社会情勢・自治体方針との整合性、②手続きの適切性、③他自治体図書館の成功、④図書館の失敗、⑤職員問題、⑥ガバナンス、⑦導入により期待される効果が、反対の理由として、①制度的不適合、②制度運用がもたらす課題、③手続き上の問題、④導入により危惧される問題、⑤職員問題、⑥本来のあり方、が明らかとなった。

## 1. 問題意識と関連文献

### 1.1. 問題意識

地方自治体において、地方議員は図書館のあり方に大きな影響を持つ。これは、地方議員は首長とならぶ二元代表制の一翼を担っているためである。確かに、首長と比較した場合、その影響力は限定的であるが、一定の影響力をもつことは間違いない。

これまで、地方議会で図書館の予算、新館建設、施設廃止、運営形態のあり方などが、しばしば取り上げられてきた。そこでは、多くの議論が交わされ、場合によっては首長の方針が覆ることもあった。

一定の影響力を持つ議会の地方議員が図書館にどのような認識を持っているのかは、図書館の運営にとって重要である。先行文献では、こうした議員の認識について検討されたこともあるが、十分明らかにされてきたとはいえない。

本研究では、指定管理者制度導入の議論において、地方議員の図書館に対する認識を明らかにする。このことは、地方議員が図書館の指定管理者制度にどのような期待をしているのか、さらには図書館一般にどのような役割を期待しているのか、を知る上で重要である。

### 1.2. 関連文献

地方議員の図書館への認識や指定管理者制度に対する認識を取り上げた文献は、これまでいくつかある。松本<sup>1)</sup>は埼玉県内 42 自治体を対象に 3 年

間の定例会の発言を分析している。指定管理者制度導入については、議員の関心の程度<sup>2)</sup>や議会における議員の対応<sup>3)</sup>、議員の認識の変化<sup>4)</sup>などの文献があるが、指定管理者制度に関わる地方議員の認識を自治体横断的に調査した文献はない。

## 2. 研究目的と方法

本研究の目的は、指定管理者制度導入に対する発言をとおして、地方議員の図書館に対する認識を明らかにすることである。具体的には以下のリサーチクエスチョン(RQ)を設定した。RQ1: 地方議員が指定管理者制度に賛成する理由はなぜか、RQ2: 地方議員が指定管理者制度に反対する理由はなぜか、である。

調査では、地方議会における指定管理者制度導入の際の議論を確認した。公の施設に対して指定管理者制度を導入する場合、地方自治法により条例で設置及び管理に関する事項を定める必要がある。そこで、条例制定時の定例会における討議を確認した。

指定管理者制度導入時期及び図書館設置条例の改正時期を例規集で確認した上で、各自治体の議会会議録の検索システムで「指定管理」「図書館」「条例」等のキーワードを入力し発言を検索した。事前に導入時期等を確認したのは、議会における議論の時期を推定するためである。

対象とした自治体は「市」である。「市」としたのは数が多く議会会議録の公開が進んでいるためである。

2019年までに指定管理者制度を導入した市は216市確認できた。対象となった自治体は全て議会会議録をウェブで公開していた。

指定管理者制度導入の条例改正に際しては、議会において通常、以下の流れで議論が行われる。まず、定例会において執行機関から提案・趣旨説明が行われる。そして、質問の後、委員会に付託される。委員会で実質的な議論が行われ、再び定例会で委員長から委員会報告が行われ、質疑および討議の後、採決される。一連のこうした流れの中で、本研究では議員の主張がまとまって表明される討議の発言を分析対象とした。発言以外に、発言の年、発言者名、政党名、賛否のデータを取得した。

発言はKJ法<sup>9)</sup>を用いて分析した。具体的には発言を読み込んだ上で、主張の根拠を抜き出し「概念」(KJ法の「表札」)を付与した。次に、概念を「グループ」にまとめ、新たな概念名を付与した。本研究では発言の多様性に留意し、出現回数が少ない発言であっても採用した。

発言の中には、文部科学省、総務省、日本図書館協会などのいわば権威があると見なされる機関の見解を参照しながら、主張を展開しているものが見られた。

### 3. 調査結果

#### 3.1. 調査結果の概要

調査した自治体数は216市である。このうち、データが得られた自治体は129市(61.4%)であった。得られなかった自治体は87市で、その内訳は、議論が行われなかったものが69市、議会会議録が遡及できず確認できなかったものが18市であった。得られた発言総数は268件であり、1自治体あたり2.08件である。賛否に関しては賛成が86件、反対は182件であった。政党では共産党所属議員が111名と多かった。その賛否は1人を除き全て反対であった。また、共産党に次いで多かったのは16名の公明党であり、すべて賛成であった。地方議会は政党組織率が低いことと、所属会派以上の情報を得られないことが多いことから、それ以上の分析はできなかったが、前記2政党以外は賛成が69名、反対は72名であった。

概念は全部で104であった。それらを「賛成」「反対」に分けた上で、グループに分けていった。概念のうち9つはグループに入れることができなかった。

#### 3.2. 賛成の意見 (RQ1)

指定管理者制度導入に対する賛成の概念数は38で、それらは7つのグループ(KJ法の「グループ編成の表札」)に分けることができた。7つは、①社会情勢・自治体施策との整合性、②手続きの適切性、③他自治体図書館の成功、④図書館の失敗、⑤職員問題、⑥ガバナンス、⑦導入により期待される効果、である。

①社会情勢・自治体施策との整合性(7, 数値は概念数。以下同様)とは、社会情勢や自治体施策に沿っていることを賛成の根拠としたものである。具体的には「社会情勢の要請」「行財政改革」「職員定数抑制」「効率的行政運営」「官民協働」「住民自治能力向上」など、近年の自治体運営で重視される事柄が挙げられている。また、指定管理者制度をすでに導入している「他施設導入の効果」もあった。

②手続きの適切性(1)の概念は一つである。手順を踏んだ条例改正であることを賛成の根拠としたものである。③他自治体図書館の成功(2)は、全国的に有名な図書館や近隣自治体図書館の「高い評価」「サービス向上」が根拠となっているものである。

④図書館の失敗(4)は、現状の図書館が抱える問題が、賛成の根拠となっているものである。そうしたものとして、「自己改善放棄」「利用者減少」「市民財産毀損」「活動停滞」などである。⑤職員問題(4)は、現状の問題として「非専門的職員による運営」「雇止め」が、また、指定管理者制度導入による「専門的職員雇用」「長期的雇用」が挙げられている。

⑥ガバナンス(7)は、導入時又は導入後、どのように指定管理者をコントロールするか、に関わるものである。これらの多くの発言は、指定管理者導入に対する懸念を払拭することを意図しての発言であった。まず、指定管理者の募集段階では、「仕様書・募集要項による統制」が挙げられる。次に、組織体制として「直営館統制」「所管部署設置」「第三者機関設置」が挙げられている。一方で、このことに関しては、行政の「関与継続への懸念」も示されている。そして、

運営の結果に対しては「実績による評価」「議会による評価」が挙げられている。

⑦導入により期待される効果(13)は、大きく3つに分類される。最初は「民間ノウハウの活用」である。これにより「サービス向上」「接遇向上」「新規サービス開発」「技術革新」が期待されている。次は「事業者による効果的運営」であり、それは「裁量の活用」により可能になり「開館日・時間拡大」が期待される。最後に「将来への期待」、具体例としては「にぎわい創出」「地域振興」「地域に根ざした運営」「新しい価値創造」が挙げられている。

### 3.2. 反対の意見 (RQ2)

反対の概念数は57で、それらは6つのグループに分けることができた。6つは、①制度的不適合、②制度運用がもたらす課題、③手続き上の問題、④導入により危惧される問題、⑤職員問題、⑥本来的あり方、である。

①制度的不適合(6)とは、法令の解釈やその主旨と関係して、図書館への指定管理者制度適用は望ましくない、というものである。具体的には「文部科学省による法解釈変更の不当性」「教育機関への適用の疑義」「知る権利保障機関への適用の疑義」「図書館の無料原則との親和性」「情報公開対象からの除外」「個人情報保護への懸念」である。

②制度運用がもたらす課題(10)には、指定管理者制度による運営の結果生じる問題と関係する概念をまとめた。指定期間の制限により「一貫運営ができないこと」、人件費抑制による「官製ワーキングプア問題」、無料原則等による「インセンティブ不在」、多様な職員混在による「偽装請負の懸念」、民間企業運営による「企業利益優先への懸念」などである。

また、企画・実施部門の分離による「企画立案からの阻害」、運営への「住民参加の困難性」、事業者が運営主体になることによる「ボランティア活動への悪影響」や「行政・公的機関との連携困難」「学校・学校図書館との連携困難」などである。

③手続き上の問題(12)とは、条例改正に向けた手続きに何らかの問題があるという主張である。まず、図書館の活動の目的や理念などが明示されない「理念提示の欠如」が挙げられる。次に、条例改正の「手

続きが拙速」であること、「手続きに瑕疵のあること」も挙げられる。前者と関連して、「行政のみの検討」「非専門家のみによる決定」の他、「市民の合意調達不足」などもある。また、「他自治体の研究不足」「行政の勉強不足」なども関連している。後者と関連して、「情報の隠蔽」「秘密主義」が挙げられる。

また、議会への提案段階であるにも関わらず、行政に「事業者との過度の密着」が見られること、「事業者の過度の優遇」も問題視されている。

④導入により危惧される問題(15)では、まず、基本的なこととして、図書館が直営でなくなることによつて、「市民の誇りの消失」が挙げられている。また、選択した事業者によっては「適格性に疑問」がある場合や「運営ノウハウの不足」が危惧されている。

運営・サービスに関しては、「指定期間の短さ」「コスト削減」「評価対象事項偏重」などにより、「サービスの低下」が危惧されており、他にも「市民ニーズの軽視」「労働集約的サービスの削減」などが懸念事項に挙げられている。同時に、事業者運営により「他自治体図書館との連携・ネットワーク」が困難になるともいわれている。

長期的には、事業者の「ノウハウの囲い込み」、行政側の「ノウハウの喪失」「評価能力の喪失」が危惧されている。また、先行自治体で見られるとされる「コスト上昇」も挙げられている。最後に、現状、すでに「コスト削減の限界」に来ており、導入により運営に支障を来すことが懸念されている。

⑤職員問題(6)の概念は、他のサブカテゴリに入るものもあるが、人に関わる問題としてまとめた方が適切と考え、一つにまとめた。まず、自治体の根本的問題として、「職員定数削減の不当性」が挙げられている。また、本来的には、経験豊富な専門的職員である「司書配置」が必要であり、そのことにより職員に「ノウハウの蓄積」がされると主張されている。

指定管理者制度導入に際しては、「職員の反対への配慮」や、「組合協議の非実施」も課題とされている。最後に、指定管理者制度に移行した場合の「残留職員問題」も懸念事項として挙げられている。

⑥本来的あり方(8)とは、まず、図書館は「文化的バロメーター」であることが挙げられている。そして、

販わい創出などより「本来の図書館」の実現こそ重要であること、そのためには、まず「自己改善」「専門的知識の運営への反映」こそが肝要とされている。また、指定管理者制度では企画実施の分離により「柔軟な対応」が困難であるが、直営では容易であるとされ、これこそが図書館本来の姿とされている。

具体的なサービスとして、図書館にとって重要な「資料要求への適切な応答」「選書・レファレンス」「課題解決支援」が指定管理者制度のもとで適切に実施されるか危惧されている。

#### 4. 考察

本研究では、指定管理者制度導入の議会の議論において、地方議員の図書館に対する認識を明らかにすることを目的とし、RQ1「地方議員が指定管理者制度に賛成する理由はなぜか」、RQ2「地方議員が指定管理者制度に反対する理由はなぜか」を検討した。

調査の結果、まず RQ1 については、①社会情勢・自治体施策との整合性、②手続きの適切性、③他自治体図書館の成功、④図書館の失敗、⑤職員問題、⑥ガバナンスの形態、⑦導入により期待される効果、を見いだすことができた。RQ2 については、①制度的不適合、②制度運用がもたらす課題、③手続き上の問題、④導入により危惧される問題、⑤職員問題、⑥本来のあり方、を見いだすことができた。

以上の分析を踏まえ、地方議員が指定管理者制度の議論をとおして図書館にどのようなことを期待しているのかを考えたい。これまで見てきた概念及びグループは、公の施設一般について述べているものと、特に図書館について述べているものが見られる。本稿では、議論を十分展開できないが、以下、試論として、グループに焦点を絞ってそれらを分けてみたい。

まず、抽出したグループのうち、指定管理者制度に固有のものは、賛—①社会情勢・自治体方針との整合性（「賛」は賛成、「反」は反対を表す、以下同様）、賛—②手続きの適切性、賛—⑥ガバナンス、賛—⑦導入により期待される効果、反—③手続き上の問題である。例えば、賛—②手続きの適切性は、

図書館に限らず、公の施設一般で求められる手続きという。

次に指定管理者制度導入という文脈ではあるが、図書館への議員の期待と関係するものとして、まず、賛—③他自治体図書館の成功、反—⑥本来のあり方が挙げられる。例えば、賛—③他自治体図書館の成功は、議員が図書館に期待していることの違いややすい例である。また、反—①制度的不適合、反—②制度運用がもたらす課題は、図書館行政が守るべき規範と議員が捉えているものである。

最後に、賛—④図書館の失敗、賛—⑤職員問題、反—④導入により危惧される問題、反—⑤職員問題、は議論の方向性を逆にすることで、議員の期待と解釈することができる。例えば、賛—④図書館の失敗の「利用者減少」は、議員が多くの市民に図書館が利用されることを期待していることの裏返しといえよう。

本研究の限界として、まず、コーディングを複数人で行っていない点が挙げられる。次に、グループ間の関係を十分整理できなかった点が挙げられる。これらは、今後の課題としたい。

#### 【注・引用文献】

- 1) 松本直樹「地方議員の図書館への関心に関する予備的考察：埼玉県市議会の議会会議録分析をもとに」『日本図書館情報学会誌』 vol. 54, no. 1, 2008, p. 39-56.
- 2) 安藤友張「公立図書館経営における指定管理者制度導入に関する現状調査」『日本図書館情報学会誌』 vol. 54, no. 4, 2008, p. 253-269.
- 3) 神崎英一「神栖市議会は図書館の指定管理者制度導入を全会一致で否決しました」『みんなの図書館』 no. 453, 2015, p. 2-7.
- 4) 佐藤聡子、佐藤翔「公立図書館への指定管理者制度導入時導入後の運営に地方公共団体関係者の認識が与える影響」『同志社図書館情報学』 no. 29, 2019, p. 61-89.
- 5) 川喜田二郎『発想法：創造性開発のために』中央公論社、1970、207p.

# インターネットアーカイブ訴訟の表層と深層： アメリカ著作権制度における権利者と大規模デジタル化組織との利害相克

山本 順一（放送大学）

e-mail: tamiyo1928@yahoo.co.jp

## 抄 録

コロナ・パンデミックに悩むアメリカで、2020年3月24日、非営利法人インターネットアーカイブは国家非常事態図書館プロジェクトを実施した。図書館所蔵の紙媒体書籍をデジタル化した電子書籍へのアクセスを世界中に公開したのである。この取組みに対して、アメリカの大手出版社4社はデジタル海賊版だとして、同年6月1日、ニューヨーク南部地区連邦地裁に訴訟を提起した。紙媒体図書館資料のスキャンについては、CDLという理念に基づいている。CDLが大きな争点となるこの訴訟の端緒と背景を検討する。

### 1. はじめに：大手出版社が非営利デジタルライブラリーを訴えた！<sup>1</sup>

2020年6月1日(月)、コロナ・パンデミックの最中に、アシェット・ブック・グループ、ハーパーコリンズ社、ワイリー社、ペンギン・ランダムハウス社のアメリカの大手出版社4社は、当時常設の Open Library サイトを基盤として限時的に‘国家非常事態図書館’ (National Emergency Library、以下‘NEL’)を運営していた非営利団体、インターネットアーカイブ (Internet Archive、IA)を相手取り、(大規模)著作権侵害を理由として、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した<sup>2</sup>。

### 2. 原告の訴状

#### 2.1 訴訟の原因と背景 (ground of action)

原告アシェット・ブック・グループなど出版社4社は、裁判所に53ページの訴状<sup>3</sup>を提出している。この訴状にあらわれた原告の主張から言い分(請求原因)を適示することによろう。

被告インターネットアーカイブは、その著作者と出版社に対して何らの許諾を得ず、ロイヤリティの支払いもせず、原告らの発行した印刷された著作権の存続する書籍をスキャンし、それらを含めてインターネット上に小説、児童書、などあらゆるジャンルの130万タイトル以上のデジタル海賊版 (digital piracy)をアップロードし、オープンライブラリー (Open Library)と称するサイトを公開し、意図的、組織的な著作権侵害行為の産物を広くサイバースペースに流通させている(通常の場合は、後に言及する‘Controlled Digital Lending’ (CDL)<sup>4</sup>と呼ばれるスキャンされた電子書籍ファイ

ルの貸出方式をとるが、NELではCDLによらずサーバへの同時アクセスを許容した)。被告は非営利法人とされるが、その実態は前述の著作権侵害行為から年間数百万ドルの収益をあげる、高度に商業性を帯びた企業である。

被告は、いわゆるCDLという理屈をでっちあげ、それを根拠として悪意ある大量著作権侵害を合理化しようとしている。

#### 2.2 請求の趣旨

原告大手出版社が提出した訴状の末尾にあげられている裁判所に対する請求趣旨申立て (prayer for relief)は、以下の7項目である。①「ふだんの‘Open Library’業務が悪意の著作権侵害を構成する」との宣言、②原告が権利を保有する著作物を扱う業務に関する予備的および恒久的差止めと違法な複製物の廃棄、③インターネットアーカイブの侵害行為によって発生した被害に対する法定損害賠償、あるいは④インターネットアーカイブが原告の権利を違法に侵害することによって得た利益を賠償額とする、⑤原告に弁護士費用を含む本訴訟の費用および経費の支払いを認める、⑥損害賠償額全額に判決前利息と判決後利息を付したものを認める、⑦裁判所が公正かつ適切と考えるさらなる異なる救済を与えること。そして、原告はすべての争点につき陪審裁判を求めている。

ちなみに、この訴訟提起によって、インターネットアーカイブが実施していたNELプログラムは、当初の予定とされた6月末日よりも2週間早く、6月16日に終結した。

### 3. 被告の答弁書

被告インターネットアーカイブは、連邦民事手続規則に従い、訴状提出の日に裁判所から訴状受領後 21 日以内に答弁書の提出を求められた。しかるに、被告は 6 月 25 日付けで民事手続規則に許されたさらに 28 日の猶予を求め、7 月 28 日に 26 頁の答弁書を提出した。

答弁書を埋める言葉の多くは、紋切型の陳腐な応答にすぎない。「否認する」、「インターネットアーカイブとしては、この節に示される原告の主張に対しては、それを認容するにも否認するにも、十分な知識ないし情報を有していないし、原告主張の基礎的事実に拠る限りにおいては原告の主張を否認する」、そして「この節に記された(原告が行う)申立てが(原告の立場からする一方的な)法解釈による断定を述べている範囲においては、(被告としては)それらに対しては応える必要を認めない」、さらには「(被告の申立てに)応答を求められる程度においては、インターネットアーカイブは原告の申立てを否認する」。このような言葉で、答弁書は埋め尽くされている。

#### 3.1 インターネットアーカイブの事業概要

インターネットアーカイブが提出した答弁書において、実のある応答をした部分をつなぎ、その事業概要を確認しておこう。インターネットアーカイブは、1996 年にブルースター・ケール(Brewster Kahle, 1960-)によって創設され、この訴訟には直接関係しないが過去のウェブページが検索できる Wayback Machine や連邦議会図書館(LC)所蔵のパブリックドメインにある資料のデジタル化なども行ってきた。インターネットアーカイブは、最近 10 年間にニューヨーク公共図書館など各地の図書館の所蔵資料をデジタル化する業務を提供し対価を得たり、利用者等も含む寄付、図書館サービス技術法にもとづく連邦補助金、ケール/オースチン財団を含む慈善団体その他諸機関からの補助金、その他で総計 1 億ドルの収入を得た。2017 年時点で保有する紙媒体資料をスキャンするために 150 人の職員を雇用し、2019 年の関係資料では 400 万冊以上の電子化書籍をオンラインで公衆に提供しているとされ、年間 50 万冊の紙媒体資料のデジタル化を目標にしているとある。インターネットアーカイブは、2006 年に「公刊されたすべての書籍にアクセス可能とする単一のウェブページ」の提供を目標として、Open Library を開設

した。利用者は、(以下でふれる CDL ルールに従い、暗号化され DRM で保護されたファイルを)1 度に 10 冊分まで、2 週間‘借りる’ことができ、各種情報端末で利用できる。

#### 3.2 被告インターネットアーカイブの抗弁

原告訴状、被告答弁書を一瞥すれば、全面対決の構図が鮮明である。被告インターネットアーカイブが行う主要な抗弁は、その大規模デジタル化とその CDL に依拠するアクセス提供が連邦著作権法 107 条に定めるフェアユース(公正使用)に該当すること、同法 109 条に定めるファーストセール・ドクトリンの適用を受けること、および被告の業務はプロバイダの責任を免責する同法 512 条(c)項にいう安全港(safe harbor)にあたるということで、これからのポイントをめぐる原告被告のやりとりがこの訴訟展開の焦点となる。

### 4. 伏線は Google Books 訴訟と大規模デジタル化についての議論

#### 4.1 Google Books 訴訟

‘Google Books 訴訟’<sup>5</sup>を覚えていられる人も少なくないと思う。日本では、慶應義塾大学が Google に協力し、同大学附属図書館が所蔵する著作権の存続期間が徒過し、パブリックドメインに繰り込まれている図書館資料の大規模スキャンを行った。慶應だけでなく、ミシガン大学、ハーバード大学、スタンフォード大学、オックスフォード大学やニューヨーク公共図書館などが世界の主要な図書館がパートナーとなって、図書館資料の大規模デジタル化が行われた。そこでスキャンされた図書館資料はパブリックドメインに限られなかった。著作権が存続する資料のスキャンを著作権侵害行為として、2005 年に全米作家協会(クラスアクション)、全米出版社協会(差止請求)が Google を、今回の事件と同様にニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴えた。Google と原告権利者側との間で和解交渉が行われ、当初の被告が原告らに総額 1 億 2,500 万ドルを支払うとの和解案に修正が加えられたが、これは結局裁判所の拒否にあった。2016 年、11 年に及んだ Google Books 訴訟についての連邦最高裁の最終判断は、Google が行った大規模デジタル化、データベースの作成、スニペットによる検索サービスの提供等の行為はフェアユースにあたるというものであった。また、別訴で Google に協力し、ミシガン大学等が共同設置

した HathiTrust が全米作家協会に訴えられたが、その研究者等に対するスキャン資料へのアクセス提供もまたフェアユースとされた。

#### 4.2 大規模デジタル化についての諸問題

Google Books 訴訟の過程で著作権処理が困難な多くの孤児作品(orphan works)の存在などが明らかになり、また私的契約についての司法判断の枠内で紙媒体図書館資料の民間企業による大規模デジタル化の問題を処理することの妥当性が問われる状況に至った。連邦憲法 1 章 8 条 8 項が意識され、著作権にかかわる基本的政策は連邦議会の立法権限に属し、司法判断にはなじまないと考えられたことが連邦最高裁の判決につながった。その過程で連邦司法省と連携していた連邦議会図書館著作権局は、2011 年 10 月、*Legal Issues in Mass Digitization: A Preliminary Analysis and Discussion Document*<sup>6</sup>を公表した。この権利者側の事前許諾、定型的補償、公的著作権情報管理機関(public repository)等にもふれている資料作成の中心人物が当時の著作権局長 Maria A. Pallante(1964-)で、現在は全米出版社協会の会長兼最高経営責任者である。

Google Books 訴訟を通じて立法的解決を期待された連邦議会がこれまでその責めを果たさずにいた立法懈怠(けたい)がインターネットアーカイブ訴訟を産んだといえなくもない。

### 5. Controlled Digital Lending(CDL)という規範理念とそれに対する利害対立

#### 5.1 CDL の理論構成

原告出版社側が著作権侵害行為だと糾弾しているのは、インターネットアーカイブの大規模紙媒体書籍スキャンにほかならない。デジタル情報通信技術が進展し電子書籍(eBooks)が主力商品として市場に登場する前、20 世紀までの紙媒体書籍の貸出利用を射程におき、確実に図書館資料として保存、次代に継承していくためには、以前にはマイクロフィルムに変換していたが、現在ではデジタル化が強く望まれる。

図書館が資料保存のために複製物 3 部を作成できることを含め図書館サービスについては、連邦著作権法 108 条が定めている。また、ファーストセール・ドクトリンを定める同法 109 条は、著作物が化体された物理的媒体の所有者は自由にその処分ができることとされており、資料の貸出のほか紙

媒体図書のスキャンもそこに含まれるとする。基本的に、図書館側がこれら連邦著作権法 108 条、109 条に、フェアユースを定めた 107 条を重ね合わせて組みあがっているのが CDL という理論であり、2018 年に *A White Paper on Controlled Digital Lending of Library Books*<sup>7</sup>に整理され、賛同する 24 の組織団体と 36 人の個人の署名が付された *Position Statement on Controlled Digital Lending by Libraries*<sup>8</sup>が公表されている。

CDL を簡単に説明すれば、図書館の保有する紙媒体資料をスキャンした電子書籍については、紙媒体資料と同等の取扱いが許されるべきだというものである。特定の同一紙媒体図書を 3 部所蔵していれば、図書館はその 1 部をスキャンし DRM を施したファイルをサーバにあげ、紙とデジタルを併せて同時に 3 人の利用者にだけ貸出期間内でアクセス利用を認める。インターネットアーカイブ訴訟ではこの考え方を図書館実務が産み出した法理として裁判所が承認するか否かが焦点となる。

#### 5.2 原告は「デジタルは紙と違う」

連邦著作権局が 2001 年 8 月に公表した *DMCA Section 104 Report*<sup>9</sup>は、「ファーストセール・ドクトリンの適用は、地理的要因や書籍及びアナログ著作物の段階的劣化等の要因から、オフラインの世界に限定される」旨を述べており、原告らの主張は見方によれば、これに尽きる。「デジタル(電子書籍)は紙(の書籍)とは(本質的に)違う」というのである<sup>10</sup>。また、連邦著作権法 106 条に定められた著作権者が保有する排他的権利(exclusive rights)に電子化権(electronic rights)が含まれるはずだと認識も伴っている。

出版社が電子書籍の利用を許諾する場合、市販価格の 3 倍から 5 倍の図書館価格を押し付けたり、ライセンス契約の有効期間を 2 年に限定したり、52 回の貸出に限定したりする振舞いの根拠はここにある。

### 6. この訴訟の表層にあらわれたものと深層に隠れているもの

インターネットアーカイブ訴訟の表層にあらわれているものは、上記に述べたとおりである。その深層に隠れ(され)ている‘真相’(本音)の一端に言及しておきたい。

2020 年 3 月のアメリカの書籍の売上げは、前年

の3月と比較して8.4%の6億6700万ドルに激減している<sup>11</sup>。また、米作家協会(AG)が公表したところによれば、会員メンバーの年収の中央値は2007年の12,850ドルから2017年は47%の6,080ドルへと激減している<sup>12</sup>。近年、市民生活の構造は激変し、本は買って読まない、買って読めないのである。また、「一般小説の売上げの80%は出版後3か月に発生する」<sup>13</sup>という事実に変化はないように思える。ロングセラーは少なく、現在のベストセラーのような売上げが期待できない過去に紙の書籍として発行した出版社のビジネスとその著作者に対して、あらためて遡及的にデジタル化を期待するのは困難で、現実には経済動機で過去の紙の本が電子書籍として再出版されることはまずありえない。

2018年にCDLに関する白書と声明とが公表されたのに対し、2019年2月に全米作家組合(National Writers Union)をはじめとする25の著作者の組織団体は、CDLの不当性を詳細に論じた“FAQ on Controlled Digital Lending(CDL) February 2019”<sup>14</sup>と、これには全米出版社協会も加わっているが、*An appeal to readers and librarians from the victims of CDL*<sup>15</sup>を公表している。後者には「たとえライブラリアン、アーキビスト、および読者が最善の意図をもって行動しているとしても、書籍の著者たちにどのように大きな害を与えているか理解してほしい」とある。

## 7. むすび

インターネットアーカイブ訴訟では、原告ら出版社が被告の大規模紙媒体資料スキャンに対して予備的差止命令(preliminary injunction)を求めているが、裁判所としてはにわかには判断できないように思える。アメリカの図書館実務では、全米各地で研究図書館などで大規模スキャンが続けられ既成事実が積みあがるなかで、この訴訟は長期にわたり継続されるであろう。

19世紀に発展した土木技術とそれを化体した土木重機がスエズ運河、パナマ運河を完成させ、日本では信濃川や利根川の改修を実現させ<sup>16</sup>、世界と国内の大規模土木工事(mass civil engineering works)が人間社会の便益と安全を高めたように、20世紀末から進化を続けるデジタル情報通信技術に支えられた大規模デジタル化作業(mass digitization)が人類の知識獲得と研究活動を容易な

ものとする文献情報世界の構造的変革につながることを期待したい。

註(ホームページのURLは2020年8月26日に確認。)

<sup>1</sup> この事件は多くのメディアで報道されている。国立国会図書館のサイト、「カレントアウェアネス・ポータル」(2020.06.03)にも記事が掲載されている。

<<https://current.ndl.go.jp/node/41125>>

<sup>2</sup> この訴訟の具体的な進行状況は、次のサイトで確認できる。

<<https://www.courtlistener.com/docket/17211300/hachette-book-group-inc-v-internet-archiv/>>

この予稿執筆段階では、2020年8月13日、連邦地裁は両当事者に対して8月28日までに連邦民事手続規則26条(f)項に定めるディスカバリー(証拠等開示手続)請求書の提出を命じたところまでフォローできた。

<sup>3</sup><<https://publishers.org/wp-content/uploads/2020/06/Filed-Complaint.pdf>>

<sup>4</sup> 「規整されたデジタル貸出」との訳語を使用したこともあるが、ここでは見出し語のほかは、以下アメリカの図書館界などでもよく使われる‘CDL’という略称を使用する。

<sup>5</sup> Google Books 訴訟については、インターネット上にも多くの関係情報が存在する。邦語で読める便利な文献に『Google Books 裁判資料の分析とその評価：ナショナルアーカイブはどう創られるか』(松田政行編/増田雅史著、商事法務、2016)がある。

<sup>6</sup><[https://www.copyright.gov/docs/massdigitization/USCOMassDigitization\\_October2011.pdf](https://www.copyright.gov/docs/massdigitization/USCOMassDigitization_October2011.pdf)>

<sup>7</sup> Written by David R. Hansen and Kyle K. Courtney.

<<https://controldigitallending.org/whitepaper/>>

<sup>8</sup><<https://controldigitallending.org/sites/default/files/statement.pdf>>

<sup>9</sup><<https://www.copyright.gov/reports/studies/dmca/sec-104-report-vol-1.pdf>>

<sup>10</sup> Capitol Records, LLC v. ReDigi Inc., 934 F. Supp. 2d 640 (S.D.N.Y. 2013)は、適法に購入したデジタル音楽ファイルをReDigi社の提供する中古売買仲介サイトを通じて再販売することにファーストセール・ドクトリンの適用は認められないとしている。

<sup>11</sup><<https://www.nytimes.com/2020/05/19/books/coronavirus-book-sales-march-2020.html>>

<sup>12</sup><<https://www.forbes.com/sites/niallmccarthy/2019/01/09/u-s-authors-have-suffered-a-drastic-decline-in-earnings-infographic/#71131396655e>>

<sup>13</sup>ミケーレ・ポルドリン、デヴィッド・K・レヴァイン『<反>知的独占：特許と著作権の経済学』NTT出版、2010、pp.198-199。

<sup>14</sup><<https://nwu.org/wp-content/uploads/2019/08/CDL-FAQ-15AUG2019-v104.pdf>>

<sup>15</sup><<https://nwu.org/wp-content/uploads/2019/08/CDL-Appeal-15AUG2019-v104.pdf>>

<sup>16</sup> たとえば、大熊孝『洪水と治水の河川史：水害の制圧から受容へ』平凡社、1988の「第4章 近代技術の登場と水害への対応の変化」(pp.139-228)を参照。

第68回 日本図書館情報学会研究大会発表論文集

注記：2013年より『日本図書館情報学会研究大会発表要綱』から改題

発行：2020年10月3日

編集：日本図書館情報学会研究委員会

発行：日本図書館情報学会

〒252-0383 神奈川県相模原市南区文京 2-1-1

相模女子大学 金井喜一郎研究室内